

# 総合基本資料

2022



Junior Chamber International Japan/SAGA

2022年度 スローガン

銀鱗躍動

～地域で勢いよく輝き続ける団体を目指し～

一般社団法人 佐賀青年会議所

## J C 宣言文

日本の青年会議所は  
希望をもたらす変革の起点として  
輝く個性が調和する未来を描き  
社会の課題を解決することで  
持続可能な地域を創ることを誓う

## 綱 領

われわれ J A Y C E E は  
社会的・国家的・国際的な責任を自覚し  
志を同じうする者 相集い 力を合わせ  
青年としての  
英知と勇気と情熱をもって  
明るい豊かな社会を築き上げよう。

## J C I 綱領

我々はかく信じる：  
「信仰は人生に意義と目的を与え  
人類の同胞愛は国家の主権を超越し  
正しい経済の発展は  
自由経済社会を通じて最もよく達成され政  
治は人によって左右されず法によって運営  
されるべきものであり  
人間の個性はこの世の至宝であり  
人類への奉仕が人生最善の仕事である」

## The Creed of Junior Chamber International

### We Believe:

That faith in God gives meaning and purpose to human life;  
That the brotherhood of man transcends the sovereignty of nations;  
That economic justice can best be won by free men through free enterprise;  
That government should be of laws rather than of men;  
That earth's great treasure lies in human personality; and  
That service to humanity is the best work of life.

## JCI MISSION

To provide development opportunities that empower young people to create positive change.

## J C I のミッション（使命）

青年が積極的な変革を創造し開拓するために、  
能動的に活動できる機会を提供する。

## JCI VISION

"To be the leading global network of young active citizens,"

## J C I のヴィジョン（構想）

若き能動的市民の  
トップ・グローバル・ネットワークになること

# 目 次

## **基本資料編**

佐賀青年会議所理事長所信および基本方針	1
委員会基本方針・事業計画	8
2022年度収支予算書	18
組織図	19
2022年度 年間スケジュール	20
入会年度別・年齢別一覧表	21
定款・諸規定	23
決算報告書	50

## **公益社団法人日本青年会議所・九州地区協議会・佐賀ブロック協議会**

### **関係資料編**

公益社団法人日本青年会議所 関係資料	55
九州地区協議会 関係資料	66
佐賀ブロック協議会 関係資料	76

## **歴代正副理事長・シニア・クラブ会員名簿・シニア・クラブ規約**

歴代正副理事長・専務理事	81
シニア・クラブ会員名簿	86
シニア・クラブ規約	92

## **防災危機管理マニュアル**

防災危機管理マニュアル要綱	93
---------------	----

## **ソーシャルメディアガイドライン**

ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン	99
------------------------	----

## **2021年度 事業報告**

2021年度 佐賀青年会議所理事長報告	101
各委員会・出向者報告	104
LOM内褒賞及び皆勤賞受賞者	115



# 基 本 資 料 編



# 理事長・副理事長・専務理事



第67代  
理事長  
島内 陽輔



副理事長  
園田耕太郎



副理事長  
山口 寛彰



副理事長  
西村 誠剛



副理事長  
岩永 清邦



専務理事  
渡邊 雅夫

# 直前理事長・監事・顧問・出向理事



直前理事長  
古川 健太郎



特別顧問  
江崎 正徳



監事  
光吉 勝助



監事  
井内 政徳



顧問  
兵動 将崇



顧問  
吉村 篤



常務理事  
松並 陽一



財政局長  
片岡 清治郎



事務局長  
菱岡 英貴



出向理事  
古賀 久達

## 一般社団法人佐賀青年会議所 2022年度 理事長所信



第67代 理事長  
島内 陽輔

# 銀鱗躍動

～地域で勢いよく輝き続ける団体を目指し～

## はじめに

一般社団法人佐賀青年会議所は1956年に創立され、本年で66年目を迎えます。この長きにわたり、運動・活動を続けられたことは、それぞれの時代で先駆的な活躍をされてこられた先輩諸兄と行政の方々、関係団体、そして住み暮らす地域の皆様のご理解、ご協力があったからこそであります。佐賀青年会議所の素晴らしい運動・活動を未来へ繋げていくためにも今日まで先輩諸兄が積み重ねてこられた多くの功績と地域の皆様に支えられてこられたことに敬意と感謝の意を表し、地域の活性化そして地域の担い手である青年経済人の育成と輩出を目指し、一歩一歩前進していく所存です。

2019年に発生した新型コロナウイルス感染症は、ワクチンが普及し始めたにも関わらず各地で緊急事態宣言が発令されるなど、生活の安全を脅かすことと経済活動の縮小を招いております。しかし、デジタル革新を駆使したニューノーマル時代へと世の中が急速に変革していったことで、人々の働き方や生き方への意識が変わり始め、地方移住を行うまたは意識し始めた人が多くなってきたのも事実です。

私たち佐賀青年会議所は、新型コロナウイルス感染症発生以来、様々な集合型の事業の構築を行ってきましたが、事業の延期・縮小・中止をせざるを得ない状況が続きました。時代の開拓者・変革者である私たちは、このような時代でも運動・活動を展開し、地域そしてメンバーが勢いよく輝き続けていける団体へと成長していくかなければなりません。

## 時代に合った組織づくりについて

新型コロナウイルス感染症に伴い、働き方やライフスタイルが大きく変わりました。佐賀青年会議所としては、先輩諸兄が積み重ねてこられた歴史をもとに急速に変革していく時代に合った組織へと変わらなければなりません。青年会議所は「会議」をする団体であり、「会議」なしでは運動・活動を行うことができません。昨今、新型コロナウイルス感染症に伴い場所を問わない会議のスタイルが浸透しております。また、グローバル化に伴い、メンバーによっては、住み暮らす地域外での活動も多く見受けられます。このような状況でもすべてのメンバーがストレスフリーに参加できる会議体の構築を目指します。

## 積極的な広報活動について

青年会議所は、地域に根ざし、そして先駆的な運動・活動を積み重ねてきました。どんなに素晴らしい運動・活動でもそれに賛同する地域の皆様が運動・活動に関わらなければ、地域に根付くことはできません。構築した運動・活動を広く地域の皆様に浸透させること、そして、佐賀青年会議所のブランディング力向上を図るため、広報媒体の検討や戦略的な広報手法を構築し広報活動を行い、運動・活動に対する参加員数が80%以上となることを目指します。

## 会員拡大・会員の資質向上について

自分だけのことを考える人が多い地域より、人のため、地域のために考えられる人が多い地域のほうが地域活性化を促すと考えます。青年会議所は人のため、地域のために運動・活動をする団体であり、そのような人財を育てる団体でもあります。だから会員拡大は必要です。しかし、伝える側が拡大の意義をわかっていかなければ、そこに巻き込んでいく力は生まれないのでしょうか。勧誘するだけではなく、青年会議所を熱く語れるよう成長すること、伝えていけるようになることが会員拡大に繋がると考えます。このような人財を育てるために、会員の資質向上を目的とした青年会議所の本質が理解できる取り組みを実施します。

## まちづくりについて

青年会議所運動・活動の主体は、つねに「住み暮らす地域」であります。まちづくりなくして青年会議所は語れません。長年、開催していたまちづくり事業は、集合型であります。新型コロナウイルス感染症により、集合型の事業を開催することは非常に困難な選択をせざるを得ない状況が続くと考えられます。しかし、時代の開拓者・変革者である私たちは、このような状況でも住み暮らす素晴らしい地域を活性化に導かなければなりません。そのためにデジタル革新を駆使するなどの分散型の事業の構築やニューノーマル時代の到来により促進される地方移住を地域活性化に繋げるため、住み暮らす地域に存在する課題を財産として価値を見出せるよう行政や他団体を巻き込んだ社会変革型の運動を展開します。

## 国際交流について

佐賀青年会議所は1985年以来、38年にわたり社團法人台南市新營國際青年商會と交流を続けています。長年の交流により、互いの多様性を認め、互いに組織力を高めてまいりました。本年は、新型コロナウイルス感染症でここ数年、直接的な交流ができなかったことを踏まえ、新たなる交流の形で友情を深め、新營國際青年商會と手を取り合い、世の中の問題に向き合い行動を起こすことで「明るい豊かな社会の実現」への第一歩となり、その先に青年会議所の最終目標である「恒久的世界平和」を実現します。また、地域の活性化に繋げるために地域に住み暮らす在留外国人との交流を行い、多様性を受け入れユニバーサルなまちを目指した取り組みを模索します。

## ビジネスについて

日本そして地域経済を再び充実させる任務の大半を負っているのは私たち青年経済人であります。本年もビジネスの機会を再度捉えて地域経済の充実を図らなければなりません。本年のビジネスの機会はビジネスの延長線上ではなく、ビジネスの発展につながる新情報や人脈、マネジメントを学べる機会の提供など、メンバーやそれぞれが地域を担う青年経済人としての質の向上を目指します。

## 防災について

近年気候変動の影響による水害・土砂災害が頻発・激甚化しており、ここ佐賀でも令和元年8月豪雨・令和2年7月豪雨・令和3年8月豪雨で甚大な被害を受けました。公共施設で防ぎきれない水害が発生していることから、ハード・ソフト一体となった防災・減災対策が求められています。2011年東日本大震災より、青年会議所の強みであるネットワークを生かし、県内県外の災害復旧支援に尽力してきました。引き続き、災害時に支援を行うとともに防災・減災に対する地域の皆様の意識醸成を図るために、行政や関係団体と連携した取り組みを模索します。

## 全国大会招致について

昨年開催された65周年式典の中の「一般社団法人佐賀青年会議所創立65周年提言」では、住み暮らす地域の多くの魅力を全国に伝播する機会を創出するために、2021年1月現在で約24,000名の正会員数を有する公益社団法人日本青年会議所が主催し、開催地に多くのメンバーが集う全国大会の招致を目指すと唱えられております。

本年は、全国大会招致に向けた元年として、日本青年会議所に出向者を多く輩出することやコミットすることと全国大会招致に関する情報収集を行います。

## 結びに

明るい豊かな社会の実現を理想とし、共に向上し合い、社会に貢献しようという理念のもと、1949年日本ではじめて青年会議所が誕生しました。時代が変わってもその根源が揺らぐことはありません。佐賀青年会議所は「修練」「奉仕」「友情」の三信条のもと、「銀鱗躍動」のように地域で勢いよく輝き続ける団体を目指します。

# [2022年度 各室活動方針]

本年度は5室5委員会をもって構成する。

## 会員拡大・研修室

- 新入会員研修の企画・運営（通年）
- 厄入厄晴の企画・運営（2月）
- 例会の企画・運営（2月・6月・12月）
- 九州コンファレンス（糸島）参加者への支援（8月）
- 卒業生を送る会の企画・運営（12月）
- 会員拡大 拡大目標 委員会8名（全体40名）

## まちづくり室

- 地域運動（通年）
- 花火大会の企画・運営（8月）
- 京都会議参加者への支援（1月）
- 河川清掃（4月）
- 例会企画・運営（4月・7月）
- 全国大会（大分）参加者への支援（10月）
- 会員拡大 拡大目標 委員会8名（全体40名）

## 国際・交流室

- 新營JC訪問交流の企画・運営（11月）
- シニア総会の参加者支援（1月）
- 裸ん行（大川）参加者への支援（2月）
- 例会の企画・運営（3月・11月）
- ASPAC参加者への支援（6月）
- 河川清掃（10月）
- JCI世界会議参加者への支援（11月）
- 会員拡大 拡大目標 委員会8名（全体40名）

## ビジネス・防災対策室

- 防災事業の企画・運営（6月）
- 新年会の企画・運営（1月）
- サマーコンファレンス参加者への支援（7月）
- 例会の企画・運営（5月・9月）
- 薩長土肥参加者への支援（11月）
- 会員拡大 拡大目標 委員会8名（全体40名）

## 総務・広報室

- 諸会議の運営・設営（通年）
- 諸記録の整理（通年）
- 広報活動、情報の発信（通年）
- 総会の運営・設営（1月・8月・10月）
- 佐賀ブロック大会参加者への支援（6月）
- シニア交流事業の実施（5月）
- 献血活動の推進（4月）
- 会員拡大 拡大目標 委員会8名（全体40名）

# 会員拡大・研修室



室長  
畠中 隆嘉



会員拡大・研修委員長  
田中 徳晃

# 会員拡大・研修委員会 基本方針

会員拡大・研修室 会員拡大・研修委員会  
委員長 田中 徳晃

昨年65周年という一つの節目を迎えた一般社団法人佐賀青年会議所は今もなお会員数の減少という課題を抱えています。このような情勢でも、我々は明るい豊かな社会の創造に向か、活動運動を推進していくことが求められ、その原動力として全会員で拡大に取り組み、メンバーの資質向上を目指し、組織を強化していく必要があります。

まずは、人財を発掘し会員拡大につなげていくために、候補者の情報を共有して、会員拡大について学べる場を設けることで、メンバー一人ひとりの拡大への意識を高め、共に行動する仲間を増やしていきます。そして、佐賀の青年団体としてより一層発展していくために、会員拡大・研修委員会が率先して佐賀青年会議所の魅力を発信していくことで、会員拡大につなげます。さらに、仮会員を正式入会へと導くために、現役メンバーとのコミュニケーションを取る場を設けることで、相互の理解と友情を深め、今後につながる信頼関係を築き上げます。また、仮会員の参加意欲や絆を高めるために、メンバー同士の対話を大切にする研修をし、仲間と共に青年会議所の輪を広げる活動へとつなげます。そして、メンバーが青年会議所の魅力や意義について再認識するために、運動の意義について学べるツールを作ることで、青年会議所の活動の取り組み意識を高めます。さらに、地域発展のために第一線で活動をし、数々の功績を残してこられた卒業生に感謝の気持ちを伝えるために、精一杯の労いの心を込めて繋がりが続いているような卒業生を送る会を開催することで、卒業生と現役メンバーとの絆を深めます。

決まった時間の中で、佐賀青年会議所の魅力をわかっていただき、会員全体の資質向上を行うとともに、我々は「修練」「奉仕」「友情」の三信条のもと、「銀鱗躍動」のように地域で勢いよく輝き続ける団体を目指します。

## 【事業計画】

1. 新入会員研修の企画・運営（通年）
2. 厄入厄晴の企画・運営（2月）
3. 例会の企画・運営（2月・6月・12月）
4. 九州コンファレンス（糸島）参加者への支援（8月）
5. 卒業生を送る会の企画・運営（12月）
6. 会員拡大 拡大目標 委員会8名（全体40名）

# まちづくり室



室長  
溝口 貴将



まちづくり委員長  
蒲原 伸矢

# まちづくり委員会 基本方針

まちづくり室 まちづくり委員会  
委員長 蒲原 伸矢

昨今、新型コロナウイルス感染症により引き続き大きな影響を受け、私たち一般社団法人佐賀青年会議所の活動が縮小や自粛という状況に見舞われております。人が集まり交流する事が困難だった中、今までと違う社会変革型の事業で地域に活力を与え未来を明るくし、安心して暮らし続けることができるまちづくり運動を行なっていく必要があります。

まずは、より良い課題の解決方法を模索するために、地域団体の方と話し合いの場を設け情報の共有を行なうことで、地域の課題を明確にして解決に向けた運動を行なってまいります。そして、佐賀の地域に住み暮らす人と人を結びつける運動を行なうために、行政や各種地域団体に働きかけを行なうことで、地域活性化の架け橋となり持続可能な地域をつくってまいります。さらに、佐賀の地域交流に結びつけるために、環境の整備を行ないながらその中で子どもたちや高齢者とのコミュニケーションを図り、次世代の交流へつなげてまいります。また、市民一人ひとりの地域への愛を深め継続的にまちづくりに向き合うきっかけとなるために、まちの魅力を活かしつつ新たな価値を産み出し、未来に向けて育み活性化する機会を創出します。そして、花火大会では大人から子どもたちまでが未来への明るい希望と元気をあたえ今後の地域の活性化を図っていくために、安全対策をしっかりと行ないながら企画・運営を行ない、佐賀に住み暮らす人たちが思い出に残る感動的な花火大会をつくってまいります。

佐賀青年会議所と行政、各種地域団体との関係をより一層結びつけ佐賀に住み暮らす地域の方がたと共に感動を分かち合い、佐賀に貢献できるまちづくり事業を続けていく「修練」「奉仕」「友情」の三信条のもと、「銀鱗躍動」のように地域で勢いよく輝き続ける団体を目指します。

## 【事業計画】

1. 地域運動（通年）
2. 花火大会の企画・運営（8月）
3. 京都会議参加者への支援（1月）
4. 河川清掃（4月）
5. 例会企画・運営（4月・7月）
6. 全国大会（大分）参加者への支援（10月）
7. 会員拡大 拡大目標 委員会8名（全体40名）

## 国際・交流室



室長  
久保 隆佳



国際・交流委員長  
古賀 智博

# 国際・交流委員会 基本方針

国際・交流室 国際・交流委員会  
委員長 古賀 智博

昨今、労働人口の減少や教育水準の向上を背景とした、政府方針による外国人の受け入れ促進などにより、地域に住まわれる在留外国人の増加が予測されている中、多文化共生を目指した地域づくりに取り組む機運が高まっています。グローバル社会における多様性を受け入れ、地域に住み暮らす人びとにとって、明るい豊かな社会となるよう我々が地域社会と密接な交流を深め知識を醸成していく必要があります。

まずは、諸先輩が1985年から継続されてきた姉妹J Cである社團法人台南市新營國際青年商會との交流が本年度で38年目を迎え、堅固なる友情をさらに深めるために、相互交流に関わる課題解決に取り組み、より一層楽しみを持って参加できる相互交流にします。そして、文化、歴史、価値観の違いを、広く深く理解し合える国際交流するために、個々においても友情が芽生える訪問事業を企画し、佐賀青年会議所メンバーに積極的な参画を促すとともに、国際意識を高める機会を創出します。さらに、多様性を受け入れるユニバーサルな地域社会を目指していくために、身近に住み暮らす在留外国人の方とコミュニケーションを交わす例会などを行い、多文化共生への理解を深め活気溢れる地域づくりにつなげます。また、国内開催であるASPAC堺高石大会での近隣諸国との交流をより多くのメンバーで共有するために、日本青年会議所等から発信される情報を集約した周知活動を行い、身近で体感できる国際経験を積み、友情の輪を広げ青年会議所活動の一助とします。

我々佐賀青年会議所はこれまで以上に国際社会・地域社会への貢献と交流を通じた活動を行い、一人ひとりの違いを柔軟に受入れ、地域の方々と共に皆が手を取り合い、多様性を活かした佐賀を創造していき、「修練」「奉仕」「友情」の三信条のもと、「銀鱗躍動」のように地域で勢いよく輝き続ける団体を目指します。

## 【事業計画】

1. 新營J C訪問交流の企画・運営（11月）
2. シニア総会の参加者支援（1月）
3. 裸ん行（大川）参加者への支援（2月）
4. 例会の企画・運営（3月・11月）
5. ASPAC参加者への支援（6月）
6. 河川清掃（10月）
7. JCI世界会議参加者への支援（11月）
8. 会員拡大 拡大目標 委員会8名（全体40名）

## ビジネス・防災対策室



室長  
船津 和弥



ビジネス・防災対策委員長  
飯 笹 壽久

# ビジネス・防災対策委員会 基本方針

ビジネス・防災対策室 ビジネス・防災対策委員会  
委員長 飯 笹 壽久

2021年8月の大雨は2019年8月の大雨に匹敵する甚大な被害を佐賀にもたらしました。佐賀は災害が比較的少ない県と言われてきましたが、近年は自然災害が頻発しており、防災・減災への意識向上および取り組みが必要となっています。また、昨今の新型コロナウイルス感染症により、生活は様変わりしています。県内の経済状況においてもまだ先行きは不透明であり、県内企業の人材不足、新型コロナウイルスに対応したビジネスへの課題意識が高まっています。

まずは、一般社団法人佐賀青年会議所として災害時の活動の意義や役割を認識するために、災害時対応や他団体との連携方法を学ぶことで、メンバーの防災意識を高めていきます。そして、災害時に迅速な対応をするために、締結している青年団体と共に活動し連携強化することで、早期の復旧・物資確保・供給につなげていきます。さらに、安心・安全なまちづくりをするために、行政・地域と協力しあうことで、災害に強いまちづくりにつなげていきます。また、若い世代の防災・減災意識の向上のために、親子参加型の防災事業を開催することで、災害が子どもに与える影響の軽減につなげます。そして、災害時に重要となるボランティアへの参加意識向上のために、大学・短期大学・専門学校等の団体と連携を進め、ボランティア数の確保、学生への学びにつなげていきます。さらに、ビジネス分野においてはメンバーの経済知識向上のために、経営課題解決に向けた場を提供することで、メンバーの学びや社業の発展のヒントにつなげ、メンバー一人ひとりが地域を担う青年経済人としての質の向上を目指します。

ウイズコロナの時代生き抜き、アフターコロナに向けてより良い地域社会創りに貢献をし、団体や地域の方々と手を取り合い、佐賀青年会議所でだからこそできることに挑戦し続け、「修練」「奉仕」「友情」の三信条のもと、「銀鱗躍動」のように地域で勢いよく輝き続ける団体を目指します。

## 【事業計画】

1. 防災事業の企画・運営（6月）
2. 新年会の企画・運営（1月）
3. サマーコンファレンス参加者への支援（7月）
4. 例会の企画・運営（5月・9月）
5. 薩長土肥参加者への支援（11月）
6. 会員拡大 拡大目標 委員会8名（全体40名）

## 総務・広報室



室長  
森公照



総務・広報委員長  
古賀修平

# 総務・広報委員会 基本方針

総務・広報室 総務・広報委員会  
委員長 古賀 修平

一般社団法人佐賀青年会議所は、1956年の設立から66年間に亘り、厳格な諸会議や組織運営のもとに地域の持続的な発展に寄与する運動を時代の変化に応じた形で展開し、佐賀の先進的な青年団体として活動してまいりました。SDGsの推進を掲げる私たちは、佐賀の明るい豊かな未来の在り方について地域の方々と共に考え運動を行う、佐賀の持続可能なまちづくりを先導し続ける組織へと進化し続ける必要があります。

まずは、組織活動における中核となる総会や理事会など諸会議を円滑に運営するために、会議5日前の議案提出・2日前の会議アジェンダ配信の徹底と委員会メンバー全員による議案精査を行うと同時に、現行のアジェンダシステムを運用しながら新システム導入の検討をすることで、効率的な会議運営を実現します。そして、佐賀青年会議所全体の将来の諸会議資質向上のために、各委員会と連携を行いながら全会員の理事会オブザーブ参加を推進し、会議体としての基盤をより確かなものにします。さらに、地域における佐賀青年会議所活動の周知と強力なパートナーシップを構築するために、佐賀をリードする諸団体の代表者や佐賀青年会議所シニア・クラブとの情報交換および連絡体制の確立をし、佐賀青年会議所のプランディングの向上を図り、ひいては全国大会招致への機運を高めます。また、佐賀青年会議所のこれまでの歩みや事業内容、活動目的を効果的に発信するために、ホームページやFacebookを始めとするSNSなどの広報媒体を用い、佐賀青年会議所シニア・クラブとも連携しての様々な情報発信を行うことで、地域の皆様に佐賀青年会議所への理解を深めていただき、今後の活動推進につなげてまいります。

総務・広報委員会は、盤石な組織基盤の構築と効果的な情報発信により佐賀青年会議所の一層の発展を後押しし、「修練」「奉仕」「友情」の三信条のもと、「銀鱗躍動」のように地域で勢いよく輝き続ける団体を目指します。

## 【事業計画】

1. 諸会議の運営・設営（通年）
2. 諸記録の整理（通年）
3. 広報活動、情報の発信（通年）
4. 総会の運営・設営（1月・8月・10月）
5. 佐賀ブロック大会参加者への支援（6月）
6. シニア交流事業の実施（5月）
7. 献血活動の推進（4月）
8. 会員拡大 拡大目標 委員会8名（全体40名）

# (一社)佐賀青年会議所2022年度収支予算書

2022年1月1日から2022年12月31日まで

○收入の部

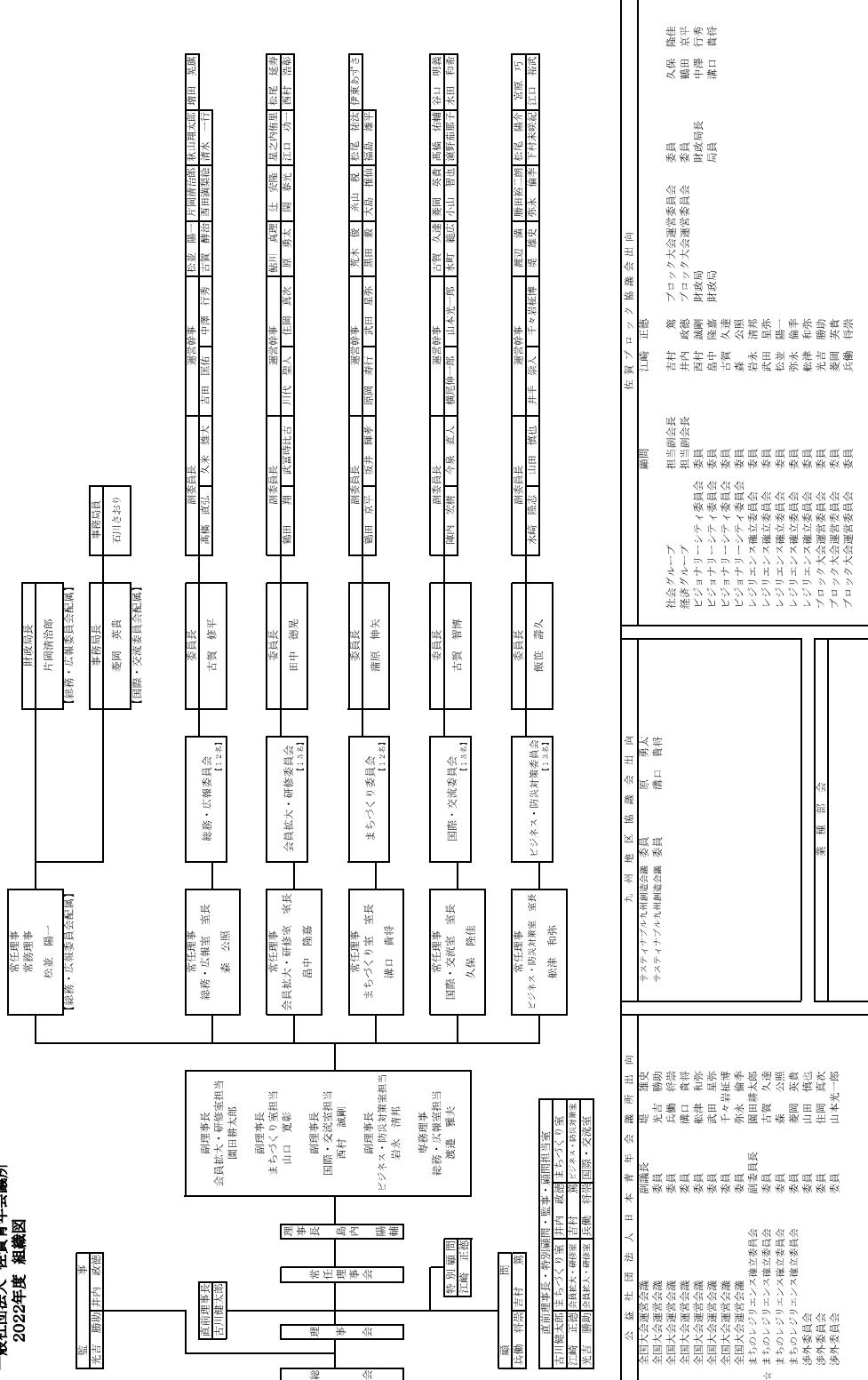
(単位:円)

項目	勘定科目	単価	人員	2021年 補正後予算額	単価	人員	2022年 予算額	摘要
受取入会金	入会金	40,000	20	800,000	40,000	20	800,000	目標40名
受取会費	正会員会費			11,140,000	120,000	80	9,600,000	
	臨時会費			0			0	
事業収益	登録料収益			0			0	
	広告料収益			3,167,500			0	佐賀城下栄の国まつり協賛金
受取補助金	地域活性化事業			0			0	佐賀城下栄の国まつり補助金
	支援事業			0			0	
受取寄付金	国際交流事業			0			0	
雑収益	JCカード利用手数料還元金			35,000			30,000	日本青年会議所より
	受取利息			1,000			1,000	定期利息
	事務委託費			140,000			140,000	佐賀ブロック協議会より
	事務委託費			200,000			200,000	佐賀青年会議所シニア・クラブより
	卒業生記念品代			130,000			170,000	卒業生より
	その他			120,000			120,000	自販機収入など
財務活動収入	お祝い金(65周年記念式典)			220,000			0	減価償却積立預金を本部会計へ
	減価償却積立預金取崩収入			0			0	周事業積立預金を本部会計へ
	周年事業積立預金取崩収入			500,000				
	当期収入合計(A)			16,453,500			11,061,000	
	前期繰越収支差額			4,280,521			2,849,826	前年度の流动資産から流动負債を差引いた金額
	収入合計(B)			20,734,021			13,910,826	

○支出の部

項目	勘定科目	単価	人員	2021年 補正後予算額	単価	人員	2022年 予算額	摘要
支払負担金	JCI会費	1,573		157,300	1,664	79	131,456	
	日本JC基本金			60,000			60,000	51名からは、25名増すごとに15,000円を加算
	日本JC付加金	5,000		500,000	5,000	79	395,000	
	国際協力資金	1,825		182,500	1,825	79	144,475	
	We Believe購読料	3,000		300,000	3,000	79	237,000	
	九地区運営負担金	4,000		400,000	4,000	79	316,000	運営負担金2,000円・地区大会登録料2,000円
	佐賀ブロックLOM負担金			30,000			30,000	
	佐賀ブロック会員負担金	3,500		350,000	3,500	79	276,500	
	出向費(日本JC)	20,000	6	120,000	20,000	15	300,000	
	出向費(九州地区)			0		0	0	
	佐賀JCシニア・クラブ入会金	10,000	13	130,000	10,000	17	170,000	
	支払負担金 計			2,229,800			2,060,131	
事務費	給料手当			1,680,000			1,680,000	労働保険料など
	福利厚生費			20,000			20,000	電話FAX料・利用料・葉書切手代・郵送関係費など
	通信運搬費			500,000			500,000	WEBサイト更新制作料
	広報費			254,200			79,200	基本資料・会員名簿・ネームプレート台紙・印刷関係費など
	印刷部材費			1,550,000			1,450,000	会館備品・ホームページ・パンフレットなど
	消耗品費			650,000			450,000	電気・ガス・水道・灯油代など
	光熱水料費			80,000			80,000	振替手数料・振込手数料・法人INB基本手数料など
	支払手数料			144,650			144,650	JC会館火災保険料
	保険料			35,000			35,000	理事登記変更代・収入印紙代
	租税公課			81,000			81,000	法人市民税60,000円・法人県民税21,000円
	事務費 計			5,514,850			5,169,850	
維持費	雜費			440,000			100,000	新聞代・事務用品以外の備品代など
	整備料			238,920			238,920	JC会館整備料
	会館維持費			450,000			400,000	ゴミ収集代・WAX清掃代・消防点検代・修繕費など
	雜費 計			1,128,920			738,920	
顧問料	会計顧問料			100,000			110,000	
	顧問料 計			100,000			110,000	
会議費	会議費			440,000			100,000	会場・駐車場使用料・Zoomライセンス費など
	会議費 計			440,000			100,000	
賃借料	土地賃借料			543,280			543,280	JC会館土地賃借料
	リース料			550,000			550,000	印刷機・コピー機・パソコンのリース料・再リース料
	賃借料 計			1,093,280			1,093,280	
渉外費	渉外費			250,000			150,000	御宿代・御土産代など
	慶弔費			120,000			120,000	結婚祝い・長子出産祝い・佛花代など
	理事会活動費			250,000			150,000	寸志・理事長経験者バージ代・活動費など
	褒美賞			55,000			45,000	褒美品・静縁代など
	詣会費			8,000			8,000	西神野自治会会費・外部団体会費など
	渉外費 計			683,000			473,000	
事業費	総務委員会			7,920			0	総務・広報委員会
	国際・ビジネス委員会			65周年			150,000	会員拡大・研修委員会
	人財づくり委員会			1,055,439			0	まちづくり委員会
	青少年・環境委員会			2,432,000			300,000	国際・交流委員会
	まちづくり委員会			477,500			300,000	ビジネス・防災対策委員会
	会員拡大委員会			293,195				
	会員研修・ビジネス			293,000				
	事業費 計			4,559,054			1,050,000	
研修費	佐賀ブロック大会登録料	2,000	88	176,000	3,000	80	240,000	
	九州地区大会			0			0	ASPA・全国大会登録料
	大会参加補助費			0			0	京都大会登録料
	登録料			8,000			8,000	
	研修費 計			184,000			248,000	
その他支出	雜損失			0			0	
	雜損失 計			0			0	
財務活動支出	減価償却積立預金立支出			0			0	減価償却積立預金の受取利息・口座開設
	周年事業積立預金立支出			0			0	周年事業積立預金の受取利息・口座開設
	当期支出合計(C)			15,932,904			11,043,181	
	当期収支差額(A)-(C)			520,596			17,819	
	次期繰越収支差額(B)-(C)			4,801,117			2,867,645	

一般社団法人 佐賀青年会議所  
2022年度 組織図



<2022年度 年間スケジュール>

	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
常任理事会	JCI会館 19:30~21:30 JC会館 19:30~21:30	12月28日(火) 4日(火)	1月20日(木) 2日(木)	2月17日(木) 2日(水)	3月18日(金) 1日(金)	4月22日(金) 6日(金)	5月20日(金) 1日(水)	6月17日(金) 1日(水)	7月20日(水) 3日(水)	8月19日(金) 1日(木)	9月22日(木) 4日(木)	10月19日(水) 2日(木)
理事会												11月22日(火) 2日(金)
例会 総会	日時 17:30~ 19:30~ 19:30~ 19:30~	17日(月) 14日(木) 14日(木) 例会 例会	19:30~ 19:30~ 例会 例会	19:30~ 19:30~ まちづくり まちづくり	13日(金) 14日(火) 14日(火) 例会 例会	16日(火) 16日(火) 16日(火) 金員拡大・研修 金員拡大・研修	16日(金) 16日(金) 16日(金) 会員拡大・研修 会員拡大・研修	19:30~ 19:30~ まちづくり まちづくり	19:30~ 19:30~ まちづくり まちづくり	19:30~ 19:30~ まちづくり まちづくり	19:30~ 19:30~ まちづくり まちづくり	
担当委員会	総務・広報室	11日(火) 8日(火)	10日(木) 7日(木)	10日(火) 5日(火)	10日(火) 5日(火)	7日(火) 5日(火)	7日(火) 5日(火)	9日(火) 9日(火)	6日(火) 6日(火)	11日(火) 11日(火)	8日(火) 8日(火)	6日(火) 6日(火)
会員拡大・研修室	会員拡大・研修室	6日(木)	10日(木)	10日(木)	7日(木)	12日(木)	9日(木)	7日(木)	11日(木)	8日(木)	6日(木)	10日(木)
まちづくり室	まちづくり委員会	11日(火)	8日(火)	8日(火)	5日(火)	10日(火)	10日(火)	7日(火)	5日(火)	6日(火)	11日(火)	8日(火)
国際・交流室	国際・交流委員会	6日(木)	9日(水)	10日(木)	6日(水)	12日(木)	8日(水)	7日(木)	10日(水)	8日(木)	5日(水)	10日(木)
ビジネス・防災対策室	ビジネス・防災対策委員会	12日(火)	9日(水)	9日(水)	6日(水)	11日(火)	8日(水)	6日(水)	10日(水)	7日(火)	12日(水)	9日(火)
LOM事業	事業名	新年会	厄入厄晴		献花・運動 河川清掃				佐賀城下 来の国まつり		河川清掃	卒業生を送る会
佐賀ブロック	事業名 開催場所								プロック大会 鹿島			プロジェクト ファイアル
	役員会議	13日(木)	16日(水)	15日(火)	13日(水)	16日(月)	13日(月)	13日(月)	13日(木)	14日(水)	13日(木)	14日(火)
	開催場所											13日(火)
	金員会議所会議	25日(火)	24日(木)	28日(月)	25日(月)	30日(月)	27日(月)	25日(月)				
	開催場所	武雄	佐賀	鳥栖	鹿島	伊万里	唐津	佐賀	陶都有田	唐津	武雄	鳥栖
九州地区	大会等 開催場所								九州コラボラレス 糸島			
	会務役員	7日(金)	4日(金)	7日(月)	4日(月)	9日(月)	3日(金)	8日(金)	2日(金)	3日(月)	7日(月)	2日(金)
	役員会議	18日(火)	22日(火)	19日(火)	24日(火)	24日(火)	21日(火)	22日(金)	20日(火)	18日(火)	22日(火)	9日(金)
	開催場所	糸島	大牟田	中津	武雄	臺山	人吉	糸島	川内	(WEB)	(WEB)	宮崎
JCI・日本JC	JCI講会議・NOM事業 開催場所	京都	京都	京都	横浜	AS PAC	サマーコラボラレス 横浜			全国大会 大分	JCI世界会議 未定	
その他	シニア総会 佐賀	20日(木)~23日(日)			26日(木)~29日(土)	16日(土)~17日(日)			7日(金)~10日(月)	日本JC総会 大分		

<注記>

※1月総会は17:30から開始予定  
※12月例会は時間変更の可能性あり

**(一社)佐賀青年会議所 2022年度 入会年度別一覧表**

年 度	人 数	会 員 名				
2008年(H20)	2名	江崎 正徳	渡邊 雅夫			
2009年(H21)	1名	西村 浩彰				
2011年(H23)	1名	原 勇太				
2012年(H24)	4名	古賀 酵治	福島 雄平	星之内侑里	渡辺 満	
2013年(H25)	2名	島内 陽輔	山口 寛彰			
2014年(H26)	1名	井内 政徳				
2015年(H27)	4名	辻 安隆	西村 誠剛	畠中 隆嘉	古川健太郎	
2016年(H28)	9名	片岡清治郎	久保 隆佳	小山 智也	園田耕太郎	田中 徳晃
		西田満梨絵	松尾 延寿	松尾 陽介	溝口 貴将	
2017年(H29)	5名	鮎川 真理	江口 功一	陣内 宏樹	船津 和弥	吉村 篤
2018年(H30)	10名	秋山翔太郎	岩永 清邦	勝田裕二朗	古賀 久達	菱岡 英貴
		兵働 将崇	増田 晃旗	水田 和希	光吉 勝助	森 公照
2019年(R元)	10名	飯 笹 壽久	久米 雄大	黒田 育	関 春光	高橋 佑輔
		松並 陽一	水町 範広	宮原 巧	横尾伸一郎	吉田 匡佑
2020年(R2)	20名	伊東あづさ	糸山 稔	今泉 直人	江口 裕武	大島 推仙
		蒲原 伸矢	古賀 修平	坂井 輝孝	下村未咲紀	住岡 真次
		武田 星弥	谷口 明義	堤 雄史	鶴田 京平	鶴田 翔
		中澤 行秀	原岡 寿行	水崎 隆志	山田 慎也	山本光一郎
2021年(R3)	11名	荒木 俊	井手 崇人	川代 聖人	古賀 智博	清水 一行
		高橋 直弘	武富時比古	千々岩征博	濱野茄那子	松尾 祐汰
		弥永 倫季				

**(一社)佐賀青年会議所 2022年度 年齢別一覧表**

年生	人数	会 員 名					
S56年	1名	古川健太郎					
		1981.4.4					
S57年	16名	江崎 正徳	原 勇太	松尾 陽介	光吉 勝助	松並 陽一	渡辺 満
		1982.1.3	1982.1.28	1982.2.26	1982.3.15	1982.3.17	1982.3.20
		鶴田 翔	古賀 酵治	陣内 宏樹	黒田 毅	高橋 佑輔	西村 浩彰
		1982.5.12	1982.6.7	1982.7.11	1982.8.11	1982.8.16	1982.8.18
		勝田裕二朗	久保 隆佳	古賀 智博	高橋 直弘		
		1982.9.30	1982.10.14	1982.11.4	1982.11.14		
S58年	15名	住岡 真次	原岡 寿行	横尾伸一郎	糸山 稔	岩永 清邦	田中 德晃
		1983.2.23	1983.4.5	1983.5.15	1983.7.18	1983.8.10	1983.8.29
		鮎川 真理	星之内侑里	兵衛 将崇	島内 陽輔	井内 政徳	関 春光
		1983.9.6	1983.9.9	1983.9.20	1983.9.27	1983.10.6	1983.10.20
		畠中 隆嘉	谷口 明義	吉村 篤			
		1983.10.26	1983.11.12	1983.12.24			
S59年	10名	松尾 延寿	森 公照	武富時比古	渡邊 雅夫	水崎 隆志	今泉 直人
		1984.1.16	1984.5.12	1984.5.22	1984.6.27	1984.8.2	1984.9.23
		山口 寛彰	蒲原 伸矢	片岡清治郎	園田耕太郎		
		1984.10.1	1984.10.20	1984.11.5	1984.12.21		
S60年	6名	大島 推仙	堤 雄史	福島 雄平	飯笛 壽久	西村 誠剛	小山 智也
		1985.1.13	1985.2.23	1985.4.6	1985.4.10	1985.8.15	1985.8.24
S61年	4名	秋山翔太郎	水町 篤広	久米 雄大	吉田 匠佑		
		1986.2.9	1986.5.28	1986.7.10	1986.10.13		
S62年	2名	江口 裕武	溝口 貴将				
		1987.2.25	1987.7.8				
S63年	4名	荒木 俊	船津 和弥	山田 慎也	鶴田 京平		
		1988.6.3	1988.8.2	1988.9.24	1988.10.11		
H元年	5名	古賀 修平	宮原 巧	西田満梨絵	中澤 行秀	伊東あづさ	
		1989.1.14	1989.4.9	1989.5.28	1989.6.29	1989.7.7	
H2年	3名	井手 崇人	辻 安隆	清水 一行			
		1990.9.11	1990.6.25	1990.6.23			
H3年	4名	千々岩粦博	古賀 久達	菱岡 英貴	下村未咲紀		
		1991.2.26	1991.8.2	1991.8.21	1991.11.13		
H4年	3名	山本光一郎	水田 和希	濱野茄那子			
		1992.3.27	1992.11.10	1992.11.15			
H5年	1名	坂井 輝孝					
		1993.2.14					
H6年	2名	江口 功一	松尾 祐汰				
		1994.1.11	1994.10.11				
H8年	2名	増田 晃旗	弥永 優季				
		1996.11.3	1996.11.9				
H9年	1名	川代 聖人					
		1997.6.2					
H10年	1名	武田 星弥					
		1998.3.25					

## 定款・諸規定

### 定 款 (案)

#### 第1章 総 則

(名称)

第1条 本会は、一般社団法人佐賀青年会議所（英文名 Saga Junior Chamber Incorporated）と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を佐賀県佐賀市に置く。

(目的)

第3条 本会は、第5条に定める事業を実施・展開することにより、国際青年会議所及び公益社団法人日本青年会議所との連繋に基づいて、地域社会と国家の発展を目指し、会員相互の信頼のもとに会員の資質の向上と指導力の啓発に努めながら、国際理解を深め世界の繁栄と平和に寄与することを目的とする。

(運営の原則)

第4条 本会は、特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的として、その事業を行わない。

2 本会は、これを特定の政党のために利用しない。

(事業)

第5条 本会は、その目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 児童又は青少年の健全な育成を目的とする事業
- (2) 教育、スポーツ等を通じて国民の心身の健全な発達に寄与する事業
- (3) 国際的相互理解の促進及び国際社会への貢献を目的とする事業
- (4) 地球環境の保全又は自然環境の保護を目的とする事業
- (5) 国政の健全な運営の確保に資する事業
- (6) 公正かつ自由な経済活動機会を保護・促進し、その活性化による国民生活の安定向上を目的とする事業
- (7) その他本会の目的を達成するため必要な事業

2 前項に定めるほか、必要に応じて次の事業を行う。

- (1) 指導力啓発の知識及び教養の習得と向上並びに能力の開発を促進する事業
- (2) 国際青年会議所、公益社団法人日本青年会議所及び国内、国外の青年会議所並びにその他の諸団体と連携し、相互の理解・親善を増進する事業
- (3) 本会の目的を達成するために必要な事業

3 前2項の事業は佐賀県において行うものとする。

#### 第2章 会 員

(会員の種類)

第6条 本会の会員は、次の4種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般社団・財団法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員
- (2) 特別会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

(正会員)

第7条 正会員は、佐賀市及びその周辺の地域に住所又は勤務先を有する20歳以上40歳未満の品格ある青年で、理事会において入会を承認されたものをいう。ただし、事業年度中に40歳に達した場合は、その事業年度の終了の日までは正会員としての資格を有する。

2 既に他の青年会議所の正会員である者は、本会の正会員となることはできない。

(特別会員)

第8条 特別会員は、40歳に達した日の属する事業年度が終了するまでの間正会員であった者をいう。

(名誉会員)

第9条 名誉会員は、本会に功労がある者で、理事会で承認されたものをいう。

(賛助会員)

第10条 賛助会員は、本会の目的に賛同し、

その発展を助成しようとする個人、法人又は団体で、理事会で承認されたものをいう。

(会員の権利)

第11条 正会員は、本定款に定めるものほか、本会の目的を達成するために必要な全ての事業に参加する権利を平等に享有する。

2 特別会員、名誉会員及び賛助会員の権利については、総会の決議を経て、別に定める。

(会員の義務)

第12条 会員は、定款その他の規則を遵守し、本会の目的達成に必要な行為を行う義務を負う。

(入会)

第13条 正会員となろうとする者は、正会員2人以上の推薦書を添えて、入会申込書を理事長に提出し、理事会の承認を得なければならない。

(会費等の納入義務)

第14条 正会員は、入会に際して入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び賛助会員は、毎年、会費を納入しなければならない。  
3 前2項の入会金及び会費の額並びにその納入方法は、総会の決議を経て、別に定める。

(休会)

第15条 正会員が、やむを得ない事由により長期間本会の活動に参加することができないときは、理事会の承認を得て、休会することができる。ただし、休会中の会費は、これを免除しない。

(会員資格の喪失)

第16条 会員は、次の事由によりその資格を失う。

- (1) 退会したとき。
- (2) 死亡又は失踪宣告を受けたとき。
- (3) 成年後見開始又は保佐開始の決定を受けたとき。
- (4) 除名されたとき。
- (5) 会費を納入せず、その未納入額が会費の12か月分に達したとき。

(退会)

第17条 会員が、本会を退会しようとするときは、同月までの会費を納入のうえ、退会届を理事会に提出しなけれ

ばならない。

2 退会は理事会の承認を得なければならぬ。ただし、やむを得ない事由があるときはこの限りではない。

(除名)

第18条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、総会において総正会員数の4分の3以上の同意を得て、その会員を除名することができる。

- (1) 本会の名誉を毀損する行為をしたとき。
- (2) 本会の目的遂行に反する行為をしたとき。
- (3) 本会の秩序を著しく乱す行為をしたとき。
- (4) 本会の活動に長時間参加しないとき。
- (5) その他正会員として適当でないと認められたとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、その会員にあらかじめ通知するとともに、除名の決議を行う総会において、弁明の機会を与えるなければならない。

(会費等の不返還)

第19条 退会し、又は除名された会員が既に納入した会費、入会金その他の金品は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

### 第3章 役員等

(種別及び選任)

第20条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事15人以上60人以内
- (2) 監事2人以上5人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長、2人以上5人以内を副理事長、1人を専務理事、3人以上10人以内を常任理事とする。
- 3 理事長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、専務理事及び常任理事をもって、一般社団・一般財団法人法第91条第1項第2号の理事（以下「業務執行理事」という。）とする。
- 4 役員は、正会員のうちから、総会においてこれを選任する。
- 5 監事は、本会の理事又は職員を兼任

- することができない。
- 6 役員の選任方法については、総会の決議を経て別に定める。
- (職務)
- 第21条 理事長は、本会を代表し業務を統括する。
- 2 副理事長は、理事長を補佐する。
  - 3 専務理事は、理事長及び副理事長を補佐して業務を処理し、事務局を統括する。
  - 4 常任理事は、理事長、副理事長及び専務理事を補佐して業務を分掌する。
  - 5 理事長、副理事長、専務理事及び常任理事は、理事会に提出する議案の調整を行う。
  - 6 理事は、理事会を構成し、本定款の定めるところにより本会の業務の執行を決定する。
  - 7 理事長、専務理事及び常任理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務執行の状況を理事会に報告しなければならない。
- (監事の職務・権限)
- 第22条 監事は、次に掲げる職務を行う。
- (1) 理事の職務執行を監査し、監査報告を作成すること。
  - (2) 理事及び職員に対して事業の報告を求め、又は本会議所の業務及び財産の状況を調査すること。
  - (3) 本会の業務並びに財産及び会計の状況を監査すること。
  - (4) 理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なくその旨を理事会に報告すること。
  - (5) 理事会に出席し、必要があると認めるときは意見を述べること。
  - (6) 総会に出席し、必要と認めるときは意見を述べること。
  - (7) 必要があると認めるときは、理事長に対し理事会の招集を請求すること。
  - (8) 前号の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があつた日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が發せれない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集すること。
  - (9) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他電磁的記録その他の資料を調査すること。この場合において、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会にて報告すること。
  - (10) 理事が本会の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本会に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求すること。
- (任期)
- 第23条 理事の任期は、選任された翌年の1月1日より同年12月31日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠又は増員により選任された理事の任期は、選任された年の12月31日までとする。
  - 3 監事の任期は、選任された事業年度の定時社員総会の翌日よりその翌々年度の定時社員総会の日までとする。ただし、再任を妨げない。
  - 4 任期の満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、退任した監事の任期が満了する時までとする。
  - 5 役員は、辞任又は任期の満了により退任したことにより、第20条に定める定数を欠くこととなるときは、辞任又は任期の満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。
- (辞任及び解任)
- 第24条 役員は、理事会の承認を得て辞任することができる。
- 2 役員は、総会において解任することができる。
  - 3 監事を解任する場合は、総会員の議決権の4分の3以上の多数による決議に基づいて行わなければならぬ

い。

- 4 第18条第2項の規定は、前項の規定により役員を解任しようとする場合に準用する。この場合において、第18条第2項中「会員」とあるのは「役員」と、「除名」とあるのは「解任」と読み替えるものとする。

(直前理事長等)

- 第25条 本会に、直前理事長、顧問及び特別顧問（以下、「直前理事長等」と言う。）を置くことができる。
- 2 直前理事長は、前年度の理事長がこれにあたり、理事長経験を生かし、業務について必要な助言をする。
- 3 顧問及び特別顧問の選任に関しては、第20条4項の規定を準用する。
- 4 顧問は、理事長を補佐し、本会の運営に関して、理事長の諮詢に答え、又は助言することができる。
- 5 特別顧問は、理事長経験者でなければならない。
- 6 特別顧問は、理事長経験を生かし、本会の運営に関して、理事長の諮詢に答え、又は助言することができる。
- 7 直前理事長等の任期は、第23条第1項の規定を準用し、辞任及び解任は、第24条の規定を準用する。

## 第4章 会議

(種別)

- 第26条 本会の会議は、総会及び理事会とし、総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成等)

- 第27条 総会は、全ての正会員をもって構成する。
- 2 理事会は、全ての理事をもって構成する。
- 3 直前理事長、顧問及び特別顧問は、理事会に出席し、意見を述べることができる。
- 4 監事は、理事会に出席し、必要があると認められるときは意見を述べなければならない。

(総会の権能)

- 第28条 総会は、一般社団・財団法人法に規定する事項及び本定款に別に定める

もののほか、次の各号に掲げる事項を決議する。

- (1) 役員の選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 事業計画又は収支予算の決定及び変更
- (4) 事業報告及び会計報告の承認
- (5) 会員の除名
- (6) 次の規則の制定、変更及び廃止
  - ① 役員選任の方法に関する規程
  - ② 会員資格に関する規程
  - ③ 会費及び入会金に関する規則
- (7) 本会の解散
- (8) 解散の場合の会費の徴収、清算人の選任及び残余財産の処分方法の決定
- (9) 理事会において総会に付議した事項
- (10) 前各号に定めるほか、法令に規定する事項及び本会の運営に関する重要な事項

(理事会の権能)

- 第29条 理事会は、本定款に定めるものほか、次に掲げる事項を決議する。

- (1) 総会の決議した事項の執行に関する事項
  - (2) 総会の日時、開催場所及び総会に付議すべき事項の決定
  - (3) 前条に定める以外の規則の制定変更及び廃止
  - (4) その他総会の決議を要しない業務の執行に関する事項
  - (5) 理事の職務執行の監督
  - (6) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職
- 2 理事会は次に掲げる事項その他重要な業務執行の決定を理事に委任することはできない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
  - (2) 多額の借財
  - (3) 重要な職員の選任及び解任
  - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置、変更及び廃止
  - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他本会の業務の適正を確保するために必要な法令で定める体制の整備

(開催)

- 第30条 通常総会は、毎年1月、8月及び10月に開催するものとし、1月に開催される通常総会をもって一般社団・財団法人法上の定時社員総会とする。
- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事会が必要と認めたとき。
  - (3) 5分の1以上の正会員から、会議の目的たる事項及び招集の理由を記載した書面により開催の請求が理事会にあったとき。
- 3 理事会は定例理事会及び臨時理事会の2種とし、定例理事会は、毎月開催する。
- 4 臨時理事会は、次の各号の1つに該当する場合に開催する。
- (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事から、理事長に対して会議の目的を示して開催の請求があったとき。
  - (3) 第22条第7号の規定により監事から理事長に対して招集の請求があつたとき。

(総会の招集)

- 第31条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 理事長は、前条第2項第3号の請求があつた場合には、請求があつた日から30日以内の日を社員総会の日とする臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の目的たる事項、その内容、日時及び場所を示した書面により、開催日の2週間前までに、正会員に通知しなければならない。

(理事会の招集)

- 第32条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長は、第30条第4項第2号及び第3号に該当する場合には、請求があつた日から5日以内に、請求日から2週間以内の日を期日とする臨時理事会を招集しなければならない。
- 3 第30条第4項第2号の請求があつた日から5日以内に、その日から2週

間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事が臨時理事会を招集することができる。

- 4 第30条第4項第3号の請求があつた日から5日以内に、その日から2週間以内の日を開催日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした監事が臨時理事会を招集することができる。
- 5 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに各理事、各監事及び直前理事長等に対し通知を発しなければならない。
- 6 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事、監事及び直前理事長等の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第33条 総会及び理事会の議長は、理事長又は理事長の指名した者がこれにあたる。ただし、第30条第2項第3号の規定に基づき臨時総会を開催した場合は、出席正会員の内からこれを選任する。

(定足数)

- 第34条 総会は、正会員（休会中の会員を除く。）の2分の1以上の出席をもって成立する。
- 2 理事会は、理事の3分の2以上の出席をもって成立する。

(議決)

- 第35条 総会の議事は、一般社団・財団法人法第49条第2項及び本款に別に定めるものを除き、出席正会員の過半数の同意をもって決議する。
- 2 理事会の議事は、出席理事のうち、議決に加わることのできる理事の過半数の同意をもって決議する。
- 3 前項の決議については、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。

(総会における書面表決等)

- 第36条 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又はほかの正会員を

代理として議決権の行使を委任することができる。この場合において、第34条、第35条及び第37条第1項第3号の規定の適用については、その正会員は総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第37条 会議の議事については、次の事項のほか、法令の規定による事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
  - (2) 総会にあっては正会員、理事会にあっては理事の現在数
  - (3) 総会にあってはその総会に出席した正会員数の数、理事会にあっては出席した理事の数及び氏名（表決委任者及び書面表決者の数を付記すること。）
  - (4) 議決事項
  - (5) 議事の経過の要領及びその結果
  - (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 総会の議事録には、議長及び出席した正会員のうちからその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名捺印し、理事会の議事録には、出席した理事長及び監事が署名捺印しなければならない。

## 第5章 例会等

(例会)

第38条 本会は、その目的達成に必要な事業を調査し、研究し、又は実施するために毎月1回以上例会を開催する。

2 例会の運営については、理事会の決議により定める。

(室)

第39条 本会は、本会の目的を達成するため必要な事項を調査、研究、協議するため、室を置く。

2 室に室長を置く。

3 室長は、常任理事のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。

(委員会)

第40条 本会は、本会の目的達成に必要な事項を調査、研究、審議し、又は実施するため室に委員会を置くことができる。

- 2 委員会に委員長を置く。
- 3 委員長は、理事のうちから、理事長が理事会の承認を得て委嘱する。
- 4 委員は、正会員のうちから、委員長が理事会の承認を得て任命する。
- 5 正会員（理事長、直前理事長、副理事長、専務理事、室長、監事、顧問及び特別顧問を除く。）は、原則として、いずれかの委員会に所属しなければならない。

## 第6章 資産、会計、事業計画等

(資産の構成)

第41条 本会の資産は、次の掲げるものもって構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 会費
- (3) 入会金
- (4) 寄附金及び補助金
- (5) 事業に伴う収入
- (6) 資産から生じる収入
- (7) その他の収入

(特定財産の維持及び処分)

第42条 第5条の事業を行うため不可欠な別表の特定財産については、その適正な維持及び管理に努めるものとする。

- 2 やむをえない理由により特定財産の全部若しくは一部を処分し、又は担保に提供するには、理事会において、議決に加わることができる理事の3分の2以上の決議による承認を得なければならない。
- 3 特定財産の維持及び処分について必要な事項は、理事会の決議により定める。

(資産の管理)

第43条 本会の財産は、理事長が管理・運用し、その方法は、理事会の決議を経て、理事長が別に定めるものとする。

(事業年度)

第44条 本会の事業年度は、毎年1月1日から同年12月31日までとする。

(会計区分)

第45条 本会の会計は、事業年度ごとに一般会計、特別会計及び基金会計の3種に区分して処理する。

- 2 一般会計は、通常の事業遂行に関する収支を経理する。
- 3 特別会計は、一般会計で処理するには不適当と認められる大規模又は特殊の事業に関する収支を事業別に経理する。
- 4 基金会計は、基金に属する財産の管理運用を経理する。

(事業計画及び予算)

**第46条** 本会の事業計画及び収支予算は、事業年度開始前までに理事長が作成し、監事の調査を受けた上で、理事会の決議を経て総会の承認を得なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、理事長は、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ、収入及び支出をすることができる。
- 3 前項の規定による収入及び支出は、新たに成立した予算に基づく収入及び支出とみなす。
- 4 理事長は、第2項の規定により収入し、及び支出したときは、その事業年度開始の日から90日以内に総会の承認を得なければならない。
- 5 理事長は、第1項の事業計画又は予算を変更しようとするときは、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び会計報告)

**第47条** 理事長は、当該事業年度終了後、速やかに、当該年度にかかる次の書類を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 事業報告書の附属明細書
- (3) 公益目的支出計画実施報告書
- (4) 財産目録
- (5) 貸借対照表
- (6) 正味財産増減計算書
- (7) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
- 2 監事は、厳正なる監査を行い、意見書を作成し、理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、前項の意見書を添えて、第1項第1号及び第3号から第6号に掲げる書類を総会に提出し、第1

項第1号及び第3号の書類についてはその内容を報告し、第4号から第6号までの書類についてはその承認を求めなければならない。

- 4 第1項第3号の書類については毎事業年度の経過後3か月以内に行政庁に提出しなければならない。
- 5 剰余金の分配は行わない。
- 6 理事長は、総会の承認後、直ちに、法令の定めるところにより本会の貸借対照表を公告しなければならない。

(資産の返還請求の禁止)

**第48条** 会員は、その資格を喪失するに際し、本会の資産に対し、いかなる請求もすることができない。

## 第7章 管理

(定款等の備置き)

**第49条** 理事長は、定款その他の諸規則、会員名簿及び会員の異動に関する書類、理事・監事の名簿、認定・認可等及び登記に関する書類、定款に定める総会及び理事会の議事に関する書類、財産目録、役員の報酬規定、事業計画及び収支予算書等、事業報告書及び計算書類等、監査報告書及びその他法令で定める帳簿及び書類を常に事務所に備え置かなければならぬ。

- 2 前項に規定する帳簿及び書類の閲覧については、法令の定めるところによるとともに、第9章に定める情報公開規定による。
- 3 第1項に規定する帳簿及び書類を主たる事務所に5年間、従たる事務所に3年間備え置くものとする。

(会員による書類の閲覧)

**第50条** 会員は、前条第1項の書類をいつでも閲覧することができる。

- 2 理事長は、正当な理由なくして閲覧を拒むことができない。

(事務局)

**第51条** 本会の事務を処理するため、本会に事務局を置く。

- 2 事務局には、事務局長その他の職員を置く。
- 3 事務局長及びその他の職員は、理事

- 会の決議を経て、理事長が任免する。
- 4 前各号のほか、事務局に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 第8章 定款の変更及び解散

### (定款の変更)

第52条 本定款は、総会において総正会員の3分の2以上の同意を得て変更することができる。

### (解散及び残余財産の処分)

第53条 本会は、一般社団・財団法人法第148条各号に規定する事由に基づいて解散する。

- 2 総会の決議に基づいて解散する場合は、総正会員の議決権数の4分の3以上の同意を得なければならない。
- 3 本会が解散等により清算するときには有する残余財産は、総会の決議により本会と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄附する。

### (清算人)

第54条 本会の解散に際しては、清算人を総会において選任する。

- 2 清算人は、就任の日から6か月以内に清算事務を処理し、総会の承認を得なければならない。

### (解散後の会費の徴収)

第55条 本会は、解散後においても清算完了の日までは、総会の決議を経て、その債務を弁済するに必要な限度内の会費を解散の日現在の会員より徴収することができる。

## 第9章 情報公開及び個人情報の保護

### (情報の公開)

第57条 本会は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開する。

### (個人情報の保護)

第58条 本会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

### (公告)

第59条 本会の公告は電子公告による。

- 2 やむを得ない理由により電子公告によることができない場合は、佐賀新聞に掲載する方法による。

## 第10章 雜 則

### (規則等)

第60条 本定款に定めるもののほか、本会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議を経て、理事長が別に定める。

## 附 則

1 本定款の変更は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記及び公益社団法人設立の登記を行ったときは、第44条の規定にかかるわらず、登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

## 資 格 規 定

### 第1章 総 則

第1条 本規定は一般社団法人佐賀青年会議所会員の資格並びに入会希望者の取扱い、会費納入、会員の失格について定める。

### 第2章 入 会

#### 第2条 推薦及びその資格

- 1 正会員として入会を希望する場合、その推薦者は正会員2名であること。但し、特別会員が推薦する場合は別途2名の正会員を必要とする。
- 2 正会員として入会を希望するものに對して推薦となる正会員（以下推薦者という）は次の条件をそなえていくこと。
  - (1) 一般社団法人佐賀青年会議所に2年以上在籍している事。
  - (2) 所定の会費を完納している事。
  - (3) 過去1年間に推薦月からさかのぼって例会（総会）及び委員会に關して60%以上の出席であること。但し役員は理事会を含む。

#### 第3条 仮入会手続

- 1 推荐者は所定の入会希望調書（別紙書式）及び推薦書（別紙書式）を事務局に提出すること。なお入会希望調書には入会希望者の写真2葉を添付すること。

#### 第4条 入会希望者の審査

- 1 理事長は入会希望者の審査を総務委員会に委任する。
- 2 総務委員会は審議される2週間前までに調書を受理して入会希望者に対して、下記につき所定審査及び調査を行う。
  - (1) 定款第7条に定められた資格を有すること。
  - (2) 正常な事業に従事する者であること。
  - (3) 健全な社会人としての良識と教養を有すること。
  - (4) 本会議所の諸行事に参加する意思と能力を有すること。
  - (5) 会費その他の負担金を納入する意

思と能力を有すること。

- (6) 推荐者が本規定第2条の2項に合致していること。
- (7) 前に他の青年会議所の会員であつた事実の有無。
- (8) 他の団体への加入の有無及び加入している場合にはその役員等をした事があるか。また、現在していることの有無。

#### 第5条 仮入会許可の決定

- 1 理事会は総務委員会からの上申に基づき報告及び意見を聴取し、出席理事の3分の2以上の賛成によって仮入会の許可を決定する。但し反対者が2名以上でその反対理由が理事会に於いて承認された場合は入会出来ない。
- 2 仮入会の審議される日は理事会日とする。
- 3 理事会が仮入会の許可を決定した場合は、その旨を総務委員会に通知すると共に、事務局を通じて推薦者及び本人に通知する。

#### 第6条 仮入会の期間及び義務

- 1 仮入会の期間は3ヶ月以内とする。
- 2 理事会に於いて仮入会を許可されたものは、その期間中下記の事項を履行すること。
  - (1) 例会（総会）への出席
  - (2) 理事長の指定する研修及び行事
  - (3) 佐賀青年会議所における基礎知識の研修
- 3 上記の事項を履行した者に限り正会員となる資格を与える。
- 4 理事会において仮入会を認められた者に対して定款第14条に定める会費を請求する。但し、前項の費用を請求の日より1ヶ月以内に納入しない場合は、自動的に仮入会の許可は取消されたものとみなす。

#### 第7条 資格の取得及び入会の手続き

- 1 総務委員長は仮入会員がその期間中に正会員になるべき条件を満たしたか否かを出席カード等により審査し理事会に上申する。
- 2 理事会は総務委員長からの上申に従って正式に入会の諾否について決定する。
- 3 正式に入会が認められた仮入会員が

- 正会員の資格を希望する場合は別に定められた書面により理事長に届出を行うと共に速やかに入会金を納入する。
- 4 正式に入会が認められ上記の手続きを終わった者に対し新会員として全会員に通告する。
- 第8条 推薦者の義務**
- 推薦者は新入会員に対して下記の責任を負う。但し責任期間は2ヶ年とする。
- (1) 新入会員の各種会議、会合への出席
  - (2) 権利義務の遂行及び品行
  - (3) 入会金及び会費の納入
- ### 第3章 入会金並びに会費
- 第9条 会費の納入**
- 1 入会金、会費は所定の納期に原則として預金口座にて納入するものとする。
    - (1) 入会金 正会員 40,000円  
ただし、会員が卒業あるいは退会した後に同じ企業、団体から、1年以内に入会する同数以下の会員の入会金は、20,000円とする。  
また、特例として同じ企業、団体から後任として入会し、在籍期間が重なる場合も適用する。  
上記いずれの場合も、同一銀行口座を指定口座とする場合に限る。
    - (2) 会費 正会員（年額）120,000円  
第1期（1月～3月） 30,000円  
1月20日  
第2期（4月～6月） 30,000円  
4月20日  
第3期（7月～9月） 30,000円  
7月20日  
第4期（10月～12月） 30,000円  
10月20日  
賛助会員（年額）  
法人1口 30,000円  
個人1口 10,000円
  - 2 臨時会費は理事会に於いて定め、その都度徴収する。
  - 3 会費その他の徴収は総務委員会の責任とする。但し理事会の承認を経て総務委員会はその責任においてその徴収を第三者に代行させがある。
  - 4 各納期より3ヶ月以上の会費滞納者については、総務委員会は理事会に報告しなければならない。
- ### 第4章 会員の失格
- 第10条 会員の除名手続**
- 定款第18条に定められた除名の手続きは下記による。
- (1) 総会で除名を審議する場合は、当該会員に総会で弁明する機会を与えるため、少なくとも10日以前に文書でその旨本人に通知しなければならない。  
この通知は直接本人に手渡すか或は本人の住所宛配達証明便で発送する。  
なお推薦者にも同様とする。
- 第11条 退会の手続**
- 定款第17条に定められた退会の手続きは下記による。
- (1) 退会を希望する時は退会届を理事長に提出する。
  - (2) 理事会がこれを承認した時をもって退会とする。
  - (3) 退会会員はその期日までの会費を納入しなければならない。  
但し既納の会費は返還しない。
  - (4) 退会した会員の氏名はJC機関紙及び例会又は総会の席上で公示する。
- 第12条 会員資格喪失の手続き**
- 1 定款第16条第5項に定められた会員資格喪失の手続きは下記による。
    - (1) 定款第16条第5項に定められた会費納入期限の3か月前に達しても会費の納入がない会員に対し、当該会員の所属する担当委員長、担当室長、担当副理事長は会費納入の催促をしなければならない。
    - (2) 前号の催促による期限から3か月を経過するも、本人の意思確認をもって未納入会費を支払う意思が無かったときには、総務委員会より会員資格喪失届を理事長に提出し、理事会において

- これを承認し理事会の決議により会員資格喪失とする。
- (3) 資格喪失となった当該委員に対し会員資格喪失通知書を書面にて送付する。
- 2 会員資格喪失に伴う権利及び義務は下記による。
- (1) 会員が定款第16条の規定によりその資格を喪失したときは、以後本会議所に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は理事会においてこれを免除する決議がなされたときを除き、これを免れることはできない。
  - (2) 本会議所は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。
- 第13条 休会の手続き
- 1 休会を希望する会員は、理由を附して休会願いを提出しなければならない。
  - 2 理事会は休会願いを審議し休会を承認した場合はその旨本人に通知する。
  - 3 休会中といえども会費は納入しなければならない。
  - 4 休会者には出席の義務を免除する。
  - 5 休会の事由が消滅した場合は、速やかに届出るものとする。
- 2 入会を希望するときは、所定の入会申込書を提出するものとする。その後入会申込書に基づき、本会議所理事会において入会の可否を決議するものとする。
- 3 賛助会員の会員資格は入会初年度に限り入会月より12月31日までとし、翌年度より1月1日から12月31日の1ヶ年とする。ただし再入会を妨げない。
- 4 賛助会員は有効期間終了日3ヶ月以上前までに退会する旨の申し出によって退会することができる。申し出がない場合は翌年も会員資格を自動更新する。
- 5 賛助会員は入会と同時に初年度分会費を納入するものとし以後は毎年2月末までに当該年度分を納付する。ただし年度途中での退会に際しての会費の返却は行わない。
- 6 賛助会員は当該年度分の会費を所定の期日までに納めない場合は、当年の資格を喪失するものとする。
- 7 会員は会員資格を第三者に譲渡できない。

## 第5章 特別会員の資格

- 第14条 特別会員の資格
- 1 制限年齢に達した正会員は特に申出ない限り特別会員の資格を有する。
  - 2 特別会員は総会その他各種会合に出席することができる。但し、特別会員は本会議所の役員となる事は出来ない、又評決権も有しない。

## 第6章 賛助会員の資格

- 第15条 賛助会員の資格
- 1 賛助会員は総会で意見を述べることができる。ただし、評決権はない。又本会議所の役員になることはできない。

- 2 入会を希望するときは、所定の入会申込書を提出するものとする。その後入会申込書に基づき、本会議所理事会において入会の可否を決議するものとする。
- 3 賛助会員の会員資格は入会初年度に限り入会月より12月31日までとし、翌年度より1月1日から12月31日の1ヶ年とする。ただし再入会を妨げない。
- 4 賛助会員は有効期間終了日3ヶ月以上前までに退会する旨の申し出によって退会することができる。申し出がない場合は翌年も会員資格を自動更新する。
- 5 賛助会員は入会と同時に初年度分会費を納入するものとし以後は毎年2月末までに当該年度分を納付する。ただし年度途中での退会に際しての会費の返却は行わない。
- 6 賛助会員は当該年度分の会費を所定の期日までに納めない場合は、当年の資格を喪失するものとする。
- 7 会員は会員資格を第三者に譲渡できない。

## 第7章 雜 則

- 第16条 細 則
- 本規定に定めるものの外、本会議所の会員資格に関する必要な事項は理事会において決定する。

- 第17条 附 則
- 本規定は、平成27年9月1日から施行する。  
平成27年9月1日改正  
平成29年10月1日改正

## 運 営 規 定

### 第1章 総 則

- 第1条 本会議所の運営についての細則は、本規定の定めるところによる。

### 第2章 例会ならびに出席

- 第2条 例会は原則として毎月1回14日に行う。ただし、他の事業や行事を考慮

- 入れ出来る限り会員が出席しやすい日に開催することが望ましい。
- 第3条 出席に関する事項**
- 1 会員は総会、例会および委員会等の会合に出席の義務を有する。
  - 2 國際青年會議所（世界、アジア）、日本青年會議所、九州地区、佐賀ブロックの各大会に出席した場合は、本人の希望により、総会または例会に各1回出席したものとして取り扱う事ができる。
  - 3 全ての会合において、欠席、遅刻、早退する場合は事前に届出なければならない。
  - 4 公用出張により第1号に定める各会合に出席できない時は、別に定める様式をもって届出をなした場合に、当該会合は出席したものとみなす。公用出張の範囲は、理事長が決定する。
  - 5 会員の会合に出席する際はJCバッヂを着用しなければならない。ただし、6月1日から9月30日の間に開催される会合においてはクールビズ適用期間とし、襟付シャツなど正装着用を原則とする。（該当期間のJCバッヂ着用は、任意とする。）
- 第3章 室および委員会**
- 第4条** 当該年度の理事長が理事会において協議の上決定する。また、各委員会において、小委員会または分科会を設置することがある。
- 第5条 構成**
- 1 室および委員会は佐賀青年會議所正会員により構成する。
  - 2 各室および委員会には、室長1名、副室長2名以内、委員長1名、副委員長2名以内、運営幹事若干名を置くことができる。
- 第6条 編成および所属**
- 1 室および委員会は前年度末までに、理事会において編成する。
  - 2 委員会への所属
    - (1) 定められた委員会定数以内で行う。
    - (2) 副委員長、運営幹事は委員長が指名する。
    - (3) 事業の連携を考慮し出向者の所属
- 希望を優先する。
- (4) 前年度総会、例会および委員会の出席率を考慮し、会員の所属希望を優先する。
  - (5) 同率の場合は、残余在籍年数の少ないものを優先する。
  - 3 新入会員の配属は、資格規定6条に定める出席を考慮し正会員に準る。
- 第7条 正副室長、正副委員長、運営幹事の任務**
- 1 室長の任務  
室長は特別事業の遂行ならびに委員会事業の遂行を円滑にならしめるため、分掌する各委員会の長を指揮する。
  - 2 副室長の任務
    - (1) 室長を補佐し、室長事故あるときは代行する。
    - (2) 室内委員会相互の連絡、調整
    - (3) 室合同会議への出席動員および管理
  - 3 委員長の任務
    - (1) 委員長は委員会を総括し、その運営に当たる。
    - (2) 委員長は委員会を招集し、主管する。
    - (3) 委員長は委員会決定事項を理事会に答申提案する。
  - 4 副委員長の任務
    - (1) 委員長を補佐し、委員長事故あるときは、代行する。
    - (2) 小委員会または分科会を総括しその運営に当たる。
    - (3) 事業計画の具体化のために相当職務を掌握し会務を遂行する。
    - (4) 委員会開催のための資料等、事前準備を行う。
  - 5 運営幹事の任務
    - (1) 委員長、副委員長を補佐する。
    - (2) 委員相互間の連絡調整を行う。
    - (3) 例会、総会、委員会への出席要請を行う。
    - (4) 委員会名簿、議事録、帳簿の保管および管理を行う。
- 第8条 運営**
- 1 各室は、所属する各委員の事業を調整し指導する。
  - 2 各委員会は、それぞれの分掌につ

- き、企画、研究、審議する。
- 3 各委員会で、企画、研究、審議された事業は、理事会にはかりその実施を決定する。
- 4 実施決定の事業は、担当委員会を中心となってその実施にあたり、全会員の協力のもとに推進する。
- 5 各委員会は、毎月一回定例会合をもち、必要に応じて随時開催する。
- 6 各委員会は、定例会合の議事録を作成し会合後一週間以内に事務局に提出する。
- 7 各委員会は、前年度末迄に当該年度の事業計画案を理事会に提出する。
- 8 各委員会は、遅くとも事業実施の前月の理事会に、別に定める様式をもって事業計画予算書を提出し、その実施を決定する。
- 9 各委員会は、事業終了後速やかに別に定める様式をもって事業報告決算書を理事会に提出する。
- 10 各委員会の事業内容、決算内容の監査について、監事の要求あるときは何時でも応じなければならない。
- (3) 本会議所内部に関する書類
- (4) 日本青年会議所及び他青年会議所に関する書類
- (5) 事務局日誌
- (6) 本会議所会報綴
- (7) 日本青年会議所及び他青年会議所会報綴
- (8) 受信簿、発信簿
- (9) 会計諸帳簿
- (10) その他重要と認められる書類
- 第3条 事務局は備品台帳を整備し、貸し出し回数、廃棄等の記録を行い備品を完全に整備しなければならない。廃棄に当たっては理事会の承認を受けなければならない。
- 第4条 外部により受信した書類は、正副理事長及び各委員長が閲覧し処理するものとする。用済後は速やかに事務局に戻し、全て事務局に於いて保管するもする。
- 第5条 総会、例会及び理事会の議事録は毎回確実に作成し、必要に応じて、それぞれ会員或は理事会に通知しなければならない。

## 第4章 細則

### 附 則

本規定は、平成7年1月1日から施行する。

平成6年10月20日改正

## 庶務規定

### 第1章 目的

第1条 本規定は本会議所の運営を円滑にし、その目的達成を容易ならしめる為、事務局、会計、経理、慶弔、旅費等に関する事項を規定する。

### 第2章 事務局

第2条 事務局は事業年度毎に次の分類に従い、文書等を整理保存しなければならない。

- (1) 本会議所の定款及び諸規定
- (2) 総会、例会及び理事会の議事録

- (3) 本会議所内部に関する書類
- (4) 日本青年会議所及び他青年会議所に関する書類
- (5) 事務局日誌
- (6) 本会議所会報綴
- (7) 日本青年会議所及び他青年会議所会報綴
- (8) 受信簿、発信簿
- (9) 会計諸帳簿
- (10) その他重要と認められる書類

### 第3条

事務局は備品台帳を整備し、貸し出し回数、廃棄等の記録を行い備品を完全に整備しなければならない。廃棄に当たっては理事会の承認を受けなければならない。

### 第4条

外部により受信した書類は、正副理事長及び各委員長が閲覧し処理するものとする。用済後は速やかに事務局に戻し、全て事務局に於いて保管するもする。

### 第5条

総会、例会及び理事会の議事録は毎回確実に作成し、必要に応じて、それぞれ会員或は理事会に通知しなければならない。

## 第3章 会計経理

第6条 会計に用いる帳簿は次のものとする。

- (1) 帳簿  
金銭出納帳、総勘定元帳、会費徵収簿
- (2) 決算書類及び諸表  
賃借対照表、予算、収支、増減対照表、事業報告書、財産目録、未収金明細書、監査報告書、未払金明細書
- (3) 伝票  
出入金伝票、振替伝票

### 第7条

会計帳票は次の区分に従い保存するものとする。

- (1) 決算書類 永久保存
- (2) 其他の書類  
次年度より起算して3ヵ年間保存

## 第4章 慶弔

第8条 会員及び家族の慶弔に関しては次の規定により慶弔金（品）を贈る。

- (1) 会員の結婚 10,000円又は相当品

- (2) 会員の死亡 50,000円又は花環
- (3) 会員の傷病（原則として全治1カ月以上）  
5,000円又は相当品
- (4) 長子出生 5,000円又は相当品
- (5) 会員直系の父母、子女の死亡  
20,000円又は花環
- (6) 会員の配偶者の死亡  
20,000円又は花環
- (7) 会員が天災、火災、その他の不慮の災害による住宅その他失した場合には理事会にて決定する。但し火急の場合は正副理事長協議の上決定する。
- (8) 公務中（JC活動中）怪我、死亡は慶弔規定によらず其の都度理事会を開きこれを定める。

第9条 前条に定めた慶弔金（品）を贈るについては実務は総務委員会の所管とし、該当事項発生したときは総務委員会は理事長の承認を得て準備を行う。

第10条 該当事項発生したときは、前項金品贈呈のほか、理事長の指名により慶弔、見舞の訪問を行う。

第11条 慶弔金（品）を受納したものはこれに対し返礼しないものとする。

第12条 特別会員の慶弔の場合は理事会の決定による。

第13条 この規定に定めないものは、その都度理事会に於いて決定する。  
但し緊急を要する場合は、正副理事長に於いて決定し理事会の事後承認を受けることもできる。

## 第5章 旅 費

第14条 理事長の命じた事務局員の公務出張に対しては次の通り旅費を支給する。

- (1) 目的地迄の往復旅費
- (2) 宿泊費は実費
- (3) 食事費

第15条 理事長の命じた会員の公務出張に対して理事長の承認を経て前条に準じた旅費を支給することができる。

## 附 則

本規定は、平成3年1月1日から施行する。

昭和50年1月1日制定  
平成2年10月29日改正

## 役員選任の方法に関する規定

### 第1章 目 的

第1条 この規定は、本会議所定款第20条第4項により、本会議所の次年度の役員の選任の方法を定めたものである。

### 第2章 選挙管理委員会

第2条 理事長選考委員及び理事を選挙により選任するため、その選挙の管理及び執行を行う機関として選挙管理委員会をおく。ただし選挙管理委員は第3章に定める理事長選考委員と兼ねることはできないものとする。

第3条 選挙管理委員会は、委員長1名、委員4名以内とし、当該理事長が理事会の承認を得て指名により選任する。

第4条 選挙管理委員会の委員長及び委員の任期は、当該年度の10月総会までとする。

第5条 委員長は、選挙管理委員会を代表する。

### 第3章 理事長選考委員会

第6条 次年度の理事長を選任するため、理事長選考委員会をおく。

第7条 理事長選考委員会は、7名以内とする。

2 選考委員会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 理事長選考委員5名以内
- (2) 正会員の理事長経験者の中から、当該理事長が指名した1名
- (3) 当該理事長
- (4) 委員長を当該年度理事長、副委員長を理事長経験者とする

第8条 理事長選考委員は、6月の例会において無記名投票によって選出する。ただし、6月例会に出席できない者は、期日前投票することができる。

2 同得票の場合には、生年月日の早いものを上位とする。

第9条 理事長選考委員の被選挙資格について

ては、次の各号の要件をすべて満たさなければならない。

- (1) 本会議所の正会員として4年以上在籍する者
- (2) 本会議所役員として2年以上の経験を有する者
- (3) 本会議所常任理事の経験を有する者
- (4) 本会議所理事長経験を有しない者
- (5) 次年度において正会員の資格を有する者
- (6) 前年度における例総会出席率75%以上を満たしている者

第10条 理事長選考委員会は、次年度の理事長候補者1名（以下「理事長候補者」という。）を選任し、推薦書を作成し、氏名を8月までに開催される理事会に報告する。

2 理事長選考委員会が行う理事長選考の方法は以下の通りとする。

- (1) 理事長選考委員会委員長は、選挙によって選出された理事長選考委員に対し、次年度理事長の立候補の意志を確認し、立候補を希望する者（以下、「立候補者」という。）は、選挙結果発表後、7日以内に立候補届、経歴書及び次年度理事長所信を提出しなければならない。ただし、立候補者がいなかつた場合は、理事長選考委員による協議を行い、次年度理事長を決定する。
- (2) 立候補者が1名の場合は、立候補者を除く選考委員の投票により信任を決定する。投票の結果、信任が過半数を占めなかつた場合は、第1号ただし書きの規定によるものとする。
- (3) 立候補者が複数の場合は、立候補者を除く選考委員の協議を行い、次年度理事長候補者を選出する。ただし、協議が不調に終わった場合は、理事長選考委員全員の投票により次年度理事長候補者を選出することとし、投票の結果、過半数を占めた候補者を次年度理事長候補者とし、過半数を占める候補者がなかつた場合は、第1号ただし書きの規定によるものとする。

(4) 上記、第2号、第3号に規定する理事長選考委員による選挙に関しては、公正を期するため、選挙管理委員会があたり、得票数は公表しない。

## 第4章 理事選挙

第11条 次年度の理事（理事長候補者を除く。）のうち当該年度の5月末現在の正会員数の5%以上10%未満の理事を、正会員の直接選挙により選任する。ただし、定数は理事長候補者が決定する。

第12条 選挙の行われる当該年度の5月末現在の正会員は、理事の被選挙権を有する。ただし、次の各号に掲げるものは除く。

- (1) 前年度及び当該年度において、本会議所の役員の地位にある者
- (2) 理事長候補者
- (3) 次年度において正会員の資格のない者
- (4) 前年度及び当該年度入会の者
- (5) 前年度における例総会出席率50%以下の者

第13条 理事選任選挙の投票は無記名の連記制とする。

第14条 同得票の場合には、生年月日の早いものを上位とする。

第15条 選挙管理委員会は、当選者が確定したときは、理事長候補者及び当選者へその旨を通知し、当該当選者の受諾を得た後にその氏名を理事会に通知する。

## 第5章 理事、副理事長及び専務理事の指名

第16条 理事長候補者は、前章に定める理事選挙により選任された理事の他、当該年度の5月末現在における正会員の中から理事を指名することができる。

第17条 理事長候補者は、次年度の副理事長及び専務理事を指名し、その氏名を8月開催の理事会に通知する。

## 第6章 その他

- 第18条 本規定の定めにもとづき、次年度の役員は、8月及び10月に行われる総会において選任するものとする。
- 第19条 選挙管理委員長は開票結果および投票済みの投票用紙を当該年末まで厳重に保管する。
- 第20条 理事長選考委員選挙及び理事選挙の結果に異議のあるものは正会員の2名以上の同意を得て、書面にて異議の理由を付記し、選挙管理委員長または理事長に対し異議を申し立てることができる。  
なお異議申し立てができる期間は選挙結果発表後7日以内とする。またこの期間内に理事長候補者及び理事の確定を行ってはならない。
- 第21条 次年度理事長候補者及び理事の選任に関し本規定に定めのない事項は、選挙管理委員会が別に定める。それ以外の事項については理事会が定める。

## 褒賞規定

- 第1条 目的  
本会議所はJC信条である修練、奉仕、友情の実践活動の昂揚をはかり且つJC活動に貢献して名誉をたたえるため褒賞を行う。
- 第2条 推薦  
1 本会議所総務委員会は褒賞推薦者の提出期日を決定する。  
2 褒賞の推薦母体は次の通りとする。  
(1) 役員（理事を含めて全員）  
(2) 委員会
- 第3条 各推薦者は所定の期日までに推薦書を総務委員会へ提出する。
- 第4条 褒賞の対象となる期間は当該事業年度に於ける功績について行う。  
但し、必要に応じて、それ以前の活動も考慮されることがある。
- 第5条 総務委員会は提出された書類を整備検討の上、意見を添えて褒賞委員会へ提出する。
- 第6条 理事会は褒賞委員を若干名任命する。
- 第7条 理事会は褒賞委員会より提出された書類を審査し、決定する。

第8条 褒賞の分類は次のとおりとする。

- (1) 会員個人褒賞（特別会員を含む）
- (2) 委員会褒賞
- (3) 特別褒賞
- (4) 事務局員褒賞

第9条 理事長は理事会の決定に従い例・総会などに於いて具体的褒賞理由を説明して行う。

## 附 則

本規定は、平成3年1月1日から施行する。

平成2年10月29日改正

## 褒賞委員会内規

### I 個人褒賞

- (1) 在籍一年以上で理事以外の会員
- (2) 例・総会及び委員会への出席率がそれぞれ90%以上の会員
- (3) 他の会員に比べて特に顕著な活動が認められた会員

### II 委員会褒賞

- (1) 例・総会及び委員会の出席率がそれぞれ平均80%以上の委員会
- (2) 他の委員会に比べて特に顕著な活動が認められた委員会

### III 特別褒賞

- (1) 例・総会及び委員会への出席率がそれぞれ90%以上の会員
- (2) 他の会員に比べて特に顕著な活動が認められた会員

## 後援内規

### 後援名義依頼及び使用について

一般社団法人佐賀青年会議所に対する外部諸団体からの後援依頼については、次の規定により許可するものとする。

- (1) 原則的に、宗教的、政治的及び営利的な催しについては後援しない。青年会議所の理念に基づき、公共性を第一義に考慮する。
- (2) 後援を依頼する団体は、別紙様式により、理事長宛に後援依頼書及び誓約書を提出しなければならない。
- (3) 提出された書類により、理事会に於いて前記第1項の原則に基づき、後援の諾否

を決定する。

- (4) 理事会の期日の都合により前項の審議に間に合わない時は、正副理事長により決定し、後日、理事会への承認を得ることができる。

## 運営資料編

### 委員会運営について

#### <委員会運営の基本方針>

1. 委員会運営の成功、不成功は委員長、副委員長、運営幹事の三役の協力いかんによってほぼきまる。選ばれた委員としての自覚を持ち、副委員長と運営幹事はその責務を遂行し、全面的に委員長に協力補佐する。
2. 貴重な時間を割いて集まる各委員のために周到な準備と十分な配慮を必要とする。
3. 副委員長、運営幹事は委員会事業遂行のため、犠牲を払うことを探してはならない。JCの本来のあり方から考えれば、その都度英知を提供しなければ委員会事業目的は達成できない。
4. 事業遂行の必須条件は委員会、役員会および役員とのち密な連絡、協力である。文書連絡等は委員会として誠意をもって対応すること。
5. 日本青年会議所会頭方針、理事長方針、事業計画書を熟読し十分理解する。

#### <委員会開催について>

1. 委員会は原則として毎月1回以上開催する。
2. 委員会は年間スケジュールによってこれを開催する。
3. 1月の合同委員会で第1回委員会を開催する。この第1回目開催以前（年内）に事業計画、委員編成、予算編成を終了しておくこと。
4. 年内に顔合わせのため事前会合を開催することが望ましい。
5. 委員会開催場所は年間スケジュールに従って、年契約をしておくことが望ましい。この会場確保は運営幹事があたる。
6. 委員会開催案内は、運営幹事の責任のもとに作成、発送、チェックを行うこと。

#### <資料・文書・印刷について>

1. 委員会資料印刷発送、議事録の印刷発送は委員会独自で行うこと。事務局は一切おこなわない。
2. 委員会開催状は事務局より発送する日に合わせて利用して結構です。
3. 委員会が発送する文書には委員長名を必ず記すこと。
4. 委員会で発信した印刷物、資料は必ず事務局専務理事宛1部送付すること。

#### <佐賀青年会議所委員としての自覚と注意と心得>

1. 佐賀青年会議所委員スタッフとして、事業計画遂行には英知と行動をもって参画する。
2. 委員会決定の事業計画は各委員が責任と自覚と研究によって完遂する。
3. 委員会からの通知、資料、文献には必ず目を通し、保管しておくこと。
4. 委員会の出欠席の返事は必ず行うこと。
5. 委員会議事録の作成および署名捺印の徹底厳守。
6. 各委員の委員会資料の期間までの提出の厳守。
7. 佐賀青年会議所が行う行事への積極的参加。
8. 委員会運営に大きな欠陥を生じさせた委員、出欠席の返信が連続2回以上なく、また欠席の連絡がない場合は、所属副理事長あるいは室長との協議の上理事会の承認を得て、交替変更、除名を行う。
9. 事務局担当者との職務を越えた範囲での依頼、代行、調査は行わない。

#### <委員会遵守事項>

1. 委員会開催5分前に集合して着席する。
2. 委員会には必ずJCバッヂをつけて出席する。
3. やむを得ず欠席または遅刻するときは、必ず運営幹事に事前または当日連絡をする。
4. 委員会出欠は必ず開催日5日前までに運営幹事に到着するように投函する。
5. 委員会の資料、議事録はファイルに整理保管し、委員会に必ず持参する。
6. 理事会議案提出を行う委員会は原則として常任理事会の開催7日前に終了しておく。
7. 委員会はその職務範囲を越えて事務局員

に代理、代行、請負を行わせない。

8. 委員会議事録は委員会委員、室長、担当副理事長及び理事長の配布以外に1部を佐賀JC事務局総務に委員会終了後7日以内に送付すること。

## 委員長・副委員長・運営幹事の役割について

### <委員長・副委員長・運営幹事の役割について>

各委員会構成は、委員長、副委員長、運営幹事、委員の4構成とする。

なお、この4構成の人数については理事会においてそれぞれ各委員会ごとに決定されている。委員会編成についても理事会において総枠が決定されている。

### <委員長および特別委員長>

1. 委員長は委員会を代表し会務を総括する。
2. 特に定める場合以外、委員会の議長となる。
3. 担当副理事長・室長を補佐する。
4. 理事会、常任理事会に副理事長・室長を通じて議題を提出し、理事会に出席し、関係議題について意見を述べることができる。
5. 室会議、拡大会務役員連絡会議に出席する。
6. 各種大会、コンファレンス、コングレス、セミナー、シンポジウムには積極的に参加する。
7. 事業計画遂行のためのスポンサーからの協賛金、寄付金などがあった場合には事前に事業計画書を提出し、理事会の決定をえる。また、事業終了後ただちに、事業決算書を提出し、理事会で決定をえる。

### <副委員長>

1. 副委員長は委員長を補佐し、万一事故あるときはその職務を代行する。
2. 事業計画の具体化のために、相当職務を掌握し会務を遂行する。
3. 事業計画遂行のための資料、文献、印刷物を運営幹事と十分調整し、事前に準備する。
4. 各事業計画の具体化に伴う予算配分を十分分配し、チェックする。
5. 委員長とともに各種大会、コンファレンス、コングレス、セミナー、シンポジウムに積極的に参加する。

### <運営幹事>

1. 幹事
  - (1) 委員長・副委員長を補佐し諸事を遂行する。
  - (2) 委員会の渉外担当を行う。
  - (3) 委員長の指示に従い、正副委員長・運営幹事連絡会を召集し設営する。
  - (4) 委員会委員の行動および役割・性格を把握する。
  - (5) 委員会委員名簿の作成およびその保管をする。
  - (6) 委員の冠婚葬祭に伴う連絡を行う。
  - (7) 事務局との連絡をする。
2. 幹事(運営面)
  - (1) 委員会会場を確保する。(商工会館およびその他会場)
  - (2) 委員会開催案内状を作成し、委員会委員全員および担当副理事長・室長、佐賀JC事務局担当者に必ず発送する。(開催2週間前に行なうことが望ましい)
  - (3) 委員会出席・欠席のハガキのチェックと記入および返信状の督促をする。
  - (4) 委員会会議場の事前準備および設営をする。
  - (5) 委員長の指示に従い委員会次第を作成、印刷する。
  - (6) 委員会議事録をフォームに従って作成する。
  - (7) 委員会議事録は委員会開催後1週間以内に必ず佐賀JC事務局総務(1部)へ発送する。
  - (8) 委員会事業遂行に伴う資料の作成および印刷をする。
  - (9) 各種セミナー参加のチェックと督促を行う。
  - (10) 委員会運営に伴う諸事項を行う。
  - (11) 委員会における懇親会の設営を担当する。
  - (12) その他関係事項を行う。
3. 幹事(会計面)
  - (1) 佐賀JCから年間の委員会事業費を保管・管理・記帳をする。
  - (2) 委員会事業費の支払いをする。(印刷所および関係会社の指定支払先に事業終了後行う)
  - (3) 委員会内部における諸会議の支払いをする。
  - (4) 懇親会費の徴収および領収書の発行をする。

- (5) 委員会委員の冠婚葬祭費用の支払いをする。
- (6) 委員会備品の調達および支払いをする。
- (7) 各会議費の食事代、コーヒーディナーの支払いをチェックする。
- (8) 各種資料、印刷費の請求書、領収書の保管、管理をする。
- (9) 会計に伴う諸事項をチェックする。
- (10) 会計台帳の記帳をし、証憑書類とともに総務委員長に提出する。(年末回収)
- (11) 各幹事との密なる連絡をし、委員会運営の円滑化をはかる。
- (12) 委員会取引銀行の開設をする。

### 委員会の開き方について

#### 1. 招集

- 1 開催日時・場所は、召集権者（委員長及び委員会）が決定する。
- 2 会議は、議事日程を示して召集すること。

<例え>

- ①開催日時 ②場所・TEL ③議題：議事日程 ④登録料の有無 ⑤宿泊の有無

<議事日程>

- 1. 開会宣言 2. JC宣言文朗読ならびに綱領唱和 3. 議長選任 4. 出席者確認 5. 資料および議題の確認 6. 議事録作成人指名 7. 議事録署名人指名 8. 前回議事録承認 9. 委員長挨拶 10. 佐賀JC理事会報告 11. 副委員長・幹事報告 12. ①審議事項 ②報告事項 13. 次回開催日時・場所の確認 14. 委員会講評 15. 閉会宣言
- (1) 召集通知は、委員会構成員のほか、佐賀JC事務局および関係者にも発送すること。
- (2) 議題と資料の提出を督促する。
- (3) 当日議題の提出は避けるよう指導することが望ましい。
- (4) 資料の提出のない議案の審議は、時間を浪費することが多いから、必ず資料を提出するように指導すること。

#### 2. 議題の提出

- 1 会場の開催期日一週間以前に、議題を提出するようとする。
- 2 議題は、必ず、必要部数の資料を添えて提出するようとする。

- 3 議題の提出に際しては、「審議事項」と「協議事項」の区別を明確にする。
- 4 「審議事項」は、「〇〇企画案承認の件」のように、具体的な提案として提出し、その承認を求めるようにすること。
- 5 「審議事項」として上げる前に、「協議事項」として提出し、意見を交換しあってから提案を再構成し、次回に「審議事項」として上程するような配慮をすること。

#### 3. 議事日程の作成

- 1 議事日程の作成は、議長の権限である。
- 2 議長は、議事日程の作成に際しては、重要な案件や時間をかけて審議を尽くしたい案件を優先的に配列すること。
- 3 前回の会議で「特別議事」に指定された議案は、冒頭に審議することを要するが、「委員会付託」「棚上げ」「継続審議」などの議案については、議長は適宜に配列できる。

#### 4. 会議進行上の注意

##### 1 議長

- (1) 議長は、議事整理権を適切に行使し、予定時間内に、全議事が終了するよう努めなければならない。
- (2) 定足数に満たないときでも定期に開会し、直ちに暫時休憩するように運営する。
- (3) 議案の審議にはいるときは、議長は議題を読みあげてから、提案説明を求めること。
- (4) 議長は、全員に均等の発言の機会を与えるように努めなければならない。
- (5) 議長は、議事進行に徹すること。
- (6) 議長は、委員の発言が本題を離れて、横道にそれだしたときは、直ちに注意を与えること。
- (7) 議長は、発言時間を制限したり、要旨を書面で提出させるなど、議事進行に有益な措置を講ずること。
- (8) 議長は、提案説明が済んだら、先に質問のみ発言を許すことが望ましい。
- (9) 「質問」か「意見」かはっきりしないものについては、発言者にどちらであるかをたずね、「意見」だったら、あとで意見を発表する機会を約して、発

言を中断させること。

- (10) 「質問」時間中に「意見」が出てきたら、「質問」の形に直すように指示すること。
- (11) 「質問」が出尽くしたら「意見」を聞く。
- (12) いろんな意見が出て、議論がまとまらないときは、議長は「どなたかまとめください」と催促するなり、誰かを指名するなりして、「動議」を出させ議事の進行を図ること。
- (13) 議長は、適切な時期に討論を打ち切り採決すること。
- (14) 採決に際しては、議題を読み上げること。また、案件に応じて適宜の採決方法により、挙手による場合は、賛成・反対のほか「白票」も確認すること。

## 2 構 成 員

- (1) 構成員は、会議の目的を理解し、自分の資格と役割を認識して、会議に参加する。
- (2) 構成員は、協力して、建設的な会議を創造する。
- (3) 構成員は、事前に議案と資料を熟読し、研究しておくこと。
- (4) 発言するときは、議長の許可を得ること。
- (5) 発言は議案の趣旨にそって、簡潔・明瞭に行う。
- (6) 「質問」と「意見」と「動議」の区別をハッキリさせる。
- (7) 「動議」がセカンドされると、取り下げになるためには採決を要するから、動議は慎重に提出すること。
- (8) 構成員にも、事態の推移に対する的確な判断力が望まれる。
- (9) 議事進行が雑談に陥ったり、紛糾しているときは、「議事進行」や「暫時休憩」に動議を利用する事。

## 3 オブザーバー

- (1) オブザーバーは、その出席・傍聴・発言など、すべての議長の許可を要する。
- (2) 発言については、許された範囲内で、簡潔・明瞭に行うこと。

# 委員会議事録作成について

## 1. 議事録作成人

- 1 体調を整えておくこと。

- 2 サブ・セクレタリーと打合せをしておくこと。
- 3 議事法テキストまたは動議リストに目をとおしておくこと。
- 4 前回議事録を通読しておくこと。
- 5 議事日程および会議資料を通読しておくこと。
- 6 録音テープに頼らずメモをとること。
- 7 会議出席者の席と名前を書いた図面。(ところどころ名前を入れただけでも、役に立つ)
- 8 発言中の不明なところは、すぐに発言者に対して、その箇所または発言要旨の教示を乞うこと(サブ・セレクタリーに行動してもらうとよい)。

## 2. 作成通数

- 内訳
- 1. 佐賀JC事務局用(1部)
  - 2. 署名人用(1部)
  - 3. 議長用(1部)
  - 4. 委員会委員用(委員部数)
  - 5. 室長および担当副理事長用(各1部)

## 3. 作成期限

一週間以内とする。

次回開催日まで余裕のないときは、3~4日で作成しなければならないので、サブ・セクレタリーと適宜に二分して、分担することがよい場合がある。

## 4. 作成の要領

- 1 簡潔を旨とすること。
- 2 決して録音テープに頼らないこと。委員会要求されているのは、「議事録」であって、「速記録」ではない。会議の経過と結果の容量を記録すれば足りるものである。
- 3 とはいものの、1回だけの発言の機会しかなかった人については、できるだけ、議事録の記載にとどめるように、配慮したい。
- 4 記録をとるに際して、議案によっては、資料に直接書き込むほうがよい場合もある。
- 5 議事日程と資料を参照しながら、記録を読み返し、次の諸事項につき、必要な訂

- 正加除をすること（青字の使用がよい）
- (1) 議題の通し番号
  - (2) 資料番号
  - (3) 資料の訂正箇所
  - (4) 提案説明の小見出し
  - (5) 補足説明の小見出し
  - (6) 特別意見・質疑応答・討論の小見だし
  - (7) 発言者の役職の表示の整理
  - (8) 字句の修正・補完
  - (9) 重複発言の取扱（上記3を配慮する）
  - (10) 議長の発言は、収録しない方針を貫くこと
  - (11) 文章の要約に際しては、発言の趣旨を損なわないよう注意すること
  - (12) 必要な場合は文章を補うこと
  - (13) 不穏的な発言や不適切な表現と思われるものについては、念のため発言者に照会すること
  - (14) 「質問」と「意見」を区別すること
  - (15) 可能なかぎり「質疑応答」と「討論」に整理して、配列しなおすこと
  - (16) 提出された動議については、何の動議か、小見出しを使うこと
  - (17) カッコや補助記号を整合させるこ
- 6 再度読み直しながら、大胆な削除を加えること。
- 7 ていねいに清書すること。
- 8 用紙は、字数を数えやすくするためマス目の用紙を使用すること。

## 5. 作成上の注意

- 1 会議の名称は、略記せず、正式に記載すること。
- 2 日時・場所・出席者を記載。
  - ・出席者名は、役職ごとに、姓のみで可。
  - ・会議構成員とオブザーバーは分けて書くこと。
  - ・欠席者名は書かなくてよい。
- 3 開会宣言者と時刻を表示する。
- 4 議長就任を明記する。
  - ・選出方法または就任根拠規定を示すこと。
- 5 議事録作成人・署名人（誰が誰を）
- 6 前回議事録の承認（方法と結果）
- 7 資料の確認
  - ・担当者は明記すること。
  - ・資料は、当日配布資料を含めて、議事日程の順にしたがい、通し番号を付し

- て、列記すること。
- ・資料の訂正箇所は、議題ごとに掲げるのこと。
- 8 議題の確認
- ・担当者を記載すること。
  - ・議題の訂正をしたときは、訂正後の議題を掲げれば足りる。
- 9 新議題を採択したときは、議題を掲げ提出者と採択した旨を記載すること。
- 10 議事日程の変更は、変更後の日程を掲げれば足りる。
- 11 理事長や議長の挨拶は、特に必要な部分のみでよい。
- 12 審議内容
- (1) 議題を全文掲げること。
  - (2) 資料および訂正箇所の表示
  - (3) 提案説明者の表示。説明内容は、資料に提案趣旨が記載されているときは、省略すること。
  - (4) 補足説明についても同様。
  - (5) 発言者の役職は、初回時のみ表示すれば足りる。
  - (6) 「質疑応答」と「討論」に大別すること。
  - (7) 外部講師の意見については、別項扱いとすること。
  - (8) 議事録上の配列は、提案説明・意見・質疑応答・討論・採決の順にすること。
  - (9) 「動議の提出」は、その旨小見出しを使うとわかりやすい。
  - (10) セカンドの有無を明記する（セカンド者名は不要）
  - (11) 議長職権による議事進行については、特に必要なもののみ記載すれば足りる。
  - (12) 採決は、何について、どのような方法でしたか、明記する。
  - (13) 賛成、反対、白票数を明記する。
  - (14) 案件によっては、可決された原案または修正動議の要旨を摘記すること。
- （参考例）
- 議長は、議案を整理して議場にはかり、挙手によって採決の結果、賛成×、反対×、白票×で、次の通り承認可決した
- 1) 原案通り承認
  - 2) 一部修正し承認
- 13 「協議事項」は採決を要しない。提案者と協議の概要を摘記すれば足りる。
- 14 報告事項、請票、所見等についても、簡潔にまとめること。
- 15 閉会宣言者と閉会時刻を明記する。

- 16 最後に、日付と会議の名称を表示して、関係者署名捺印のこと。

## 議事録作成に関する諸注意事項

### 1. はじめに

会議のあるところに記録ありという言葉がある。ところがこの記録というものが、いかに重要な意義をもっているか観念的にはわかっているようでいて、案外理解されていないようである。

JCのように先進的な団体においてすら、その取扱いは残念ながらかなり無神経で粗雑だといつても過言ではない。

記録－それには様々の形があるが、ここでは、表題の議事録について考えてみたい。

日本JC会務担当各委員会の議事録を一通り集めてみると、様式、内容、方法など、全く千差万別で驚くばかりである。例えば、総務室各委員会の議事録が異なるのは仕方のないことである、だが、それはあくまで審議事項・報告事項・討議事項などの表現の方法や内容が異なるという程度にとどめるべきであって、その他については、統一見解の合意点が求められるべきであろう。

同一委員会においても、回数が進むと議事録に変化が生ずるのは、第1回委員会で議事録作成人に指名された委員が書いた議事録がベースとなり、第2回目以降はそれが踏襲され、その年度が終わるまで続けられるためかと考えられる。とすれば、第1回委員会の議事録は、かなり重要であり、それは指導すべき正副委員長・幹事の責任も当然大きいといわなければならぬ。

### 2. 議事録の本質

1 議事録とは会議の記録である。即ち、会議の経過及び結果を書きしるした「事実の記録」でなければならない。さらにいうならば、事実の記録とは、会議における事実の“解説”であってはならないし、“意見”とも違う。事実があって、それを正確に記録した事実そのものを指す。

要するに事実に即さない要素が少しでも加われば、それはもはや議事録ではなくなるということを意味する。

従って、あくまでも絶対中立、客観的でなければならない。

2 議事録には、会議における実際のてんま

つが、そのまま表現されることが望ましい。詳細に記述されれば、いくら長くなつてもよいというものではない。新聞の全頁を一字のがさず読むと5時間かかるそうであるが、そんな代物、記録であっても議事録とはいい難い。

会議自体には各々存在目的があり、それに応じて、会議に記録にも記載すべき事柄がおのずから違ってくるのは当然である。結果が重要であることは勿論だが、経過そのものに重要性のある場合もある。他日の証拠や責任に重点のおかれたこともありうる。

従って一定の事柄が、一定の枠内に必ずしも記載されなければならないというわけのものでもない。だが、通り一片のメモでは困る。誰が読んでも理解できるように、一定のルールにしたがって、事実の記録が要領よく筆記されたものであるべきである。

- 3 通常、会議の記録とされているものは、次の三つがある。これを混同しないよう留意されたい。
  - ・速記録…速記した記録、つまり会議の経過を逐一発言されたとおりに記録したもの（例：裁判所）
  - ・議事録…議事の経過なり結果を要領よく記載したもの
  - ・会議録…速記録と議事録的記載事項の合体（例：国会）

### 議事録作成ルール

- 1 ロバート議事法の精神にのっとり、下記の4つの権利を満たす内容を持つべきである。
  - (1) 多数者の権利（過半数の賛成）
  - (2) 少数者の権利（少数意見の尊重）
  - (3) 個人の権利（プライバシーの権利擁護）
  - (4) 不在者の権利（欠席者にも議事録を送付）
- 2 そのためには、会議の4W1Hは必ず記載されなければならない。
  - (1) When（開催年月日）
  - (2) Where（場所）
  - (3) Who（出欠者名）
  - (4) What（会議に付した議件）
  - (5) How（審議の経過と結果）
- 3 1970年度日本JC会員開発委員会で発表した「議事録記載事項」にも次のように書かれている。

- (1) 会議の種類と名称
  - (2) 日時と場所
  - (3) 議長による議事録作成人および署名人の指名
  - (4) 定足数
  - (5) 議事日程
  - (6) 前回議事録の承認
  - (7) 報告事項の要点
  - (8) 質疑応答の内容の要点
  - (9) すべての議題と動議、その決定および提案者の氏名並びに議事経過
  - (10) 採決の方法と結果（投票については票数）
  - (11) 閉会の時刻
  - (12) その他議長が会議において必要と認めた事項
- 4 議事録作成人は、会議の日より少なくとも一週間以内に議事録を作成し、自ら署名捺印の上、議長、議事録署名人の署名捺印を得たい。
- そしてその会議の出席義務者全員に、出欠にかかわらず、その写しを配布すること。

## 議事録の標準フォーム

会議の名称は、いつ、誰が見ても容易に、すぐ判断できるよう、略記することなく、正式な名称を書くべきである。

- 公益社団法人 日本青年会議所  
 ○○○○年度 第○回 ○○○委員会議事録
- I(1) 開催年月日（○曜日）○○：○○～○○：○○
- (2) 場 所  
 地方会議の標準規則は、「場所」は記載事項に入っていない。国では国會議事堂、県や市では県庁や市役所の各自定められた会議場があるためである。そたがってJCの如く、しばしば会場をかえて行う会議では明記するほうが望ましい。
- (3) 出席者名
- (4) 欠席者名  
 欠席者の記入している議事録が時折みられるが、これは罰則のようあまり感心しない。むしろ責任の所在を明らかにするには、出席者名を書くべきである。また、遅刻、早退は明記する必要がない。これは慣例になっている。つまり、出席者数と表決参加者は必ずしも一致しなくてもよいということである。これは、表

決の際、所要で席をはずした者も、会議の決定には責任を担わなければならないということと同義である。

以上(1)～(2)までは、本でいえば目次であり、次のⅡ以下とは区別されなければならない。

- II(1) 開会…開会時刻  
 (1)～(6)までの順序は、会議にしたがって記入すべきであり、これが会議の開催順序そのものではない。  
 ○○○○幹事の司会により開会
- (2) JC宣言文朗読並びに署名人の指名
- (3) 議長就任
- (4) 議事録作成人並びに署名人の指名  
 ○○○○委員長より下記の如く指名  
 議事録作成人○○○○委員  
 議事録作成人○○○○委員
- (5) 定足数の確認（出欠点呼）  
 出欠者名を列記してある議事録があるが、これはあくまでも定足数の確認であり、本会議が成立することを報告する項目でなければならない。
- (6) 議事日程並びに配布資料の確認  
 正しい会議を運営するためには、審議事項の項目に「その他」という項目は設けるべきではない。また、議事日程は未審議になるかもしれない議件の記録の意味もあり、たとえ当日変更があっても、最初に通知されたものを議事録に書き残しておくべきである。
- (7) 前回議事録の承認
- (8) 委員長挨拶
- III 報告事項
- (1) 委員長報告
- (2) 副委員長報告
- (3) 幹事報告
- (4) その他
- IV 審議事項  
 審議事項とは、結論を出した後、実行されなければならないものであり、協議事項や討議事項は方向性を見出すためのものである。したがって、審議・協議・討議は当然区別されるべきである。  
 ○○○○委員長これより議長となり、各議案を審議
- (1) 第1号議案「A」  
 ・提案者名  
 ・提案趣旨  
 ・セカンドの有無  
 ・審議経過

審議経過はその会議が議事法に従って行われれば書きやすい。

- a 提案者および提案説明
- b セカンドの有無→セカンドした者の名前は記入の要なし。審議する必要があると思ってセカンドしても採決の際は必ずしも賛成するとは限らないからである。
- c 質問を全部受けてしまう。
- d 賛成または反対意見を全部出させる。
- e 採決→決定

意見の種類は次のとおりである。

- ・賛成
- ・反対
- ・条件付賛成（修正、再修正）
- ・保留
- ・議決あるいは決定事項

(2) 第2号議案「B」

(3) 第3号議案「C」

項目を設ける必要があれば、協議事項または討議事項をつくる。

V 次回開催日の決定

VI 閉会…閉会時刻

議長 署名 捺印

議事録作成人 署名 捺印

議事録署名人 署名 捺印

議長－委員長とは限らない。副委員長や他の委員が議長を務めるケースもあり得る。議長－委員長であれば問題はないが、そうでない場合は、次の点だけは留意するべきである。

すなわち、議事録とは、その会議全体に容認したものである故、その権限と責任の究極の帰するところは会議全体であり、具体的には、その代表者である議長である。

実際には議事録を作成するのは議事録作成人または委員会セクレタリーであっても、それは議長の監督の下に行うのであるから、つまるところ、議長が議事録作成の最高責任者である。

以上の点から考えると、次の処理が望ましい。

a 議長－委員長の場合

議長〇〇〇〇 とする。

b 議長－委員長でない場合

委員長が議長、議事録及び署名人を指名することを条件として連名にする。

委員長 〇〇〇〇

議長 〇〇〇〇

議事録作成人〇〇〇〇

議事録署名人〇〇〇〇

議事録署名人が何らかの理由で署名捺印を拒

否した場合でも、議長の署名捺印さえあれば、付箋をつけてその旨記載しておけば、正式な議事録として次回委員会へ提出可能である。

行政裁判所判決でも次の如くである。

「町村会、議事録ハ、外へ署名ヲ欠イテモ、コレガ為ニ、議事録タルノ効力ナシトイフヲ得ズ…」

1971年12月14日、日本JC総務委員会（予定者会議）の席上次の項目を専務理事通達として、日本JC統一見解で発表された。

- (1) 議長の署名・捺印を必ず必要とする。
- (2) 「議事録作成人」という表現を統一する。
- (3) 「議事録署名人」という表現を統一する。

## 議事録作成について

### 1. 作成者

- 1 体調を整えておくこと。
- 2 サブ・セクレタリーと打合せをしておくこと。
- 3 議事法テキストまたは動議リストに目をとおしておくこと。
- 4 前回議事録通読しておくこと。
- 5 議事日程および会議資料を通読しておくこと。
- 6 録音テープに頼らずメモをとること。
- 7 会議出席者の席と名前を書いた画面。（ところどころ名前を入れただけでも、役に立つ）。
- 8 発言中の不明なところは、すぐに発言者に対して、その箇所または発言要旨の教示を乞うこと（サブ・セクレタリーに行動して貰うとよい。）

### 2. 作成通数

4通（内訳）

- 1. 事務局保存（印刷用正本）用
- 2. 署名人用
- 3. 議長用
- 4. 作成人控

（注）専務理事に送ったほうがよい場合もある。

### 3. 作成期間

一週間以内とする。

次回開催日まで余裕のないときは、3～4日で作成しなければならないので、サブ・セクレタリーと適宜に二分して、分担することがよい場合がある。

4. 作成要領
- 1 簡潔を旨とすること。
  - 2 決して録音テープに頼らないこと。委員会要求されているのは、「議事録」であって、「速記録」ではない。会議の経過と結果の容量を記録すれば足りるのである。
  - 3 とはいものの、1回だけの発言の機会しかなかった人については、できるだけ、議事録の記載にとどめるよう、配慮したい。
  - 4 記録をとるに際して、議案によっては、資料に直接書き込むほうがよい場合もある。
  - 5 議事日程と資料を参照しながら、記録を読み返し、次の諸事項につき、必要な訂正加除をすること（青字の使用がよい）
    - (1) 議題の通し番号
    - (2) 資料番号
    - (3) 資料の訂正箇所
    - (4) 提案説明の小見出し
    - (5) 補足説明の小見出し
    - (6) 特別意見・質疑応答・討論の小見出し
    - (7) 発言者の役職の表示の整理
    - (8) 字句の修正・補完
    - (9) 重複発言の取扱（上記3を配慮する）
    - (10) 議長の発言は、収録しない方針を貫くこと
    - (11) 文章の要約に際しては、発言の趣旨を損なわないよう注意すること
    - (12) 必要な場合は文章を補うこと
    - (13) 不穏当な発言や不適当な表現と思われるものについては、念のため発言者に照会すること
    - (14) 「質問」と「意見」を区別すること
    - (15) 可能なかぎり「質疑応答」と「討論」に整理して、配列しなおすこと
    - (16) 提出された動議については、何の動議か、小見出しを使うこと
    - (17) カッコや補助記号を整合させること
  - 6 再度読み直しながら、大胆な削除を加えること。
  - 7 ていねいに清書すること。
  - 8 用紙は、字数を數えやすくするためにマス目の用紙を使用すること。
5. 作成上の注意
- 1 会議の名称は、略記せず、正式に記載すること。
  - 2 日時・場所・出席者を記載。
- ・出席者名は、役職ごとに、姓のみで可。
  - ・会議構成員とオブザーバーは分けて書くこと。
  - ・欠席者名は書かなくてよい。
  - 3 開会宣言者と時刻を表示する。
  - 4 議長就任を明記する。
    - ・選出方法または就任根拠規定を示すことが望ましい。
  - 5 議事録作成人・署名人（誰が誰を）
  - 6 前回の議事録の承認（方法と結果）
  - 7 資料の確認
    - ・担当者を明記することが望ましい。
    - ・資料は、当日配布資料を含めて、議事日程の順にしたがい、通し番号を付して、列記することが望ましい。
  - 8 議題の確認
    - ・担当者を記載することが望ましい。
    - ・議題の訂正後の議題を掲げれば足りる。
  - 9 新議題を採択したときは、議題を掲げ、提出者と採択した旨を記載することが望ましい。
  - 10 議事日程の変更は、変更後の日程をかかげれば足りる。
  - 11 会頭や議長の挨拶は、特に必要な部分のみでよい。
  - 12 審議事項
    - (1) 議題を全文掲げること。
    - (2) 資料および訂正箇所の表示。
    - (3) 提案説明者の表示。説明内容は、資料に提案趣旨が記載されているときは、省略することが望ましい。
    - (4) 補足説明についても同様。
    - (5) 発言者の役職は、初出時のみ表示すれば足りる。
    - (6) 「動議の提出」は、その旨小見出しを使うと分かりやすい。
    - (7) セカンドの有無を明記する。（セカンド署名は不要）
    - (8) 議長職権による議事進行については、特に必要なもののみ記載すれば足りる。
    - (9) 採決は、何について、どのような方法でしたか、明記する。
    - (10) 賛成、反対、白票の票数を明記する。
    - (11) 案件によっては、可決された原案または修正動議の要旨を摘記すること。
- (参考例)
- 議長は、原案を整理して議場にはかり、挙手によって採決の結果、賛成×、反対×

- 白票×で、次の通り承認可決した。
- 1) …
  - 2) …
- 13 「協議事項」は採決を要しない。提案者と協議の概要を摘記すれば足りる。
- 14 報告事項、監事所見等についても、簡潔にまとめること。
- 15 閉会宣言者と閉会時刻を明記する。
- 16 最後に、日付と会議の名称を表示して、関係者署名捺印のこと。
- (参考例)
- 年月日  
 ○○青年会議所6月定例理事会  
 議長・理事 ○○○○  
 議事録作成人 ○○○○  
 議事録署名人 ○○○○  
 同 ○○○○
- 17 清書し終わったら、読み返すこと。
- 18 発言者に出欠マークがついているか、出欠簿を点検すること。
- 19 事務局送付分については、次のとおりゴシック活字使用の指示をすること。
- (1) 議事次第
  - (2) 議題
  - (3) 資料の訂正箇所
  - (4) 「質疑応答」「討論」の小見出し
  - (5) 「発言者名」
  - (6) 修正動議
  - (7) 採決、およびその結果
- ## 会館管理・運営規定
- 第1条 この規定は一般社団法人佐賀青年会議所会館の使用について規定する。
- 第2条 この会館は会館建設の趣旨にのっとり、また青年会議所運動の目的を推進する場として会館を効果的に使用することを目的とする。
- 第3条 この会館は前条の目的を達成する為に会員及び非会員の広く貸し出す。
- 第4条 会館を使用する者は所定の書式により理事長に申し込むものとする。
- 第5条 会館の使用は原則として申し込み順により許可する。会館使用の申し込みが重複競合した場合には次の順序により許可する。
- (1) 佐賀青年会議所公式スケジュールによる諸会議及び委員会
  - (2) 佐賀青年会議所・地区協議会・ブロック協議会が主催する会議
- (3) 会員(特別会員を含む)を伴う諸会議
- (4) 非会員による諸会議
- 第6条 会館及びその他の使用料金については下記の通りとする。
- |                 |        |        |
|-----------------|--------|--------|
| 会員              | 1時間につき | 500円   |
| 非会員             | 1時間につき | 1,000円 |
| 空調設備使用料金 1時間につき |        |        |
| 500円            |        |        |
- 会館使用料金について理事長が必要と認めた使用に関しては割引きあるいは、これを免除することができる。
- 第7条 この会館の開館時間は下記の通りとする。
- 月曜日～金曜日(午前9時～午後7時)  
 土・日曜日・祝日は原則として開館しない。
- 第8条 会館の使用時間については原則として開館時間内とし理事長の許可を得た場合はこの限りではない。
- 第9条 この会館を使用する者は次の事項を遵守しなければならない。
- (1) 危険物を持ち込まない事。
  - (2) 施設・設備・備品等を破損又は失した時は修理、または弁償する事。
  - (3) 準備・後片付けはすべて使用者で行う事。
  - (4) 火の用心には特に注意をする事。
  - (5) 使用責任者は会議終了後施錠を確認して退館する事。
  - (6) その他管理者の注意する事項。
- 第10条 会館内駐車場での利用者の物品、車両その他の盗難、車両破損等の被害については利用者の責任とし、当会議所は一切の責任を負わないものとする。
- 第11条 理事長が次の各号に該当する場合に会館の使用許可を取り消すことができる。
- (1) 一般社団法人佐賀青年会議所の運営に支障をきたすと判断した時。
  - (2) 保安上の危険があると判断した時。
  - (3) 使用目的または条件に違反して会館を使用すると判断した時。
- 第12条 理事長はこの規定の実施のため必要な諸規則を理事会を経て定めることができる。
- 第13条 この規則は昭和61年1月23日より実施する。

第14条 この規則は平成11年1月1日より実施する。

## 減価償却積立金規則

### 第1条（目的）

この規定は、本会議所に設置されている減価償却積立金について、その目的及び管理等の方法を定めるものである。

### 第2条（積立金の目的）

減価償却積立金（以下、「当積立金」と言う。）は、佐賀青年会議所会館が、建築後50年程度にて建替えを要することから、その建替え費用とするために金銭を積み立てるものである。

### 第3条（積立金の使用目的）

- 1 当積立金は、佐賀青年会議所会館の建替え・新築費用以外の目的に使用することはできない。
- 2 前項の規定に関わらず、佐賀青年会議所会館の維持・管理及び改修に必要な場合及び本会議所の運営上必要であると理事会が認める場合に限り、当積立金を使用することができます。

### 第4条（管理方法）

- 1 当積立金は、当会議所の一般会計から分離・独立して管理するものとする。
- 2 当積立金の管理方法を変更する場合は、理事会の議決を経ることを要する。

### 第5条（積立金の使用）

当積立金を使用する場合には、その使用目的及び使用金額について総会に諮り、その承認を得ることを要する。但し、緊急の場合、理事会の承認を以て使用することができる。尚、この場合速やかに総会での承認を得るものとする。

### 第6条（積立金への繰入）

当会議所は、総会の決議をもって、当会議所の毎年の支出額より、一定金額を当積立金に繰り入れることができる。

### 第7条（規則の変更）

本規則を変更する場合、理事会に諮り、その承認を得ることを要する。

### 第8条（細則）

当積立金に関し本規則に定めのない事項は、理事会が別に協議して決する。

### 第9条（附則）

当規則は、平成22年12月6日より施行する。

## 周年事業積立金規則

### 第1条（目的）

本会議所に、周年事業積立金を置く。

### 第2条（積立金の目的）

周年事業積立金は、当会議所が設立年度より起算して5年又は10年ごとに記念事業を行うにあたり、当会議所が目的とする公益事業を行うための費用とするために、金銭を積み立てるものである。

### 第3条（積立金の使用目的）

当積立金は、当会議所が設立年度より起算して5年又は10年ごとに開催する記念事業のための費用としてのみ使用することができる。

### 第4条（管理方法）

- 1 当積立金は、当会議所の一般会計から分離・独立して管理するものとする。
- 2 当積立金の管理方法を変更する場合は、理事会の議決を経ることを要する。

### 第5条（積立金の使用）

当積立金を使用する場合には、その使用目的及び使用金額について総会に諮り、その承認を得ることを要する。

### 第6条（積立金への繰入）

当会議所は、総会の決議をもって、当会議所の毎年の支出額より、一定金額を当積立金に繰り入れができる。

### 第7条（事業計画の策定）

本会議所は、記念事業終了後遅滞なく、次回の記念事業のための計画を立案しなければならない。

### 第8条（規則の変更）

本規則を変更する場合、理事会に諮り、その承認を得ることを要する。

### 第9条（細則）

当積立金に関し本規則に定めのない事項は、理事会が別に協議して決する。

### 第10条（附則）

当規則は、平成22年12月6日より施行する。

# 正味財産増減計算書

令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

(単位:円)

科 目	金 額
<b>I 一般正味財産増減の部</b>	
<b>1. 経常増減の部</b>	
<b>(1) 経常収益</b>	
(1) 受取入会金 受取入会金	480,000
(2) 受取会費 正会員会費 臨時会費 賛助会員会費	11,160,000
(3) 事業収益 登録費収益 広告料収益	
(4) 受取補助金等 地方公共団体補助金 地域活性化事業 支援事業 国際交流事業	3,167,500 100,000 0
(5) 受取寄付金 受取寄付金	20,514
(6) 雜収益 受取利息 雑収益	1,254 741,244
	<b>(A) 経常収益合計</b>
	15,670,512
<b>(2) 経常費用</b>	
(1) 事業費 委員会事業費	4,464,029
	<b>事業費合計</b>
	4,464,029
(2) 管理費 給料手当 福利厚生費 会議費 通信運搬費 減価償却費 広報費 消耗品費 印刷製本費 研修費 光熱水料費 賃借料 保険料 顧問料 租税公課 涉外費 支払負担金 支払手数料 雑費	1,694,675 11,334 434,330 504,453 507,150 254,200 516,117 1,377,146 184,000 646,876 1,037,704 144,650 110,000 30,000 631,741 2,135,300 73,970 1,228,577
	<b>管理費合計</b>
	11,522,223
	<b>(B) 経常費用合計</b>
	15,986,252
	<b>評価損益等調整前当期経常増減額 (A) - (B)</b>
	△ 315,740
	<b>評価損益等計</b>
	0
	<b>当期経常増減額</b>
	△ 315,740
<b>2. 経常外増減の部</b>	
<b>(1) 経常外収益</b>	
	<b>経常外収益合計</b>
	0
<b>(2) 経常外費用</b>	
<b>雑損失</b>	540,000
	<b>経常外費用合計</b>
	540,000
	<b>当期経常外増減額</b>
	△ 540,000
	<b>税引前当期一般正味財産増減額</b>
	△ 855,740
	<b>法人税・住民税及び事業税</b>
	81,000
	<b>当期一般正味財産増減額</b>
	△ 936,740
	<b>一般正味財産期首残高</b>
	17,224,307
	<b>一般正味財産期末残高</b>
	16,287,567
<b>II 指定正味財産増減の部</b>	
<b>当期指定正味財産増減額</b>	0
<b>指定正味財産期首残高</b>	0
<b>指定正味財産期末残高</b>	0
<b>III 正味財産期末残高</b>	<b>16,287,567</b>

# 貸 借 対 照 表

令和3年12月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	
<b>I 資 産 の 部</b>		
①流動資産		
現 金	71,771	
預 金	2,073,055	
未収会費	470,000	
未収金	235,000	
	<b>流動資産合計</b>	<b>2,849,826</b>
②固 定 資 産		
(1)特定資産		
周年事業積立預金	1,500,000	
減価償却積立預金	5,251,941	
	<b>特定資産合計</b>	<b>6,751,941</b>
(2)有形固定資産		
建物	24,500,000	
減価償却累計額 △	17,959,800	
	<b>有形固定資産合計</b>	<b>6,540,200</b>
(3)無形固定資産		
電話加入権	145,600	
	<b>無形固定資産合計</b>	<b>145,600</b>
	<b>固定資産合計</b>	<b>13,437,741</b>
	<b>資産の部合計</b>	<b>16,287,567</b>
<b>II 負 債 の 部</b>		
①流動負債		
未払金	0	
	<b>流動負債合計</b>	<b>0</b>
②固 定 負 債		
	<b>固定負債合計</b>	<b>0</b>
	<b>負債の部合計</b>	<b>0</b>
<b>III 正味財産の部</b>		
①指定正味財産		
②一般正味財産	16,287,567	
	<b>正味財産の部合計</b>	<b>16,287,567</b>
	<b>負債及び正味財産合計</b>	<b>16,287,567</b>

# (一社)佐賀青年会議所2021年度収支決算書

令和3年1月1日から令和3年12月31日まで

○収入の部								(単位:円)
項目	勘定科目	単価	人員	当初予算額	補正後予算額	決算額	差異	摘要
受取入会金	入会金	40,000	20	800,000	800,000	480,000	-320,000	12名増(他LOMから移籍の為、1名免除)
受取会費	正会員会費	120,000	91	10,920,000	11,140,000	11,160,000	20,000	20名増 10名増 8名減
事業収益	登録費収益	0	0	0	0	0	0	0
受取補助金	広告料収益	0	0	3,167,500	3,167,500	0	0	佐賀に笑顔を咲かせる大花火2021協賛金
	地域活性化事業	0	0	0	0	0	0	0
	支援事業	0	0	0	0	100,000	100,000	佐賀県青少年育成県民会議より(11/3青少年メイン事業)
	国際交流事業	0	0	0	0	0	0	0
受取寄付金	JCカード利用手数料還元金	35,000	35,000	35,000	20,514	-14,486	日本青年会議所より	
雑収益	受取利息	1,000	1,000	1,254	254	定期利息	0	
	事務委託費	140,000	140,000	140,000	0	0	0	佐賀ブロック協議会より
	事務委託費	200,000	200,000	200,000	0	0	0	佐賀青年会議所シニア・クラブより
	卒業生記念品代	120,000	130,000	120,000	0	-10,000	0	名滅
	その他	120,000	120,000	61,244	-58,756	自販機収入など	0	
	お祝い金	0	0	220,000	220,000	0	0	65周年記念式典
財務活動収入	減価償却積立預金取崩収入	0	0	0	0	0	0	減価償却積立預金を本部会計へ
	周年事業積立預金取崩収入	500,000	500,000	500,003	0	3	3	周年事業積立預金を本部会計へ
	当期収入合計(A)			12,836,000	16,453,500	16,170,515	282,985	
	前期繰越収支差額			4,280,521	4,280,521	4,280,521		前期の流動資産から流動負債を差引いた額
	収入合計(B)			17,116,521	20,734,021	20,451,036	282,985	

○支出の部								
項目	勘定科目	単価	人員	当初予算額	補正後予算額	決算額	差異	摘要
支払負担金	JCI会費	1,573	91	143,143	157,300	157,300	0	0
	日本JC基本金	60,000	60,000	60,000	0	0	0	51名からは、25名増すごとに15,000円を加算
	日本JC付加金	45,000	45,000	500,000	501,500	-1,500		
	国際協力資金	1,825	91	166,075	182,500	183,000	-500	
	WeBelieve贈講料	3,000	91	273,000	300,000	273,000	27,000	
	九地区運営負担金	4,000	91	364,000	400,000	372,000	28,000	
	佐賀ブロックLOM負担金	30,000	30,000	30,000	0	0	0	
	佐賀ブロック会員負担金	3,500	91	318,500	350,000	318,500	31,500	0
	出向費(日本JC)	20,000	4	80,000	120,000	120,000	0	2名増
	出向費(九州地区)	0	0	0	0	0	0	
	佐賀JCシニア・クラブ入会金	10,000	12	120,000	130,000	120,000	10,000	1名減
	支払負担金 計			2,009,718	2,229,800	2,135,300	94,500	
事務費	給料手当	1,680,000	1,680,000	1,680,000	1,694,675	-14,675		
	福利厚生費	20,000	20,000	11,334	8,666	勞働保険料など		
	通信運搬費	500,000	500,000	504,453	-4,453	電話FAXネット利用料・葉書切手代・郵送関係費など		
	広報費	112,560	79,200	79,200	0	WEBサイト更新制作料		
	広報費(事業)	0	0	175,000	175,000	0	Fit掲載増項代・宣伝用広告制作費	
	印刷製本費	1,550,000	1,550,000	1,550,000	1,377,146	172,854	基本資料・会員名簿・ネームプリート台紙・印刷関係費など	
	消耗品費	450,000	520,000	516,117	3,883	会館備品・ネームプリート・JCバッジなど		
	光熱水料費	650,000	650,000	646,876	3,124	電気・ガス・水道・灯油代など		
	支払手数料	80,000	80,000	73,970	6,030	振替手数料・振込手数料・法人INB基本手数料など		
	保険料	144,650	144,650	144,650	0	JC会館火災保険料		
	租税公課	35,000	35,000	30,000	5,000	理事登記簿要更代・收入印紙代		
	法人税	81,900	81,900	81,000	0	法人民税60,000円・法人県民税21,000円		
	事務費 計			5,303,210	5,514,850	5,334,421	180,429	
雑費	雑費(事業)	100,000	100,000	99,955	45	新時代・事務用品以外の備品代など		
	警備料	0	340,000	339,783	217	火消増算代・追加備品代など		
	会館維持費	238,920	238,920	238,920	0	JC会館警備料		
	雑費 計			618,920	1,128,920	1,228,577	-99,657	ゴミ収集WAX清掃代・消防点検代・歴代理事長額修繕費
会議費	会計顧問料	100,000	100,000	110,000	-10,000	会計顧問料		
	顧問料 計			100,000	100,000	110,000	-10,000	
会議費	会議費	140,000	440,000	434,330	5,670	会場・駐車場使用料・ZOOMライセンス費など		
	会議費 計			140,000	440,000	434,330	5,670	
賃借料	土地賃借料	494,680	543,280	543,280	0	JC会館土地賃借料		
	リース料	550,000	550,000	494,424	55,576	印刷機、コピー機、パソコンのリース料・再リース料		
	賃借料 計			1,044,680	1,093,280	1,037,704	55,576	
渉外費	渉外費	250,000	250,000	202,157	47,843	御宿代・御土産代など		
	慶弔費	120,000	120,000	119,500	500	結婚祝い・長子出産祝い・花代など		
	理事長活動費	250,000	250,000	250,000	0	寸志・理事長経験者バッジ代・活動費など		
	要賞賛	40,000	55,000	54,084	916	要賞品・額縁代など		
	諸会費	8,000	8,000	6,000	2,000	西神原自治会会費・外部団体会費など		
	渉外費 計			668,000	683,000	631,741	51,259	
事業費	総務委員会	0	7,920	7,920	0			
	65周年委員会	1,200,000	1,055,439	1,055,439	0			
	未来に繋がるまちづくり委員会	300,000	2,432,000	2,367,180	64,820			
	青少年・環境委員会	300,000	477,500	470,306	7,194			
	国際・災害対策支援委員会	400,000	293,195	289,753	3,442			
	会員研修・ビジネス委員会	150,000	293,000	273,431	19,569			
	事業費 計			2,350,000	4,559,054	4,464,029	95,025	
研修費	佐賀ブロック大会登録料	3,000	91	273,000	176,000	176,000	0	2,000円×88名
	九州地区大会	0	0	0	0	0	0	
	大会参加補助費	0	0	0	0	0	0	
	京都会員登録料	8,000	8,000	8,000	0	0	0	登録料6,500円+基本資料1,500円
	研修費 計			281,000	184,000	184,000	0	
その他支出	雑損失	0	0	0	540,000	-540,000		
	雑損失 計			0	0	540,000	-540,000	
財務活動支出	減価償却積立預金積立支出	0	0	0	1,105	-1,105		減価償却積立預金の受取利息・口座開設
	周年事業積立預金積立支出	0	0	0	1,500,003	-1,500,003		周年事業積立預金の受取利息・口座開設
	当期収支差額(A)-(C)			12,515,528	15,932,904	17,601,210	-1,668,306	
	次期繰越収支差額(B)-(C)			320,472	520,596	-1,430,695	1,951,291	今期の流動資産から流動負債を差引いた額

# 財産目録

令和3年12月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目		金額
<b>I 資産の部</b>		
①流動資産	現金預金	
	現金	71,771
	普通預金	
	佐賀銀行 No.1665919	2,073,055
	佐賀信金 No.0000088	0
	佐賀共栄 No.0202018	0
	未収会費	470,000
	未収金	235,000
	<b>流動資産合計</b>	<b>2,849,826</b>
②固定資産		
(1)特定資産	周年事業積立預金	1,500,000
	佐賀共栄 No.1027900-013	500,000
	佐賀共栄 No.1027900-014	1,000,000
	減価償却積立預金	5,251,941
	佐賀銀行 No.81635	600,000
	佐賀銀行 No.850289	150,000
	佐賀信金 No.0681717	1,001,846
	佐賀共栄 No.1027900-003	1,000,000
	佐賀共栄 No.1027900-005	1,000,000
	佐賀共栄 No.1027900-006	500,000
	佐賀共栄 No.1027900-012	500,095
	佐賀共栄 No.1027900-010	300,000
	佐賀共栄 No.1027900-011	200,000
	<b>特定資産合計</b>	<b>6,751,941</b>
(2)有形固定資産	建物 (JC会館取得価格)	24,500,000
	減価償却累計額 △	17,959,800
	<b>有形固定資産合計</b>	<b>6,540,200</b>
(3)無形固定資産	電話加入権 (TEL 32-1565 76年6月購入)	72,800
	電話加入権 (FAX 30-6964 82年1月購入)	72,800
	<b>無形固定資産合計</b>	<b>145,600</b>
	<b>固定資産合計</b>	<b>13,437,741</b>
	<b>資産合計</b>	<b>16,287,567</b>
<b>II 負債の部</b>		
①流動負債		
		0
	<b>流動負債合計</b>	<b>0</b>
②固定負債		
	未払金	0
	<b>固定負債合計</b>	<b>0</b>
	<b>負債合計</b>	<b>0</b>
	<b>正味財産</b>	<b>16,287,567</b>

監査の結果、計算書類は(一社)佐賀青年会議所の2021年12月31日現在の財政の状態及び同日をもって終了する事業年度の収支の状態を正しく示しているものと認める。

2022年度1月4日  
一般社団法人佐賀青年会議所

監事

音成 信介

監事

井内 政徳

## 2021年度会費・入会金徴収内訳

項目		人 員	金 額
当 初 予 算	※1月承認3名含む	91	名 10,920,000
年 初 実 数	※1月承認3名含む	91	名 10,920,000
会員資格喪失者	退会日	増 加 額	氏 名
	1 2021/3/31	30,000	糸山 晃輔
	2 2021/4/30	40,000	柳原 俊介
	3 2021/4/30	40,000	横尾 希未
	4 2021/4/30	40,000	百島 涼平
	5 2021/6/30	60,000	古川 尚孝
	6 2021/8/31	80,000	国友 茜
	7 2021/9/30	90,000	宮原 陵
	8 2021/9/30	60,000	公門 佑太
	9		
増加額 計		440,000	減少額 計 490,000
①現会員からの会費 合計			10,430,000
新入会員	入会金 20,000円	1年以内に同じ企業・団体からの入会者	0名 0
	入会金 40,000円	新規入会者	13名 520,000
	1月承認	会費(1~12月) 120,000円	3名 360,000
	3月承認	会費(3~12月) 100,000円	3名 300,000
	4月承認	会費(4~12月) 90,000円	1名 90,000
	5月承認	会費(5~12月) 80,000円	1名 80,000
	6月承認	会費(6~12月) 70,000円	2名 140,000
	8月承認	会費(8~12月) 50,000円	2名 100,000
	11月承認	会費(11~12月) 20,000円	1名 20,000
②新入会員からの会費 合計			10名 730,000
会費徴収額 合計 ①+②			11,160,000
入会金徴収額 合計 ※他LOMから移籍の為、1名免除となります			12名 480,000
2021年 最終会員数			93名
2022年 年初会員数			80名

**公益社団法人日本青年会議所**  
**九州地区協議会**  
**佐賀ブロック協議会**  
**関係資料編**



公益社団法人日本青年会議所 2022年度 意見書

中島 土

J Cなんかにまちは変えられない。

J Cは二代目三代目のサロンだ。

こんな時代に J Cなんてやってられない。

J Cが、まちでこんな風に言われていることを、  
あなたも少なからず耳にしたことがあると思う。

僕は悔しくてならない。

国や故郷がピンチの時に立ち上がり、  
誰よりも先に動き出し、  
家族も社員も守りながら、  
前を向き続けた70年は嘘じやない。

私たちの力はこんなもんじやない。

大丈夫。

あなたも J Cも、ここからだ。

私は、あなたと J C の力を信じています。

J C に所属するあなたは、あなたのまちをより良く変えていくポテンシャルを既にもっています。なぜなら J C は、まちをつくる「運動」を、あなた自身が起こせるようにすることを使命としているからです。

J C は、まちや社会全体を青年の目線から幅広く捉え、問題のある仕組みを自ら見つけ、より良く変えていくことができます。N P O やその他社会貢献団体が取り組むターゲットを絞った活動ももちろん素晴らしいのですが、広い視野から社会課題の核心にアプローチしようとする青年組織は、J C だけではないでしょうか。

また、商売でつながり自社の利益を上げることを本質的な目的とするのではなく、メンバー一人ひとりができる範囲の中で社会へ無条件で奉仕をしようとする、純粋な動機をもつ青年組織も他にはないでしょう。

このような無償の愛を前提にしているからこそ、J C に所属する私たちは、まちや社会を具体的により良くし、幸せを生み出し続ける運動をつくることができるのです。その運動を起こすには、まちを形づくりっている「仕組み」を変えていかなければなりません。仕組みを変えることで、地域は良くなり続け、社会は変わり続けることができます。

私は、そのような社会を変え続ける仕組みのことを「幸せを生み出し続ける装置」と呼んでいます。

40歳を目前とする今、人生はおよそ後50年そこそこで終わるでしょう。いや、もしかすると、今日、何かの拍子に終わりを迎えるのかもしれません。二度とない人生を考える時、もう一人の私が、私を突き動かします。

「このままで良いのか」

こんな厳しい時代の中でも、J C に所属し、まちを少しでもより良くしようと力を尽くすあなたは、故郷にとって尊い存在です。地位や名誉もかなぐり捨て、真心をもって世のため人のために汗を流すあなたこそ、まちの名も無きヒーローです。

二度とない人生をどう生きるべきか、一緒に考えましょう。そして、「幸せを生み出し続ける装置」をつくり出すために、一緒行動を起こしましょう。

## 【JC運動とは】

青年会議所は、何をなすべきなのでしょうか。それは、JCI MISSION（青年会議所の使命）にある、青年に「発展と成長の機会を提供する」そして、青年が「まちをより良くする運動をつくることができるようになる」ことです。

当初、私はこの言葉の意味を、なかなか理解することができませんでした。しかし、過去のある出来事がきっかけとなり、その意味がようやくわかったのです。

2014年、LOMの委員長を務めた際、例会企画の責任者を担当することになりました。当時は、存続できなくなる自治体「消滅可能性都市」が全国で話題となり、それぞれの地域がこの社会課題をどのように解決するか走り出した頃でした。

私は、JCを通じてこの課題解決に貢献したいと思い「私たちはどう向き合う！？ふるさとに迫る人口減少問題」のタイトルで、有識者によるパネルディスカッション公開例会を開催しました。今でも、課題の捉え方は間違っていたと思います。

例会の約1週間前、300名程入る会場に、メンバーも含めわずか100名弱の動員予定であることがわかり、それから慌てて知り合いや社員に声をかけました。結果的には、200名弱の参加を頂き、その後の報告議案を協議する理事会では「みなさんのおかげで動員が成功しました」と感謝を伝えました。一定の参加者数を確保できたことに、少し誇らしかった自分がいたのです。

しかし、その企画はまちの役に本当にたったのでしょうか。市民に、人口減少社会の到来を警鐘するための例会は、それ自体には意味があったかもしれません、この1度限りの例会企画が、社会に希望をもたらす変革の起点となったのでしょうか。私は、このプロジェクトは失敗だったと思っています。もちろん、共に汗を流したメンバーや、参加下さったパネリストをはじめ全ての関係者に深く感謝していますが、私の力不足によって、まちをより良くする運動をつくることができませんでした。

私は、この少しほろ苦い経験から、「自己都合で場を取り繕い、手法が目的化し、社会を変えたのかよくわからない」プロジェクトのことを、「JCごっこ」と呼ぶことにしました。これは、JCごっこで満足してしまった経験を自戒するための言葉です。私は、例会を企画できるという素晴らしい機会を、まちの発展に活かすことができなかったのです。

## 【成長とは、前提の獲得】

私たちは、JC運動の意味を、改めて見つめ直す必要があります。本当の意味で、地域社

会の発展に貢献できているのであれば、JC運動は必ず大きなムーブメントとなって、社会を変え続けていくはずです。しかし、それができなければ、かつての私のJCごっこのように、その場限りで終わってしまいます。だからこそ、私たちは社会を変え続ける仕組みをつくるなければならないのです。

では、どうすればそのような仕組みをつくることができるのでしょうか。それには「成長」が必要です。JCで獲得できる成長とは、単なる「スキルアップ」のことではありません。読めない会計が読めるようになること、できなかった英語が話せるようになること、これも確かに成長です。そのようなスキルアップは大切ですが、しかしそれらのスキルではムーブメントは起こせません。ただ、会計や英語が得意な人になるだけです。では、成長とは何か。それは、損得だけで物事を考えず、人を愛し、人のために無条件で奉仕できるようになること、です。

他者は、基本的にわがままです。時に、あなたにとって不都合で不愉快な存在であることもあるでしょう。もちろん、あなたの人生を支え、豊かにしてくれる存在でもあります。しかし、JCに所属するあなたは、どこの誰とも知らない、あなたのまちに住む誰かのために奉仕をしようというのです。そんなことが、自分の幸せだけを前提としている人に可能でしょうか。人に無条件で奉仕する、こんな非合理的で無茶苦茶なことが、利己的な人間に可能なわけがありません。このように、人のために自己を犠牲にするような、非合理的なことを可能にするのは「愛」しかありません。愛を当たり前のこととして受け入れ、自分以外の人に奉仕できるようになること、愛を前提として社会活動ができるようになることが、JCにおける成長です。

経済的発展による利益の追求は、間違なく必要です。私たちJCメンバーは、青年経済人としてその責務を負います。しかし、経済的発展をただ追い求めれば良いというわけではありません。それを追い求めるこことによって、人を思いやる愛がなくなっていくのだとすれば、経済的発展が、社会的発展に悪影響を与えていたということになります。私たちは、経済をリードしながら、互いを思いやることができるようになる社会的発展も牽引しなければならないのです。

思い起こせば、愛を前提とした無条件の奉仕が大切だと気が付いたのは、JCでの出会いからでした。2013年、ブロック協議会の総務委員長を務めた際、入会3年目の私はそれまで議案というものを見たことがありませんでした。ハイパーリンクもアジェンダも、背景も目的も見たことも聞いたこともない中、「他の委員会の議案をチェックし、君も議案を書くように」と指示があったのです。

まさに、JCど素人とも言える私は途方に暮れました。役割を受けてはみたものの、最後まで責任を果たせるのか不安で一杯でした。しかし、その時、私を助けてくれるメンバーが現れました。直属の上長である運営専務です。彼は毎日、私のために、議案の見方や運動のつくり方等、寝る間も惜しんで懇切丁寧に教えてくれました。ほぼ初対面からチームを組んだにもかかわらず、そして、決してそこから経済的な利益が互いに生まれるわけではないにもかかわらず、ただただ私の成長を願って自分の大切な時間を使ってくれたのです。

私はこの体験から、JCでは、人に無条件で奉仕することが前提になっていることを知りました。愛が前提になっているのです。以来私は、自分にできることであれば、見返りを求めず人に奉仕するようになりました。この時、私はJCの前提を受け継ぐことができたのだと思います。このような経験は、みなさんにもあるのではないでしょうか。

改めて、JCにおける成長とは、無条件で奉仕する愛という前提を受け継ぐことです。

私はこの受け継いだ前提を、一人でも多くの人にお渡ししていきたいと思っています。一方、今は自分のため、身近な人のためにJCに取り組むメンバーもいらっしゃると思います。それも、本当に尊いことです。しかし、当初は自分のためだけに入会したメンバーも、JC運動に力を尽くす中で少しづつ自分自身の価値観の範囲が広がります。いつの間にか、誰かのために役立ちたい、私のまちをより良くしたいという社会的使命を帯び始めます。それがJCの魔法です。焦らずじっくり腰を据え取り組んでいきましょう。そして、前提である愛を共に受け継ぎ、広げていきましょう。

### 【幸せを生み出し続ける「装置」をつくる】

みなさんもご存じの通り、実際に、全国の多くのJCメンバーが、運動を起こし、社会課題解決の仕組みをつくり、持続可能な地域づくりに貢献しています。そのような、人々を幸せにする仕組みのことを、あえて「装置」と呼びたいと思います。

装置と呼ぶ理由は、私たちがつくる運動は社会を自動的に良くし続ける機械のようなものだからです。装置は、ルール、慣習、ヒト、モノ、カネ等が集まって自走している仕組みのことです。

例えば、地域のお祭りに参画し市民と共に故郷を盛り上げる活動や、著名な講師を招いての講演等は、多くの人から感謝され大変な評価を頂いています。それも、社会にとって必要とされる大切なJC運動です。しかし、その日に見た笑顔は、持続的なものではありません。毎日、そして、10年、30年、100年とその笑顔を守り続けるためには、一回

だけの事業構築では難しいはずです。

運動には、まちの現状を維持するものと、現状を変えて成長し続けるものがあります。もし現状が衰退の方向に向かっているのであれば、まちの現状を維持する一回の事業だけでは近い将来笑顔を守ることができなくなるでしょう。目の前の笑顔はあまりにも魅力的ですが、それだけではなく、リーダーは社会の大きな潮流こそ見極めなければなりません。

その潮流とは、あなたのまちにおいて笑顔が増える流れにあるのか、笑顔が減る流れにあるのかです。今、目の前の笑顔の数以上に、その潮流を捉えることが重要です。

J Cは単年度制です。1年でプロジェクトの成果を出すことは決して簡単ではないと思います。1年が過ぎれば、役割もやるべきことも大きく変わります。だからこそ私たちは、単年度を越えた社会の大きな潮流を見極め、その潮目を変える装置をつらなければなりません。あなたがJ Cに居続けなければ幸せを生み出すことができないといった属人的な仕組みではなく、仮にあなたが担当ではなくなったとしても、または、誰が担当しても、たとえJ Cが関わらなくなつたとしても、幸せを生み出し続ける強固な装置をつくることができれば、社会はより良い方向へ変化し続けます。

初めはうまくいかないかもしれません。そして、今までのやり方を変化させることが少し怖いかもしれません。しかし私たちが、準備段階から、社会の大きな潮流を捉え、1年間のJ C運動のストーリーをデザインし、ゴールから逆算して事業や例会を構築し、それにヒト、モノ、カネ等が自走する仕組みが内蔵されていれば、その装置は機能し続け、地域や社会を持続的に発展させていくはずです。

私は、この考え方賛同頂ける多くのLOMと共にJ C運動を進化させ、幸せを生み出し続ける装置、社会を変え続ける仕組みをつくる体制を、より一層強化することに尽力したいと考えています。そして、J Cの組織力を最大化し、経済・社会・国際それぞれの課題を解決することで、持続可能な地域と日本をつくることを目指します。

中でも、LOMと力を合わせ、あなたの「まちの中期ビジョン」を共に構築したいと考えています。どのまちにも、行政が策定する総合戦略や総合計画と呼ばれる、政策や予算の骨格となるビジョンがありますが、青年の目線が必ずしも取り入れられているとは限りません。また、まちの発展に必要な政策が網羅されているとも限りません。

だからこそ、まず、その総合戦略等のビジョンが、まちの持続的な繁栄に貢献するものか検証し、その結果、不足や改善点があれば、次代に責任をもつ私たちこそがビジョンをつ

くらなければなりません。もし、既にそれが素晴らしいものであれば、より良くすることもできるでしょう。

そこで私は、LOMが、故郷をより良く変え続けるための、独自のまちの中期ビジョンを、多くの関係者と共に検証・策定していくよう支援します。そして、その独自の中期ビジョンを元に、単年度の運動を企画し、まちに広く深いインパクトを与えられるようにしていきます。

そのような運動が継続できれば、いずれは、LOM独自のビジョンが、行政が策定するビジョンにも影響を与え、あなたのまちの繁栄のみならずLOMの発展にも貢献するでしょう。また、運動をつくる唯一無二の青年組織として、他団体との差別化戦略も図ることができ、メンバーの増強にもつながるでしょう。

まちがあってこそ、国が成り立ちます。最終的には、全国それぞれのまちが輝くビジョンを結集させ、希望溢れる我が国のビジョンを確立したいと考えています。国難の今こそ、私たち青年の知恵と情熱をもって、より良い故郷と日本の未来を描きましょう。

### 【最後に】

まちをより良くすることは決して簡単なことではありません。あなたがどんなにまちを良くしたいと願っても、行動を起こさなければ変わることはありません。誰かが考え、具体的に実行したことだけが社会を変えるのです。

知識は、あなたの力になります。

装置は、まちをより良くし続けます。

そして、愛は、人々をつなぎます。

こんなにも尊い運動ができるのは、JCメンバーである、あなただけです。

新しいことに挑戦する時、失敗を恐れる心が芽生えるかもしれません。しかし、前向きに挑戦する中で生まれた失敗は、次の「成功」のための貴重な材料となります。例え、あなたがJCで失敗したとしても、次の世代のメンバーがそれを教訓とし、きっと成功へとつなげてくれるでしょう。

さあ、昨日までのあなたを超えましょう。できっこないを恐れず、新しいJC運動に一緒に挑戦しましょう。

あなたの一步が、あなたのまちになります。

大丈夫です。

あなたなら、必ずできます。

# 公益社団法人日本青年会議所 2022年度 スローガン

愛が、希望に変えていく。

## 公益社団法人日本青年会議所 2022年度 基本資料 基本計画 (基本理念・基本方針)

### 基本理念

まちにより良い変化をもたらし  
愛が溢れる国をつくる

### 基本方針

1. 世の中に最も必要とされる組織への進化
2. 青年経済人が主役となり経済をアップデートする
3. 多様性を取り入れたビジョナリーシティの実現
4. アフターコロナをリードする新たな国際ネットワークの構築
5. ブランド管理と盤石な組織運営によるJC運動の最大化

# あなたとだから、できる。

日本青年会議所が実施するすべての事業は、  
この国を良くするために存在します。  
国とはまちの集合体、  
つまり各地会員会議所との連携が欠かせません。  
みなさんの力を結集して、  
愛が溢れる国をともにつくりましょう。

公益社団法人日本青年会議所  
2022年度 事業計画

# 公益社団法人日本青年会議所 2022年度事業計画

## 1 日本青年会議所が主催し、各地員会議所またはJCIと共に連携して行う運動・事業

### 1. 持続可能な地域への変革(SDGsの推進)

課題が山積する地域にひとつでも多くの持続可能な仕組みをつくることで、地域の未来が拓けます。

また、地域が持続可能になることは、国が、ひいては世界が持続可能になることでもあります。

### 2. 青年の視点を生かしたまちの中期ビジョン策定

私たちJAYCEEには、世界組織ならではの広い視野と、深い洞察力があります。その視点を生かし、多くの人が共感でき、参加したくなるビジョンを策定し、住んでいる人が幸せになるまちへと歩みを進めます。

1. まちの中期ビジョン策定の支援

### 3. 子育て世代が政治に参画する社会をつくる

次代の国を担う子供たちの親の意見や感覚は、未来につながっています。彼らの小さな声が政治に届くようにする新しい仕組みをつくり出します。

1. 公開討論会に代わる若者の政治参画意識向上に関する事業の実施

2. 子育て世代の投票率があがる選挙制度の調査・研究・提言

## 2 日本青年会議所が地区協議会と連携して行う事業

1. 共通プラットフォームを活用した役員向け地区アカデミーの実施
2. JCIカップリーグ 少年少女サッカー全国大会予選大会の実施
3. 災害が起きた場合の迅速な支援の展開
4. JCI ASPAC 堺高石大会への協力・参加推進・開催地支援

## 3 日本青年会議所がブロック協議会と連携して行う事業

1. 理念の共感拡大を行いグランドデザインを推進する
2. 共通プラットフォームを活用したブロックアカデミーの実施
3. LOMがつくるまちの中期ビジョン策定の支援

## 4 日本青年会議所が主催し、 各地員会議所またはJCIや 各国青年会議所に対して、 参加や参画など協力を依頼して行う事業

1. 京都会議【1月】
2. サマーコンファレンス【7月】
3. 全国大会おおいた大会【10月】
4. 國際アカデミー
5. TOYP大賞
6. 褒賞
7. 各種視察団・使節団の派遣
8. 國際協力

## 5 JCIが主催し、日本青年会議所が 連携して行う運動・事業

1. JCI ASPAC(日本／堺高石)【5月】
2. JCI 世界会議(未定／未定)【11月】
3. JCI AWARDSへの申請【5月・10月】
4. JCI TOYPへの申請【5月】

# 公益社団法人 日本青年会議所 九州地区協議会

## 2022年度 会長意見書（参考資料）

一般社団法人 宮崎青年会議所  
川越 英和

### 【はじめに】

私たちは、何のために、誰のために青年会議所活動をしているのでしょうか。2011年、私は61名の同志と共に宮崎青年会議所の一員になりました。私は青年会議所に入る前、「宮崎が発展し、便利な都市になってほしい」そう思っていました。それは、「私が」がやるという主観的なものではなく、「誰かが」やってくれるという客観的なものでした。誰かが何とかしてくれるだろう、そう思っていた私は、青年会議所という場所がすごく新鮮だったのを今でも覚えています。同志の中には、二代目、三代目の経営者や自分の力で創業した経営者、会社で未来を有望視されている会社員など様々な立場の人が在籍しており、毎日が刺激の連続でした。先輩諸氏の方々から多くを学び、同期との友情を育み、そして私たちが住み暮らす地域が少しでも良くなるよう運動を共に展開してまいりました。しかしながら2020年、突如として世界を襲った新型コロナウイルス感染症は、たった数ヶ月のうちに世界各国に感染が広がり、社会的、経済的に甚大な影響を及ぼし、私たちの生活や社会規範をも一変させました。新型コロナウイルスの波によっての経済活動の再開と自粛の繰り返しで国民、社会経済が疲弊してきており、青年会議所活動においても立案しても実施できない、変更を余儀なくされるなど例外ではありません。

「ニューノーマル」この言葉が用いられはじめたのは、世界中にネットが普及はじめた2000年代初頭であり、第2のニューノーマルは2009年のリーマンショック後、痛手を負ったことにより人々の意識は大きく変わり、資本主義社会から持続可能な社会への変革が進みました。そして2020年、新型コロナウイルス感染症が世界中へ拡大したことにより、第3のニューノーマル時代が到来し、人との接触機会を減らすことやソーシャルディスタンスを保つことなど、生活様式の大きな変容が求められています。

青年会議所運動の始まりとされる、1949年9月3日東京青年商工会議所設立総会で採択された「青年会議所設立趣意書」の冒頭にはこう書かれてあります。

「新日本の再建は我々青年の仕事である」

こんな時代だからこそ、今一度原点に立ち戻り、我々の使命を全うするために私たち自ら変化していくうではありませんか。

### 【九州地区協議会の意義】

時代が変わっていく中においても不変なことは、「人と人が支えあい、繋がることの大切さ」です。前述の東京青年商工会議所の設立以降、全国各地で青年会議所が設立していく中で1951年、各地青年会議所の連絡調整機関として日本青年会議所が設立されました。九州地区内においても1951年に九州で最初の青年会議所が設立されたのをきっかけに九州各地で青年会議所が設立され、1953年、日本青年会議所と九州地区内の会員会議所の橋渡しとして発足したのが九州地区協議会になります。九州地区協議会の意義とは、九州地区内のJAYCEE、LOM、ブロック協議会それぞれ連携することで、各地域における問題・課題を解決していく、また九州ブランドを力強く全国に発信していくことだと考えます。2022年の九州地区協議会は、「九州連携」というキーワードを軸に事業、運動を開拓してまいります。

### 【九州連携によるサステナブルツーリズム】

今後、日本はより一層高齢化と少子化が進み、生産年齢人口が急速に減速すると言われており、九州において多くの地域でコミュニティが維持できなくなり、これまで長い間守り続けていた日本の自然、文化、人々の暮らしが危機に直面しています。また、コロナ禍において人々の価値観が大きく変容する中で、旅行に対しても混雑を避けて自然やアウトドア体験を求める傾向や、受け入れ地域の社会や環境に配慮しようとする動きが加速していることが明らかになっています。ポストコロナの時代の到来を見据え、旅行者から選ばれる観光地となるためにはサステナブルツーリズムに対する意識を高めていく必要があり、温暖な気候と雄大な自然を有する九州において大きな可能性を秘めていると私は思っております。そこで、九州地区協議会としてサステナブルツーリズムの考え方を共感してもらえるモデル地区を選定し、検証、発信することでこれからも持続可能な九州の実現に向けて取り組んでまいります。

### 【九州連携によるDX推進】

現在、あらゆる産業で新規参入者が現れ、次々と新たな製品やサービス、ビジネスモデルが生まれる時代です。今後、企業や行政にとって経済戦略や業務効率化を図るうえで必ず必要とされるものはDX（デジタルトランスフォーメーション）であり、企業の競争力向上や既存システムの老朽化対策、非常時のBCP（事業継続計画）対策などにおいてDXの推進が不可欠だと考えられております。DXとは、「ITの活用を通じて、ビジネスモデルや組織を改革すること」を意味し、経営者の戦略的思考、いわゆるイノベーション的発想が必要になります。しかしながら、経済産業省の「DXレポート」によると、多くの企業がDX推進の必要性は理解しているものの、実際はビジネス変革に繋がっていないという現状があります。また、近年、非接触配送やオンラインショッピング、音楽・動画などのサブスクリプション化などが進み、個人、消費者のデジタルリテラシーが向上し、

デジタル化されていないサービスやビジネスが自然淘汰される時代になりつつあります。私たちの青年会議所活動の根幹は私たち自身の企業であり、自社の企業が継続、発展することで青年会議所活動がおこなえていることを忘れてはなりません。大都市部においてはＩＴ展示会等の開催やセミナーが頻繁に開催されていますが、地方都市においては情報弱者になります。そこで、九州地区協議会としてDXに関するセミナーを実施し意識醸成を図るとともに、IT展示会等の誘致による直接最先端技術に触れてもらえる機会の創出、またブロック協議会と連携し今後増えてくると予想される行政へのDX推進を加速するべく働きかけをしてまいります。

#### 【九州連携による九州強靭化】

九州地区協議会が1953年に設立されたその年の6月25日から29日にかけ、北部九州を猛烈な豪雨が襲いました。福岡県、佐賀県、熊本県、大分県を中心に死者・行方不明者1,001名、浸水家屋45万棟、被災者数100万人にも及び、九州北部を流れる河川はほぼすべてが氾濫し、流域に戦後最悪となる水害を引き起こしました。当時、ボランティアという言葉もない時代に九州地区協議会の同士が立ち上がり対応にあたったとされています。それから1957年の諫早豪雨、1991年の雲仙岳噴火、2016年の熊本地震、2020年の令和2年7月豪雨など九州地方は全国的にも台風や集中豪雨による水害、土砂災害など自然災害の多い地域となっており、近年においても異常気象に伴う災害が多発しています。また、昭和東南海地震、昭和南海地震が発災してから70年近くが経過しており、今後30年以内に、約80%の確率で発生すると言われている南海トラフ巨大地震は太平洋沿岸の広い地域に10mを超える大津波の襲来が想定されており、太平洋側に面している大分県、宮崎県、鹿児島県をはじめ九州、全国的に大きな懸念事項となっています。国、地方公共団体をはじめ、我々九州地区協議会としてもそれぞれの立場で、建物の耐震化、ハザードマップの整備等の推進や各地域の行政や関係事業団体との自治体間連携を推進し、ハード・ソフト両面からの総合的な防災対策を推進してまいります。

また、九州強靭化、防災・減災において重要な役割を果たす1つとしてインフラ整備が挙げられます。九州は北海道、東北、中国、四国の4地方と比較してみると、太平洋側、瀬戸内海側に人口が集中してベルト地帯を形成している4地方に比べ、九州各地に人口40～50万人規模の都市が存在し、中核都市を形成して独自の経済圏を確立しておりバランスの取れた人口重心を有しています。さらに、九州の経済規模は、人口、面積、GDPにおいてオランダと同等といわれていますが、経済活動を支える高速道路網の整備はオランダの4割程度しか進んでいない現状があります。未だにミッシングリンクが存在する九州において、九州中央自動車道や東九州自動車道の全面開通の早期実現に向けて経済流通、防災・減災の観点からも九州地区協議会として引き続き取り組んでまいります。

### 【九州連携による九州ブランディング】

それぞれの独立した魅力を有する九州において重要なのが九州全体を見渡したブランディングです。2022年秋には西九州新幹線の開業も予定され、既存の九州新幹線と連携することで地域市民にとっての生活利便性の向上や中国地区、関西地区との更なる交流拡大も期待できます。また、地域のブランド価値向上と九州全体の更なる発展を望むうえで必要になってくるのが、福岡、大分、宮崎、鹿児島を結ぶ東九州新幹線です。現在の基本計画路線から整備計画路線へ格上げが早期実現できるよう国に対して働きかけをしてまいります。さらに、2022年は第71回全国大会大分大会が一般社団法人大分青年会議所を主管青年会議所とし開催されます。全国大会は1954年の第1回全国会員大会名古屋大会から途切れることなく開催され、日本青年会議所の1年間の運動の検証と次年度への継承の場として開催される青年会議所最大の大会です。主管地域である大分は、全国的に有名な温泉地が多く、源泉数・湧出量が日本一であり「おんせん県」とも呼ばれています。また、古くからわが国における海外との交流の重要な玄関口の一つであり、南蛮文化を全国のどこよりも早く取り入れ、医療、音楽などの自分たちの文化に取り込んできた地域であります。全国大会大分大会が開催される時期には、新型コロナウイルスへのワクチン接種も進み大幅な行動制限の解除も期待でき、主管青年会議所にとっては全国の会員に対し地域の魅力を最大限発信できる絶好の機会となります。そこで、九州地区協議会として大会支援をおこない、全国に対して大分、九州の魅力を広く伝播していきます。

### 【九州連携による組織運営】

九州地区協議会は7つのブロック協議会、78会員会議所から構成され、約3,000名のJAYCEEが在籍しており、10地区的会員数の約10分の1が九州地区内の会員であり、ここ近年は全国の会員数と同じ比例で推移しています。会員数の減少は全国的な問題でもありますが、この九州地区内においても2018年から比較すると、約500名も会員が減少しており1LOMあたりの平均会員数もたった3年間で約45名から約39名となっています。会員数が減少していくと地域に与えるインパクトが限定されるほか、会員数の少ないLOMが存続の危機に瀕するほか、比較的大きな会員が在籍しているLOMに関しても会員減少が進むと固定費を下げていかなければ事業費に回せる費用が減少するなど様々な問題が生じてきます。また九州地区内の会員会議所は全国と比較しても退会率の高さが問題となっており、会員の拡大と同時に退会率の減少、所謂、会員育成に取り組んでいく必要があります。まずは、各ブロック協議会と連携し、九州地区内78LOMの現状をデータ化、分析することで、それぞれのLOMに合わせた会員拡大、会員育成に取り組んでまいります。

また、昨今の第3のニューノーマルな時代に合わせて、ICTを活用したコミュニケーションが急速に進んでいます。今までの時代は、現地での開催が基本であり、他地域より

交通網が脆弱である九州は移動にかける時間が多く効率的ではない現状があります。九州地区協議会は2019年より先駆けてWEB会議を導入してまいりましたが、今後も、青年会議所活動で対面でのコミュニケーションの大切さを体感してきた我々だからこそ、現地での開催とWEBでの開催を使い分け、効率的な組織運営に努めてまいります。

#### 【さいごに】

私は鹿児島大学を卒業し、世間を知ることもなく自社に就職しました。理想論ばかりを語り、効率化だけを追い求めていた傲慢な人間であったと思います。そんな私を鍛えなおしてくれたのは、間違いなく青年会議所という学び舎であり、様々な経験や人と出会う中で、知識、見識が広がり自己成長へと繋がっています。私たちは入会した動機は様々であっても、JCの三信条を掲げ、愛する家族のため、愛する会社のため、愛する地域のために、本気で日々活動を続けています。私たちに出来ることは、長い人生においては小さな変化かもしれません。しかしながら、この小さな変化を継続してきたからこそ、70年以上たった現在においても青年会議所は頼られる存在であり続けているのだと思います。私にとって最終年度のJC生活。今まで先輩方から頂いてきた御恩を、今度は私が恩送りとして持続可能な九州の発展と九州地区協議会の礎になるよう尽力してまいります。

## 九州地区協議会

## (現状と課題)

■九州地区は災害が多い地域であり、更なる防災ネットワークの構築と防災・減災に対する意識を醸成する必要があります。

■九州地区は全国と比較しDXの導入が遅れている地域であり、今後も持続可能な地域であるために「2025年の崖」と称されている問題に対応していく必要があります。

■九州地区は自然豊かな地域が多くある一方で、若者の人口減少により消滅可能性都市が多数存在しており、地域住民が積極的に関わることで魅力溢れる地域を創造する必要があります。

■九州地区内のJCが、今後も魅力溢れる地域発信ができる団体であるために意識醸成を図る必要があります。

## (目的)

■東九州で懸念される南海トラフ地震や台風・大雨等の水害に対する防災、減災に関する意識醸成、連携ネットワークの確立を目的とします。

■全国に比べ遅れをとっているDXに関する事業を実施し、旧体制からの脱却を目指すことを目的とします。

■九州地区内の各LOMがそれぞれの地域にてJCの存在意義を共有することを目的とします。

■各種大会支援やJCカップU-11の予選会実施を開催することを目的とします。

## (事業内容)

■サステナブルツーリズムのモデル地域を確立します。 (事業)

1) 九州地区内の特定の地域とのパートナーシップによりサステナブルツーリズムの社会実験を実施します。

2) サステナブルツーリズムのモデルケースを確立し、他地域に事例発信をし他地域でも実践できる装置をつくります。

3) KPI サステナブルツーリズムのモデル地域 1地域

4) パートナー モデル地域

■持続可能な地域経済に資するDX推進による事業を実施します。 (事業)

1) DXに関するセミナーを開催し、「2025年の崖」といわれている問題への取り組む意識醸成を行ります。

2) 都市部またはオンラインで開催されている最先端テクノロジーの発表や技術展示などを開催します。

3) KPI アンケートにてDXが必要を感じた 80%以上

4) パートナー 行政、沖電気等のDXを導入している企業

■九州地区内全LOMにおける中期ビジョン策定の推進をおこないます。 (推進)

1) 中期ビジョン策定の進捗状況を随時確認していきます。

2) 担当窓口を設置し、アドバイス等の援助を実施します。

3) KPI 中期ビジョン策定LOM 100%

4) パートナー 九州地区内各LOM

■共通プラットフォームを活用した役員候補者向け地区アカデミーを実施します。 (事業)

1) 各78LOMの役員候補者に対し、セミナーの開催をします。

2) 各行政の首長との対談を実施します。

3) KPI 各LOMの役員候補者の参加 60%

4) パートナー 九州地区内LOMの役員候補者

■防災連携ネットワークの確立を推進します。 (推進)

1) 行政や社会福祉協議会との防災締結などの連携強化を推進していきます。

2) 日本の担当委員会や九州地区内のLOMとの連携構築をしていきます。

3) KPI 社会福祉協議会等との防災締結 100%

4) パートナー 行政、社会福祉協議会

■JCカップU-11の九州地区予選大会を実施します。 (事業)

策定をします。

1) 地域の未来を担う子供たちに「グッドルーザーの精神」を伝え、道徳心を持った自立した人財を育みます。

2) 大会を通じて地域間の交流人口を増加促進させることで、魅力ある地域の発展を目指します。

3) KPI 予選大会に出場するチーム 各県1チーム

4) パートナー U-11の予選大会に出場するチーム、予選会場のLOM

■九州コンファレンス2022in糸島の開催をします。 (事業)

1) 九州コンファレンスに合わせた大会式典やセミナー等を実施します。

2) 主管LOMであるJCI糸島と協働し、主管地域の魅力を発信します。

3) KPI 九州コンファレンスへの登録 60%以上

4) パートナー JCI糸島

■第71回全国大会おおいた大会への協力・参加促進・開催地支援をおこないます。 (事業)

1) 全国大会おおいた大会への登録促進などの全体的な全国大会開催に対する支援をします。

2) 九州地区協議会として全国から訪れる会員に対して九州の魅力を発信するブース出店などを企画します。

3) KPI 副主管契約書の調印 100%

4) パートナー 九州地区内78LOM

■JCI ASPAC堺高石大会の支援をします。 (事業)

1) 九州の魅力をアジアに発信するため、ブース出店をします。

2) 九州地区協議会として参加登録の推進や登録状況の確認をおこない、日本で開催されるASPACを利用し、海外のJCIメンバーとの交流を図ります。

3) KPI 九州地区協議会として1ブース出店

4) パートナー 九州地区内78LOM

公益社団法人 日本青年会議所 2022年度 基本資料

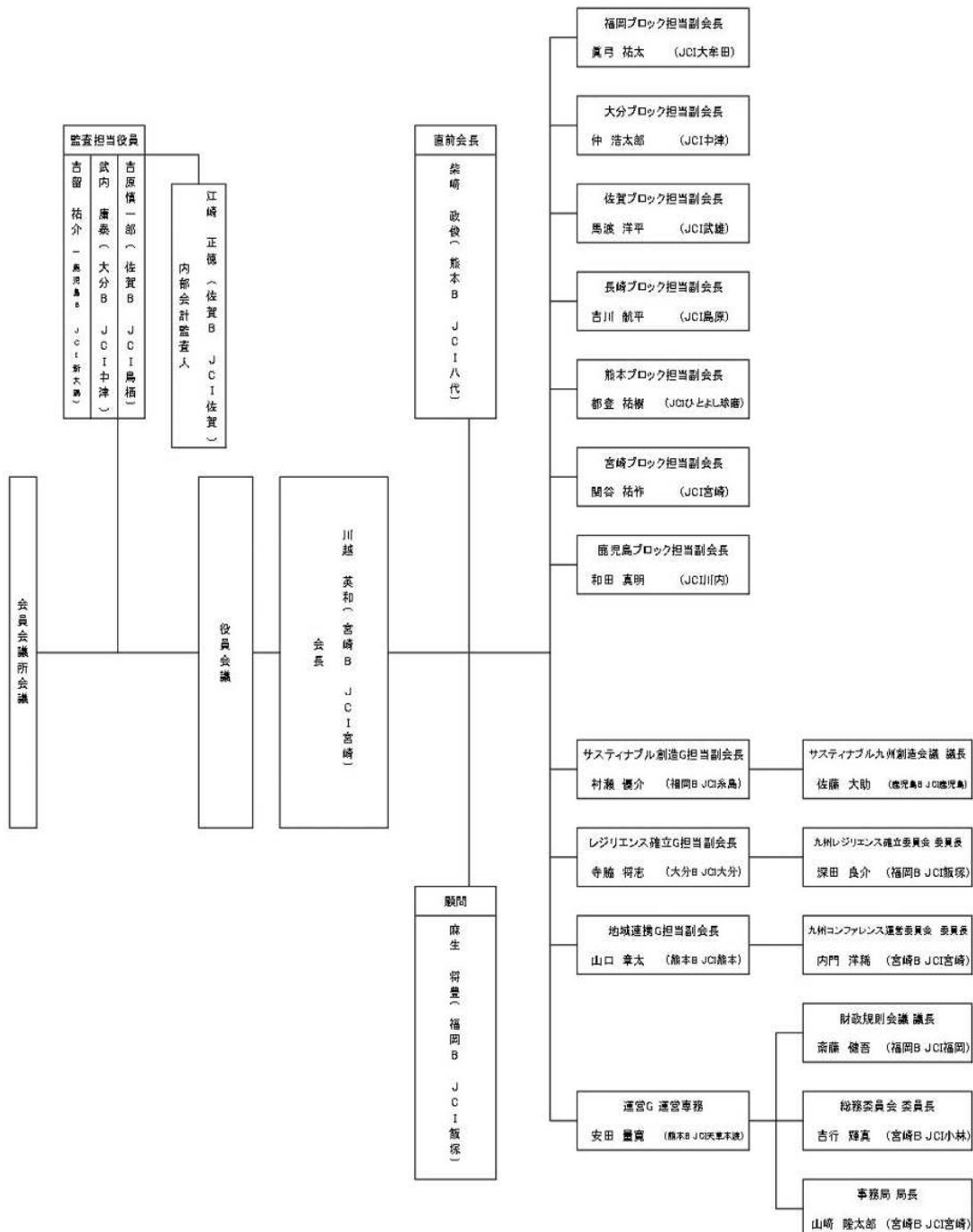
グループ構成（九州地区）

九州地区担当常任理事 川越 英和

次代のためにより良い変化を起こし  
普が誇れる九州まつくる

グループ・会員・委員会・局名 及び 基本方針（4グループ2会員/4委員会/1局）	事業計画	実施期間
【1】サステイナブル創造グループ		
(1) サステイナブル九州創造委員会	1 サステイナブルソーシズにおける調査・企画・実施 2 持続可能な地域経済に資するDX推進による調査・企画・実施 3 JCI AWARDSの発信と申請支援 4 九州地区内全LOMにおける中期ビジョン策定の推進 5 共通プラットフォームを活用した役員向け地区アカデミーの実施【地区連携】 6 JCI ASPAC県高石大会への協力・参加促進・開催地支援【地区連携】 7 JCI ASPAC並びに世界会議ジャパンサイトへのブース出展 8 國際大会や世界大会などのブロック協議会との連携による支援・協力	逐年・地区大会 逐年・地区大会 逐年 逐年 逐年 逐年 逐年 逐年 逐年
【2】レジリエンス確立グループ		
(1) 九州レジリエンス確立委員会	1 多角的な視点からインフラ整備の促進を推進する事業の企画・実施 2 地域団体との連携による防災・疾病ネットワークの構築 3 災害が起きた場合の迅速な支援の展開【地区連携】 4 JCカップU-11 少年少女サッカー全国大会予選大会の実施【地区連携】 5 第71回全国大会おおいた大会への参加促進 6 第71回全国大会おおいた大会の主催LOM、副主催LOMとの連携 7 AWARDS KYUSHUの奨励・企画・実施	逐年・地区大会 逐年 逐年 逐年 逐年 逐年 逐年 地区大会
【3】地域連携グループ		
(1) 九州コンファレンス運営委員会	1 地域の特色を活用した新しい九州コンファレンス2022の企画・運営 2 九州コンファレンス2023主催LOM開催地に関する事業・企画の実施 3 九州コンファレンス主催LOMとの連絡調整 4 持続可能な九州コンファレンスについての調査・研究 5 LOM新設及び発展のための情報収集・支援	地区大会 逐年・地区大会 逐年・地区大会 逐年 逐年
【4】運営グループ		
(1) 財政規制会議	1 諸事業の予算及び決算の審査 2 年間予算案及び決算書の作成・管理 3 会議・委員会会議の指導・支援 4 7ブロック協議会及びLOMの財政規制審査に関する情報提供・支援 5 本会「規制審査会議」ととの連携 6 本会「規制審査会議」ととの連携 7 内部監査への対応 8 外部監査への対応 9 コンプライアンスに基づく各会員・委員会の審査事及び議案のICTを活用した審査 10 諸会議における会議資料マニュアルに則した事前精査	逐年 逐年 逐年 逐年 逐年 逐年 逐年 逐年 逐年 逐年
(2) 総務委員会	1 地区協議会諸会議の設営及び運営 2 地区内会員会諸会議の設営及び運営 3 各会員・委員会の懇親会・研修会の運営 4 アジェンダシステムの管理運用 5 内閣府提出書類の精査	逐年 逐年 逐年 逐年 逐年
(3) 事務局	1 地区協議会の会員会諸会議及び諸会議の設営 2 各会員・委員会・協議会との連絡調整 3 会長の国際会議並びに諸大会参加、各地訪問の支援	逐年 逐年 逐年

公益社団法人日本青年会議所 九州地区協議会 2022年度組織図



年間事業フレーム  
九州地区

担当常任理事 川越英和

(現状と課題)

■佐賀県は若者の都市圏へ人口流出に加え人口減少と高齢化に拍車がかかる懸念があり、地域コミュニティの弱体化や地域の経済規模の縮小、生活サービスの著しい低下により更なる人口流出につながる悪循環を招く恐れがあります。佐賀ブロック協議会は、青年に成長と発展の機会を提供するというJCの本質を真に追及することで、地域の青年組織としての存在感を確立すると共に、理念に共感する人財が自然に集う体質を実現する必要があります。

(目的)

■佐賀県内各LOMが持続可能な地域をつくり続けることを目的とします。

(事業内容)

■理念教育システムの再構築に関する事業

(事業／推進)

- 1) 目的：メンバー一人ひとりがJC活動の意義や目的を理解すると共に、誰もが活用できる教育システムの再構築を図ることを目的とします。
- 2) 事業内容：佐賀ブロックが各LOMに対してJCプログラムを活用したセミナーを行い、JCの基礎知識や理念の浸透を図ります。
- 3) 実施期間：2022年8月 理由：各LOMの拡大状況を踏まえた上で実施するため。
- 4) KPI：セミナー受講率70%以上。
- 5) 得られる効果：JCの魅力を他者へ体现できる人財となり、会員拡大につながります。

■行動化のための良質な情報の共有に関する事業

(推進)

- 1) 目的：佐賀県内の各LOMにおける事業情報の共有を図ると共に、それが魅力のある事業を展開することを目的とします。
- 2) 事業内容：JCI日本が提供するGianPocketの有効活用を推進し、適宜情報の共有を図ります。
- 3) 実施期間：2022年1月～9月 理由：年間を通して本会、各LOMとの連携を図るため。
- 4) KPI：県内7LOMのアップロード
- 5) 得られる効果：全国の過去事例を参考により魅力ある運動の展開を行うことができ、メンバーの力量と質の向上につながります。

■多様性のある組織の確立に関する事業

(推進)

- 1) 目的：あらゆる人財の個性を輝かせる組織になると共に、時代に即した運動を行うことができる体質へ進化することを目的とします。
- 2) 事業内容：様々なライフステージにある人財の誰もが活躍できる育LOM宣言の推進を図ります。
- 3) 実施期間：2022年1月～9月 理由：年間を通じた情報の発信と共有を図るため。
- 4) KPI：育LOM推進後の女性会員数拡大1名以上（佐賀ブロック内）、育LOM認定をブロック内で1LOM以上
- 5) 得られる効果：開放的な組織へと進化し、誰もが活躍できる機会を提供することができる。

■共通プラットフォームを使用した佐賀ブロックアカデミー事業の開催

(事業)

- 1) 現状と課題：県内LOMにおける会員数と新入会員の在籍年数が減少の一途を辿っており、JCにおける成長の機会を失ってしまう恐れがあります。
- 2) 実施に至る背景：在籍年数の浅いメンバーがJC運動への理解を深め、さらに自らが事業を構築できるようになることを目指し、LOMの即戦力として活躍できる学びの機会が必要です。
- 3) 目的：アカデミーメンバーへJC運動の理念を浸透させ意義を深めると共に、地域に根差した運動を展開できる人財を育成します。
- 4) 実施期間：2022年3月、6月。 理由：アカデミー会員へ多くの学びの機会を設けるため。
- 5) 事業内容：JCI日本の運動プラットフォーム構築委員会が策定した共通プラットフォームに則り、佐賀県内各LOMのアカデミー生を一堂に集め、青年会議所の意義や目的への理解を促し、アカデミーメンバーコンソーシアムを深めることができる事業を実施します。
- 6) KPI：ブロックアカデミー参加者の満足度80%以上
- 7) 得られる効果：JC運動による地域の課題解決のために率先して行動することができるメンバーを増やすことにつながります。
- 8) パートナー佐賀県内各LOM、JCI日本運動プラットフォーム構築委員会

**■ LOMの中期ビジョン策定の支援とその後のフォローアップを行う事業の推進**

(推進)

- 1) 実施に至る背景：まちの総合戦略は行政や有識者によって策定されている現状にあり、青年の目線が取り入れられた持続可能な魅力ある地域のビジョンを策定する必要があります。

2) 目的：既存の総合戦略に次代を担う我々青年の意見を取り入れた新たな中期ビジョンの策定を支援することを目的とします。

3) 実施期間：2022年1月～10月 理由：年間を通じた支援を行うため。

- 4) 事業内容：関係者（地域の行政担当者）、各LOM、ブロックによる3者協議を重ね、LOMの中期ビジョン策定と運動の支援を行います。また、会員会議所会議で各LOMの進捗を確認します。

5) KPI：県内7LOMの中期ビジョン策定

6) 得られる効果：LOM独自の中期ビジョンを基にまちに広くインパクトを与える運動を継続的に展開することにつながります。

7) パートナー：県内各LOM、各地行政、JCI日本ビジョナリーシティ会議

**■【地区共通】各選挙における投票率向上を目指した事業**

(事業)

- 1) 実施に至る背景：佐賀県の投票率は年代が上がるにつれ高くなる傾向にあるものの、平成30年県知事選挙においては35%と最も低い投票率となっています。投票率と有権者の政治への関心は比例しており、私たちが住み暮らす地域の発展には各選挙における投票率の向上が必要です。

2) 目的：当事者意識を醸成させ、有権者の政治への関心を深めると共に、投票行動に向かわせることを目的とします。

3) 実施期間：2022年6月 理由：7月に参議院議員選挙が予定されているため。

- 4) 事業内容：立候補者と有権者の未来ビジョンをディスカッションする機会を提供します。

5) KPI：参加者が投票に行く機会となった80%以上

6) 得られる効果：政治参画への意識を向上させ、選挙における投票率を増加させます。

7) パートナー：立候補予定者

**■防災意識や災害対応力の向上につながる事業**

(事業／推進)

- 1) 実施に至る背景：日本国内で多発する自然災害は地域に住む人々の生命や財産を脅かす現状にあり、県内各LOMメンバーと県民の防災、減災意識をより高める必要があります。

2) 目的：県民の防災、減災意識を高めると共に、関係諸団体とのネットワークを更に強化することを目的とします。

3) 実施期間：2022年7月 理由：佐賀ブロック大会にて運動の発信を行うため。

- 4) 事業内容：災害支援団体や社会福祉協議会と連携を図り、県民の防災、減災意識並びに支援ノウハウを身につけて頂く機会を提供します。

5) KPI：防災、減災に対する理解度80%以上

6) 得られる効果：いつどこで起きるか分からない災害に対して、事前の準備や支援体制を整えることにつながります。

7) パートナー：県内各LOM、佐賀県社会福祉協議会、佐賀災害支援プラットフォーム

**■第47回佐賀ブロック大会鹿島大会の開催**

(事業)

- 1) 実施に至る背景：新型コロナウイルス感染症の蔓延は、事業の中止や縮小により県内LOMメンバーの発展と成長の機会を減少させている状況にあり、県内LOMメンバーの意識を高め、地域の未来を想い、魅力のある持続可能な佐賀をつくる機会を提供することが必要です。

2) 目的：県内各LOMメンバーの運動意識を高揚させ、各地域で運動を実施しようという意識を醸成すると共に、地域の未来を描くことを目的とします。

3) 実施期間：2022年7月 理由：JCIの理念や各種事業の進捗を共有することにより、大会後の運動推進につなげるため。

- 4) 事業内容：佐賀ブロック協議会最大の発信の場として、運動への理解や共感を深める事業を展開します。

5) KPI：大会登録並びに参加率80%以上 (WEB参加も含む)

6) 得られる効果：持続可能な佐賀の実現に向け、県内各LOMメンバーの成長と地域の魅力の発信につながります。

7) パートナー：県内各LOM、佐賀県鹿島市

**■食品ロス削減に向けた取り組みに関する事業の開催**

(事業)

- 1) 実施に至る背景：食品ロスの発生量は年間612万トンであり、飢餓に苦しむ人々に向けた食料援助量の約390万トンを大きく上回る量となっており、一人ひとりが食品ロスの削減に取り組む必要があります。

2) 目的：一人ひとりが食品ロスの削減に向けた意識変革を目指すことを目的とします。

3) 実施期間：2022年7月 理由：佐賀ブロック大会にて運動の発信を行うため。

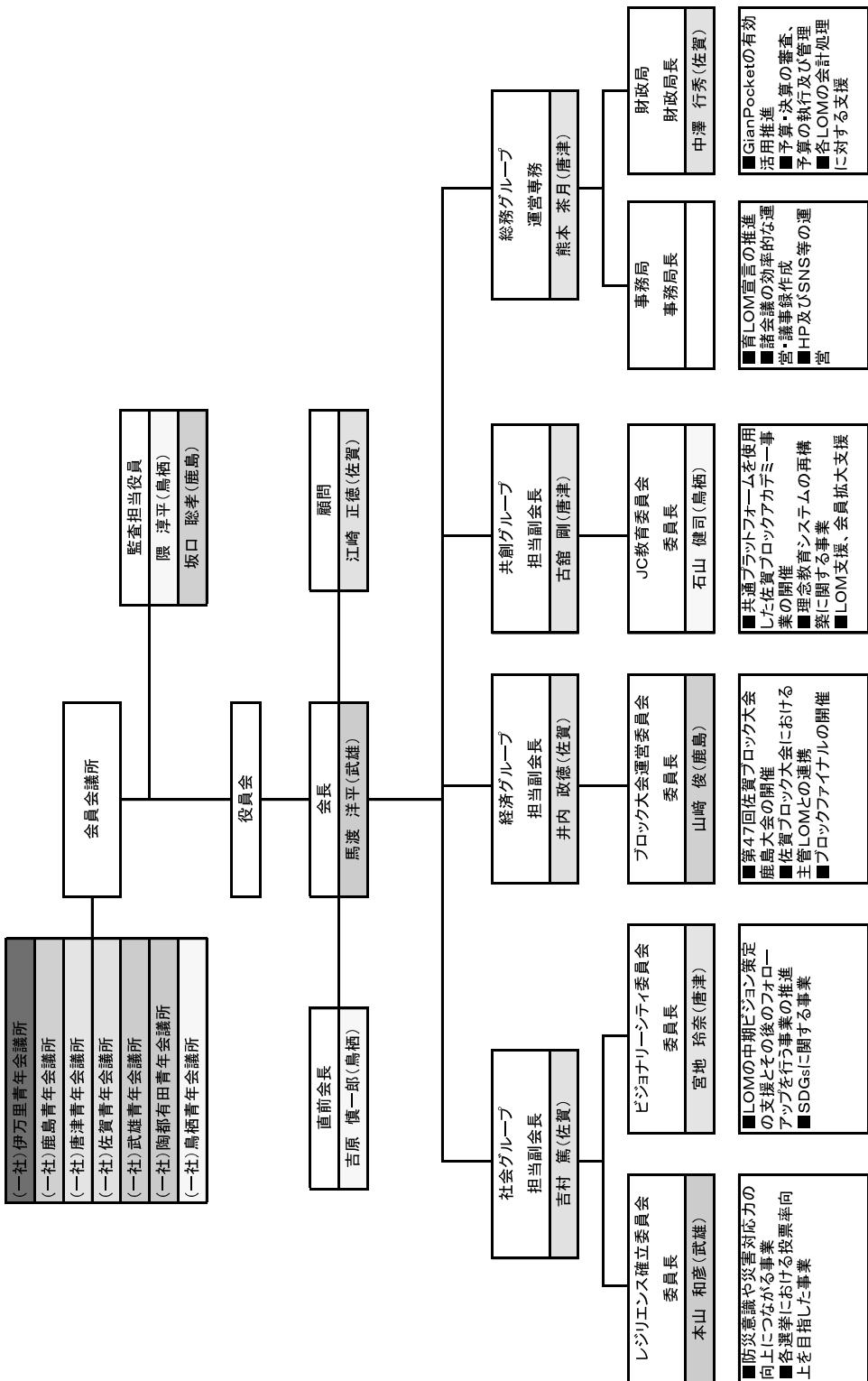
- 4) 事業内容：関係団体と共に食品ロスについての現状の調査、課題の整理、課題解決に向けた機会を提供します。

5) KPI：食品ロスに関する理解度80%

6) 得られる効果：食料資源の無駄を減らすだけでなく、生産や流通、廃棄に至る家庭での二酸化炭素排出量を削減でき、脱炭素社会へとつながります。

7) パートナー：県内各LOM、佐賀県、西九州大学短期大学部、佐賀SDGs官民連携円卓フォーラム、グリーンエコノミー委員会

佐賀ブロック協議会  
九州地区 厚生組織図  
2022年度



年間事業フレーム

九州地区

佐賀県議会議長：馬渡洋平



**歴代正副理事長  
シニア・クラブ会員名簿  
シニア・クラブ規約**



## 歴代正副理事長・専務理事

〔昭和31年度 1956年〕 初代 理事長 七田 久夫 副理事長 原敬太郎 片渕 善之			〔昭和42年度 1967年〕 12代 理事長 竹下月弘 副理事長 香鳥谷北 片渕 善之		
〔昭和32年度 1957年〕 2代 理事長 原敬太郎 副理事長 中野正邦 片渕 康雄			〔昭和43年度 1968年〕 13代 理事長 山崎谷弘 副理事長 鳥片渕善正 片江正則		
〔昭和33年度 1958年〕 3代 理事長 村岡栄 副理事長 渋江義朗 片西村忠治			〔昭和44年度 1969年〕 14代 理事長 矢羽田立身 副理事長 池田弘美 片鳥谷明 内山敬明		
〔昭和34年度 1959年〕 4代 理事長 永倉真一郎 副理事長 植松政雄 片渕 善之			〔昭和45年度 1970年〕 15代 理事長 内山敬明 副理事長 岡本益善 伊東敏雄 牛島征四郎		
〔昭和35年度 1960年〕 5代 理事長 片渕善之 副理事長 上野正治 片宮好治			〔昭和46年度 1971年〕 16代 理事長 鳥谷弘美 副理事長 小城原功治 小林雅正 片江則		
〔昭和36年度 1961年〕 6代 理事長 西村徳藏 副理事長 高倉秀允 片兵衛久弥			〔昭和47年度 1972年〕 17代 理事長 伊東敏雄 副理事長 池田実 片七田秀一 永池公		
〔昭和37年度 1962年〕 7代 理事長 高倉秀允 副理事長 稲富義男 片兵衛久弥			〔昭和48年度 1973年〕 18代 理事長 池田義雄 副理事長 江口博司 佐藤朝光		
〔昭和38年度 1963年〕 8代 理事長 高倉秀允 副理事長 兵衛久弥 片塚原堅太郎			〔昭和49年度 1974年〕 19代 理事長 江口義雄 副理事長 小林雅治 川崎寿朗 楠田陽志郎		
〔昭和39年度 1964年〕 9代 理事長 兵衛久弥 副理事長 塚原堅太郎 片北島文次郎			〔昭和50年度 1975年〕 20代 理事長 小林雅治 副理事長 小城原功員 武富英宏 安永敏郎		
〔昭和40年度 1965年〕 10代 理事長 塚原堅太郎 副理事長 北島文次郎 片竹下忠					
〔昭和41年度 1966年〕 11代 理事長 片渕善之 副理事長 竹下忠 片田中繁 鳥谷弘美					

<p>[昭和51年度 1976年]</p> <table border="0"> <tr><td>21代</td><td>理 事 長</td><td>小城原</td><td>功 德</td><td>久 治 彦</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>七 田 秀</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>江 頭</td><td>久</td><td>治</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>松 原</td><td>治</td><td>彦</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>芦 原</td><td>清</td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>永 池</td><td>公</td><td>一</td></tr> </table>	21代	理 事 長	小城原	功 德	久 治 彦		副 理 事 長	七 田 秀			ク		江 頭	久	治	ク		松 原	治	彦	ク		芦 原	清		ク		永 池	公	一	<p>[昭和58年度 1983年]</p> <table border="0"> <tr><td>28代</td><td>理 事 長</td><td>吉 横</td><td>川 尾</td><td>笛 和 博</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>坂</td><td>井 小 城</td><td>正 之 進</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td></td><td>原 成 音</td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td></td><td>賀 古</td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td></td><td></td><td>日 佐 男</td></tr> <tr><td></td><td>専 務 理 事</td><td></td><td></td><td>久 志</td></tr> </table>	28代	理 事 長	吉 横	川 尾	笛 和 博		副 理 事 長	坂	井 小 城	正 之 進	ク			原 成 音		ク			賀 古		ク				日 佐 男		専 務 理 事			久 志
21代	理 事 長	小城原	功 德	久 治 彦																																																									
	副 理 事 長	七 田 秀																																																											
ク		江 頭	久	治																																																									
ク		松 原	治	彦																																																									
ク		芦 原	清																																																										
ク		永 池	公	一																																																									
28代	理 事 長	吉 横	川 尾	笛 和 博																																																									
	副 理 事 長	坂	井 小 城	正 之 進																																																									
ク			原 成 音																																																										
ク			賀 古																																																										
ク				日 佐 男																																																									
	専 務 理 事			久 志																																																									
<p>[昭和52年度 1977年]</p> <table border="0"> <tr><td>22代</td><td>理 事 長</td><td>七 田 秀</td><td>德 孝</td><td>洸 進</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>江 田 良</td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>土 井</td><td>孝</td><td>洸</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>田 中</td><td>良</td><td>進</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>北 島</td><td>恭</td><td>一</td></tr> </table>	22代	理 事 長	七 田 秀	德 孝	洸 進		副 理 事 長	江 田 良			ク		土 井	孝	洸	ク		田 中	良	進	ク		北 島	恭	一	<p>[昭和59年度 1984年]</p> <table border="0"> <tr><td>29代</td><td>理 事 長</td><td>井 来</td><td>手 田</td><td>昌 吾</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>村 元</td><td>岡 石</td><td>廣 史</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>藤 中</td><td>木 原</td><td>則 誠</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>専 務 理 事</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	29代	理 事 長	井 来	手 田	昌 吾		副 理 事 長	村 元	岡 石	廣 史	ク		藤 中	木 原	則 誠	ク					ク						専 務 理 事								
22代	理 事 長	七 田 秀	德 孝	洸 進																																																									
	副 理 事 長	江 田 良																																																											
ク		土 井	孝	洸																																																									
ク		田 中	良	進																																																									
ク		北 島	恭	一																																																									
29代	理 事 長	井 来	手 田	昌 吾																																																									
	副 理 事 長	村 元	岡 石	廣 史																																																									
ク		藤 中	木 原	則 誠																																																									
ク																																																													
ク																																																													
	専 務 理 事																																																												
<p>[昭和53年度 1978年]</p> <table border="0"> <tr><td>23代</td><td>理 事 長</td><td>安 永 宏</td><td>宏 治</td><td>治</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>松 原 良</td><td>輔 輔</td><td>進</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>吉 野 良</td><td>之</td><td>明</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>山 崎 良</td><td>廣</td><td>治</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>倉 重 末</td><td>嘉</td><td>進</td></tr> <tr><td></td><td>専 務 理 事</td><td>中 原 嘉</td><td>末 嘉</td><td>文</td></tr> </table>	23代	理 事 長	安 永 宏	宏 治	治		副 理 事 長	松 原 良	輔 輔	進	ク		吉 野 良	之	明	ク		山 崎 良	廣	治	ク		倉 重 末	嘉	進		専 務 理 事	中 原 嘉	末 嘉	文	<p>[昭和60年度 1985年]</p> <table border="0"> <tr><td>30代</td><td>理 事 長</td><td>倉 竹 重</td><td>重 下 濱</td><td>末 豊</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>古 古 濱</td><td>瀬 賀</td><td>英 讓</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>古 古 濱</td><td>原 原</td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>専 務 理 事</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	30代	理 事 長	倉 竹 重	重 下 濱	末 豊		副 理 事 長	古 古 濱	瀬 賀	英 讓	ク		古 古 濱	原 原		ク					ク						専 務 理 事			
23代	理 事 長	安 永 宏	宏 治	治																																																									
	副 理 事 長	松 原 良	輔 輔	進																																																									
ク		吉 野 良	之	明																																																									
ク		山 崎 良	廣	治																																																									
ク		倉 重 末	嘉	進																																																									
	専 務 理 事	中 原 嘉	末 嘉	文																																																									
30代	理 事 長	倉 竹 重	重 下 濱	末 豊																																																									
	副 理 事 長	古 古 濱	瀬 賀	英 讓																																																									
ク		古 古 濱	原 原																																																										
ク																																																													
ク																																																													
	専 務 理 事																																																												
<p>[昭和54年度 1979年]</p> <table border="0"> <tr><td>24代</td><td>理 事 長</td><td>松 原 良</td><td>治</td><td>治</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>中 村 敏</td><td>豊</td><td>秋</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>富 永 泰</td><td>久</td><td>志</td></tr> <tr><td></td><td>専 務 理 事</td><td>佐 々 木 三 喜</td><td>宣</td><td>雄</td></tr> </table>	24代	理 事 長	松 原 良	治	治		副 理 事 長	中 村 敏	豊	秋	ク		富 永 泰	久	志		専 務 理 事	佐 々 木 三 喜	宣	雄	<p>[昭和61年度 1986年]</p> <table border="0"> <tr><td>31代</td><td>理 事 長</td><td>小 城 原 古</td><td>小 城 原 古</td><td>進</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>原 賀 田 古</td><td>原 賀 田 古</td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>原 賀 田 古</td><td>原 賀 田 古</td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>専 務 理 事</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	31代	理 事 長	小 城 原 古	小 城 原 古	進		副 理 事 長	原 賀 田 古	原 賀 田 古		ク		原 賀 田 古	原 賀 田 古		ク					ク						専 務 理 事													
24代	理 事 長	松 原 良	治	治																																																									
	副 理 事 長	中 村 敏	豊	秋																																																									
ク		富 永 泰	久	志																																																									
	専 務 理 事	佐 々 木 三 喜	宣	雄																																																									
31代	理 事 長	小 城 原 古	小 城 原 古	進																																																									
	副 理 事 長	原 賀 田 古	原 賀 田 古																																																										
ク		原 賀 田 古	原 賀 田 古																																																										
ク																																																													
ク																																																													
	専 務 理 事																																																												
<p>[昭和55年度 1980年]</p> <table border="0"> <tr><td>25代</td><td>理 事 長</td><td>中 村 敏</td><td>郎</td><td>雄</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>柿 原 雄</td><td>一</td><td>文</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>芦 原 清</td><td>一</td><td>弘</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>宮 地 敏</td><td>三</td><td>弘</td></tr> <tr><td></td><td>専 務 理 事</td><td>增 田 正</td><td>喜</td><td>弘</td></tr> </table>	25代	理 事 長	中 村 敏	郎	雄		副 理 事 長	柿 原 雄	一	文	ク		芦 原 清	一	弘	ク		宮 地 敏	三	弘		専 務 理 事	增 田 正	喜	弘	<p>[昭和62年度 1987年]</p> <table border="0"> <tr><td>32代</td><td>理 事 長</td><td>古 音 平</td><td>古 音 平</td><td>治</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>賀 田 成 川</td><td>賀 田 成 川</td><td>稔</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>島 翁 秀</td><td>島 翁 秀</td><td>男</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>原 小 清</td><td>原 小 清</td><td>男</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td></td><td></td><td>雄</td></tr> <tr><td></td><td>専 務 理 事</td><td></td><td></td><td>宣</td></tr> </table>	32代	理 事 長	古 音 平	古 音 平	治		副 理 事 長	賀 田 成 川	賀 田 成 川	稔	ク		島 翁 秀	島 翁 秀	男	ク		原 小 清	原 小 清	男	ク				雄		専 務 理 事			宣					
25代	理 事 長	中 村 敏	郎	雄																																																									
	副 理 事 長	柿 原 雄	一	文																																																									
ク		芦 原 清	一	弘																																																									
ク		宮 地 敏	三	弘																																																									
	専 務 理 事	增 田 正	喜	弘																																																									
32代	理 事 長	古 音 平	古 音 平	治																																																									
	副 理 事 長	賀 田 成 川	賀 田 成 川	稔																																																									
ク		島 翁 秀	島 翁 秀	男																																																									
ク		原 小 清	原 小 清	男																																																									
ク				雄																																																									
	専 務 理 事			宣																																																									
<p>[昭和56年度 1981年]</p> <table border="0"> <tr><td>26代</td><td>理 事 長</td><td>北 島 恭</td><td>一 進</td><td>慶</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>田 中 雄</td><td>雄 雄</td><td>孝</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>江 里 口 邦</td><td>正 雄</td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>增 田 正</td><td>三 郎</td><td></td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>平 龍 三 郎</td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td>専 務 理 事</td><td>田 中 洋</td><td>介</td><td></td></tr> </table>	26代	理 事 長	北 島 恭	一 進	慶		副 理 事 長	田 中 雄	雄 雄	孝	ク		江 里 口 邦	正 雄		ク		增 田 正	三 郎		ク		平 龍 三 郎				専 務 理 事	田 中 洋	介		<p>[昭和63年度 1988年]</p> <table border="0"> <tr><td>33代</td><td>理 事 長</td><td>小 小 武 高</td><td>小 小 武 高</td><td>文 介</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>原 田 高 宮</td><td>原 田 高 宮</td><td>博</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>富 中 園 原</td><td>富 中 園 原</td><td>典</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>中 園 原</td><td>中 園 原</td><td>幸</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td></td><td></td><td>樹</td></tr> <tr><td></td><td>専 務 理 事</td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>	33代	理 事 長	小 小 武 高	小 小 武 高	文 介		副 理 事 長	原 田 高 宮	原 田 高 宮	博	ク		富 中 園 原	富 中 園 原	典	ク		中 園 原	中 園 原	幸	ク				樹		専 務 理 事			
26代	理 事 長	北 島 恭	一 進	慶																																																									
	副 理 事 長	田 中 雄	雄 雄	孝																																																									
ク		江 里 口 邦	正 雄																																																										
ク		增 田 正	三 郎																																																										
ク		平 龍 三 郎																																																											
	専 務 理 事	田 中 洋	介																																																										
33代	理 事 長	小 小 武 高	小 小 武 高	文 介																																																									
	副 理 事 長	原 田 高 宮	原 田 高 宮	博																																																									
ク		富 中 園 原	富 中 園 原	典																																																									
ク		中 園 原	中 園 原	幸																																																									
ク				樹																																																									
	専 務 理 事																																																												
<p>[昭和57年度 1982年]</p> <table border="0"> <tr><td>27代</td><td>理 事 長</td><td>宮 山 地 敏</td><td>昭 秀</td><td>嘉</td></tr> <tr><td></td><td>副 理 事 長</td><td>地 崎 雅</td><td>夫 広</td><td>洋</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>古 賀 和</td><td>浦 昌</td><td>邦</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>倉 重 未</td><td></td><td>利</td></tr> <tr><td>ク</td><td></td><td>吉 川 笛</td><td></td><td>善</td></tr> <tr><td></td><td>専 務 理 事</td><td>井 手 笛</td><td></td><td>直</td></tr> </table>	27代	理 事 長	宮 山 地 敏	昭 秀	嘉		副 理 事 長	地 崎 雅	夫 広	洋	ク		古 賀 和	浦 昌	邦	ク		倉 重 未		利	ク		吉 川 笛		善		専 務 理 事	井 手 笛		直																															
27代	理 事 長	宮 山 地 敏	昭 秀	嘉																																																									
	副 理 事 長	地 崎 雅	夫 広	洋																																																									
ク		古 賀 和	浦 昌	邦																																																									
ク		倉 重 未		利																																																									
ク		吉 川 笛		善																																																									
	専 務 理 事	井 手 笛		直																																																									

[平成元年度 1989年] 34代 理事長 田中利典 副理事長 内田健介 ク 洋邦 ク 武富邦 ク 片岡新治郎 ク 寺田正雄 専務理事 島宣秀	[平成7年度 1995年] 40代 理事長 嬉野勝 副理事長 下田公博 ク 大武裕 ク 大吉雄 ク 吉山康 専務理事 山下本	利二行 二行介一郎 副司徳
[平成2年度 1990年] 35代 理事長 武富邦 副理事長 伊政博 ク 行司 ク 矢ヶ部淳 ク 吉村英夫 ク 八田康博 ク 大島隆 専務理事 江里口秀次	[平成8年度 1996年] 41代 理事長 山下井 副理事長 岩富田 ク 武吉内 ク 竹月 ク 香道綿 専務理事 千千綿	司真二郎 二郎弘生明 雄一裕一道正
[平成3年度 1991年] 36代 理事長 江里口秀次 副理事長 中野次 ク 寺和正 ク 高園正 ク 橋善敏 ク 中口浩 専務理事 植尾清 松幹一郎 専務理事 次幹博	[平成9年度 1997年] 42代 理事長 武富山 副理事長 中井福 ク 福原坪 ク 塚大恒 ク 松香月 専務理事 大恒香	二義弘 弘一介勇道 公晴幸 裕恵道
[平成4年度 1992年] 37代 理事長 大島隆 副理事長 木島寛 ク 原文 ク 宮樹 ク 品誠 ク 中一郎 専務理事 江頭正 専務理事 口博 専務理事 横美	[平成10年度 1998年] 43代 理事長 大鳥千 副理事長 島屋綿 ク 千杉町 ク 岸川本 ク 山本岡 専務理事 大福	介人明 朗人徳 惠正利 正康龍一郎 正人徳 利正康龍一郎
[平成5年度 1993年] 38代 理事長 中尾清 副理事長 寺田和 ク 土正 ク 井弘 ク 板悟 ク 橋敏 ク 菅敏 専務理事 伊謙 専務理事 東慎 専務理事 也也	[平成11年度 1999年] 44代 理事長 鳥屋正 副理事長 福岡龍 ク 東也 ク 原慎 ク 宮道常 ク 宮常清 専務理事 川小武 専務理事 小武	人一郎 也生宏隆揮 正龍慎 道常清英 人也生 宏隆揮
[平成6年度 1994年] 39代 理事長 土井敏 副理事長 中原正 ク 嬉博 ク 吉利 ク 原潤 ク 山健 専務理事 塚下原 専務理事 原裕 専務理事 塚裕一	[平成12年度 2000年] 45代 理事長 山本康 副理事長 福岡安 ク 古川常 ク 岡島廣 ク 田永 ク 松夕 専務理事 小宮清 専務理事 宮清隆	徳桂浩宏 一雅隆 康安常 廣夕清 桂浩宏 一雅隆

[平成13年度 2001年] <p>46代 理事長 田島 広清 副理事長 小宮 広清 ク 永坂 忠久 ク 北村 荣一郎 ク 末次 直一郎 専務理事 太田 幸博</p>	[平成19年度 2007年] <p>52代 理事長 森 下津浦 副理事長 石居 原服 ク 卷田 井川 ク 代原 小川 専務理事 小原</p>	章啓彦也和一義
[平成14年度 2002年] <p>47代 理事長 坂口 忠久 副理事長 永田 智志 ク 松尾 弘志 ク 荒木 孝一 ク 清藤 正夫 専務理事 崎和子</p>	[平成20年度 2008年] <p>53代 理事長 橋詰 副理事長 賀代 古川 ク 城吉 ク 原井 専務理事 田井</p>	空之一輔己和
[平成15年度 2003年] <p>48代 理事長 末次 直夫 副理事長 岡崎 俊英 ク 石原 隆一 ク 荒木 孝志 ク 伊藤 啓一 ク 下津浦 夕雅 専務理事 松永 夕雅</p>	[平成21年度 2009年] <p>54代 理事長 古賀 副理事長 濱村 ク 合原 ク 塚吉 ク 村川 専務理事 川代</p>	之俊悟己之一
[平成16年度 2004年] <p>49代 理事長 松永 夕雅 副理事長 松尾 弘志 ク 大久保 孝司 ク 城野 大輔 ク 北川 树輔 専務理事 下津浦 啓松</p>	[平成22年度 2010年] <p>55代 理事長 合瀬 副理事長 小原 ク 原戸 ク 長木 ク 荒相 専務理事 戸原</p>	俊義二光太郎彰宏
[平成17年度 2005年] <p>50代 理事長 北川 弘樹 副理事長 森 茂彦 ク 居昭彦 ク 大久保孝 ク 橋詰 専務理事 西岡 圭聖</p>	[平成23年度 2011年] <p>56代 理事長 小原 副理事長 木下 ク 黒村 ク 荒相 ク 尾原 専務理事 原吉</p>	義晴壯太郎尊之彰宏己
[平成18年度 2006年] <p>51代 理事長 西岡 聖裕 副理事長 森頭 ク 江詰 ク 橋賀 ク 古川代 アドバイザー 古賀 専務理事 福田 真美也</p>	[平成24年度 2012年] <p>57代 理事長 木下 副理事長 尾下 ク 原川 ク 口塚 専務理事 村江</p>	壮太郎彰哉宏司登之

〔平成25年度 2013年〕	58代 理事長 荒尾 彰宏 副理事長 相原 宏哉 ク 木下 直哉 ク 中村 政寿 ク 江口 尚登 ク 平川 浩司 専務理事 久保 和則	〔令和元年度 2019年〕	64代 理事長 江崎 正徳 副理事長 瀧本 潤 ク 村西 二郎 ク 音祐 成介 ク 島信 輔 ク 内陽 審輔 ク 松寿 和己 専務理事 前田 博己
	〔平成26年度 2014年〕		〔令和2年度 2020年〕
	59代 理事長 相原 宏 副理事長 中村 政寿 ク 江口 照善 ク 関洋 太郎 ク 中島 健太郎 専務理事 木下 直哉		65代 理事長 西村 勉 副理事長 古川 健太郎 ク 川上 大輔 ク 原勇 太郎 ク 島内 輔 ク 山口 審彰 専務理事 松瀬 和寿
	〔平成27年度 2015年〕		〔令和3年度 2021年〕
	60代 理事長 江口 尚登 副理事長 中島 健太郎 ク 前田 博己 ク 堤 雄亮 ク 関洋 太郎 専務理事 江口 照善		66代 理事長 古川 健太郎 副理事長 島内 勉 ク 松永 太郎 ク 渡公 輔 ク 園雅 夫 ク 吉邊 耕太郎 専務理事 川村 篤輔
	〔平成28年度 2016年〕		
	61代 理事長 中島 健太郎 副理事長 関洋 太郎 ク 堤 雄亮 ク 米田 国生 ク 江崎 正徳 専務理事 大塚 浩		
	〔平成29年度 2017年〕		
	62代 理事長 関洋 太郎 副理事長 米田 国生 ク 真子 勝武 ク 新居 大輔 ク 川上 浩潤 専務理事 瀧本 潤		
	〔平成30年度 2018年〕		
	63代 理事長 米田 国生 副理事長 平川 浩司 ク 松尾 順臣 ク 新居 武宏 ク 德永 寛徳 ク 小柳 敬正 専務理事 江崎 正徳		

# 佐賀青年会議所シニア・クラブ規約

## 第1条 名 称

本会は佐賀青年会議所シニア・クラブと称する。

## 第2条 事務所

本会の事務所は佐賀青年会議所事務局に置く。

## 第3条 目 的

本会は佐賀青年会議所に籍のあった者が会員相互の親睦を図ると共に佐賀青年会議所の活動を支援する事を目的とする。

## 第4条 事 業

本会は目的の範囲内に於て次の事項を行う。

- ・ 会員総会・役員会に於て、決定された事項
- ・ 佐賀青年会議所より委託された事項

## 第5条 会員資格及び会費・入会金

佐賀青年会議所に籍のあった者（但し正会員の年齢制限を越えた者）は所定の手続きを経、役員会の承認の上本会に入会する事ができる。

- ・ 佐賀青年会議所の会費を完納している事。
- ・ 前条の入会に際しては、入会金10,000円を納入するものとする。
- ・ 会費は年間会費とする。  
会費は前納とし毎年三月末までに納入しなければならない。
- ・ 年間会費が未納の会員については、その年度の会員としての待遇を受けられない。

## 第6条 退会除名

退会を希望する会員は退会届を提出しなければならない。年度途中で退会しても既納の入会金及び会費は返還しない。

- ・ 会員がクラブの体面を傷つけ又主旨に反する行為があった時は除名される事もある。

## 第7条 総 会

本会は毎年一月会員総会で開催する。又必要に応じて役員会を開催する。

総会においては予算・決算の承認、役員の選任・解任、本会規約の設定変更を行う。

理事会においては総会に提出すべき事項、総会から委任された事項その他必要な事項を審議処理する。

且つ佐賀青年会議所の会合の出席については役員会が必要と認めた時。

## 第8条 基 金

本会の運営に必要な経費は、会費を基金としてその基金より生ずる収入を以って、これに充当することを原則とする。

## 第9条 役 員

本会に次の役員を置く。

但し、年齢は満50歳未満の者とする。

会 長 1名

副 会 長 2名

理 事 10名以内

監 事 2名以内

理事及び監事は会員総会に於て選出する。

会長は理事の互選により定める。

会長は会員総会・役員会を招集しつつ且つ佐賀青年会議所の連絡の任に当たる。

役員の任期は二年とし、重任を妨げない。

## 第10条 本会の事業年度は1月1日より同年12月31日までとする。

## 第11条 本規約の設定及び変更は佐賀青年会議所役員会へ通達する。

## 附 則

本規約は、平成9年1月1日から施行する。

平成8年1月17日改正

2009.11.2 制定

# (一社) 佐賀青年会議所 防災危機管理マニュアル



# (一社)佐賀青年会議所防災危機管理マニュアル要綱

防災危機管理マニュアルの主旨と目的

主旨：命を尊び、市民とまちの為に、災害に毅然と立ち向かう（一社）佐賀青年会議所メンバーの危機管理活動をここに定める

目的：災害発生時・非常時に自身、家族、近隣の安全確保を行い、速やかに集合し、円滑な対応と確実な災害対策活動を行い、被害を最小限に防ぎ、早期復興を最大限の努力で全うする事。

対策本部・実行本部の設置と構成

## 1. 対策本部の設置

- ① 非常事態宣言が発令され、災害が発生した場合とする。
- ② 対策本部長、対策本部役員が協議の上、発動をした場合とする。

## 2. 対策本部構成員

- ① 対策本部長を理事長とする。
- ② 対策副本部長を直前理事長と顧問、監事とする。
- ③ 対策本部役員を理事長、副理事長、顧問、専務理事、監事とする。

（36時間以内に集合した常任理事・理事より対策本部長が指名する、災害対策部隊6名を含む）

対策本部には、対策本部長、対策副本部長2名以上、対策本部役員以下、役割ごとに分けて、次の担当部隊を置く。

（本部事務局長、本部設営備品、情報収集対応、情報発信対応、救援物資対応、ボランティア受入、ボランティア活動）の各部隊

## 3. 実行本部構成員

- ① 実行本部役員を常任理事・理事とする。
- ② 実行本部員を佐賀青年会議所メンバーとする。

被害状況により、集まるメンバーや時期が異なる上、交代要員も含め多くの人手が必要となるが、揃うまで待つのではなく、対策本部長の指示の下、集まったメンバーで、必要な人員を分担し対応する柔軟な必要があると考える。

## 4. 対策本部・実行本部の設置場所

- ① 第一候補地を、佐賀青年会議所会館とする。
- ② 第二候補地を、神野小学校とする。（佐賀青年会議所近隣の市指定避難所施設）

## 5. 対策本部・実行本部構成員の集合時間

- ① 対策本部構成員の集合時間は、災害発生時より速やかに集合する。  
(理事長、副理事長、顧問、直前理事長、専務理事、監事)
  - ② 実行本部役員の対策本部役員より連絡が入り次第、速やかに集合する。  
(理事メンバー)
  - ③ 実行本部員の集合時間は、実行本部役員より連絡入り次第、速やかに集合する。  
(会員メンバー)
- \* メンバー本人、家族、近隣住民の安全と避難を最優先して、地域、避難所等で、災害応急対策活動を行い、状況把握・情報収集をした後、本部（佐賀青年会議所）に集合し、安否・情報、状況報告の上、対策本部長指示の下活動を開始する。

## 6. 対策本部・実行本部の解散

対策本部役員、実行本部長が協議の上、解散とする。

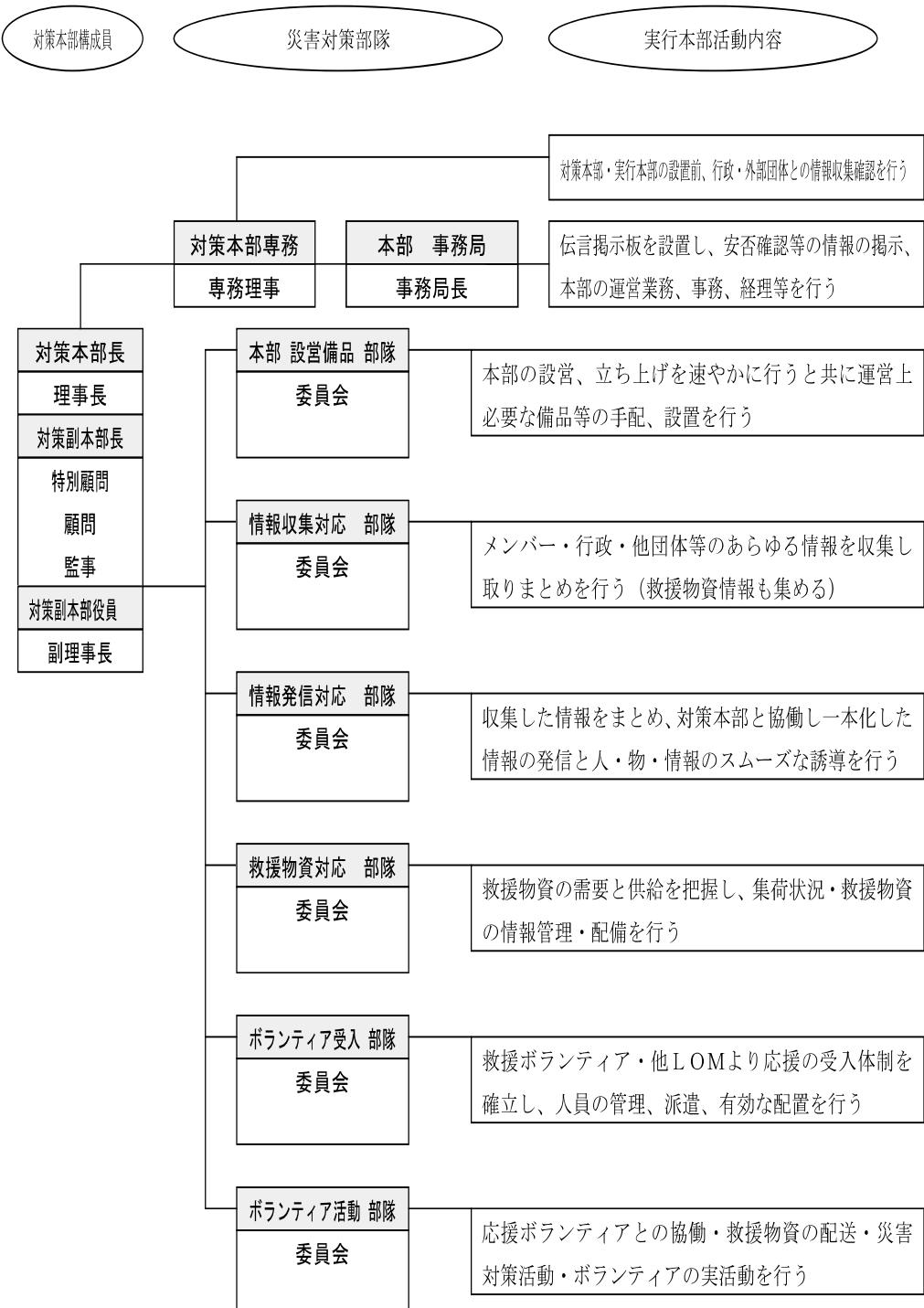
## 7. 見直し訓練

(一社) 佐賀青年会議所防災危機管理マニュアルの定期的な見直しを行うものとする。  
また、災害訓練等の実施を行うものとする。

## 8. 本マニュアルの管理責任者

対策本部専務（専務理事）保管する。

## 9. 災害時対策組織表

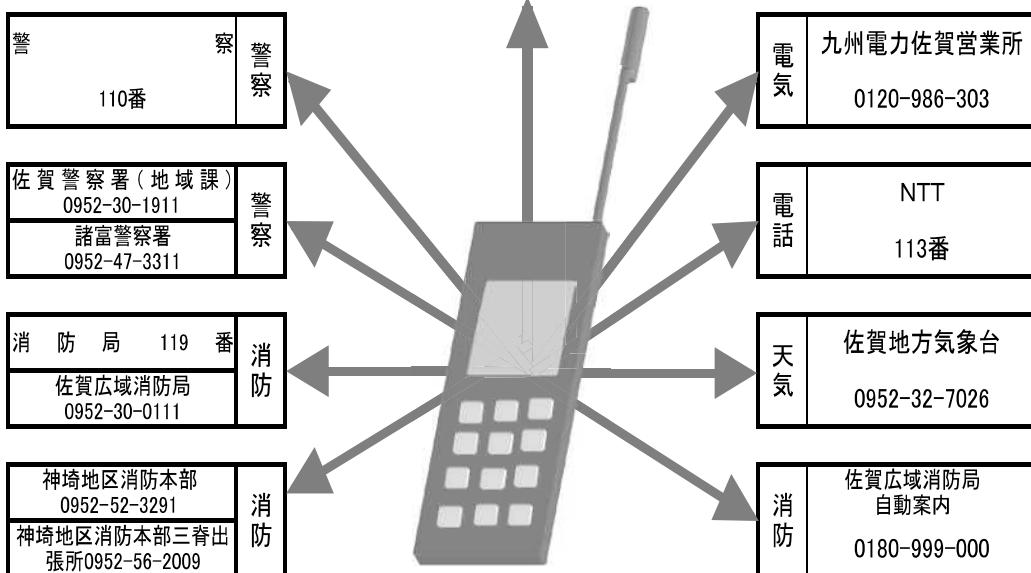


10. 情報収集・発信先

# 災害時連絡表

(JC関係機関)

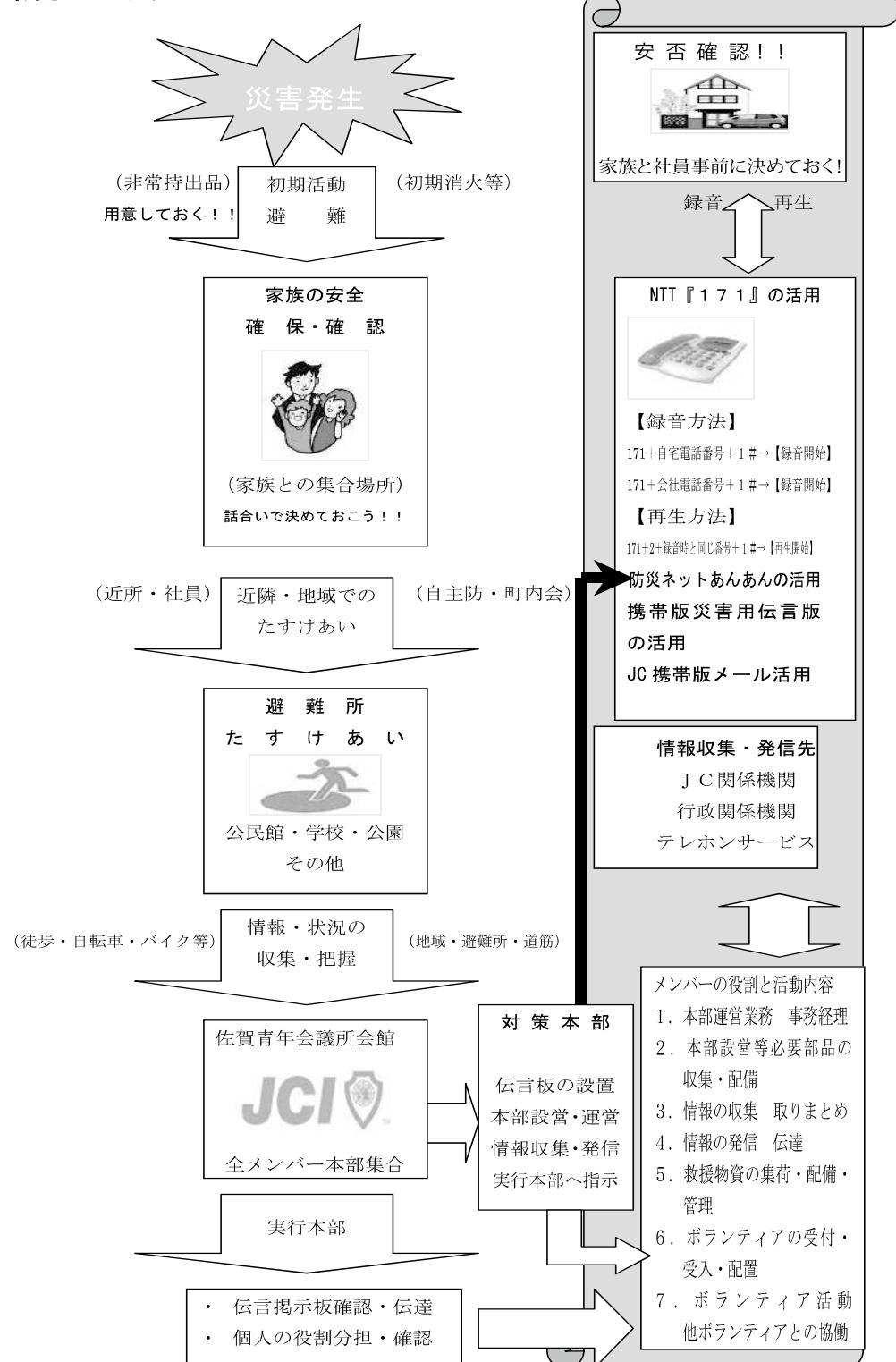
氏名	電話	氏名	電話
佐賀JC	0952-32-1565	鳥栖JC	0942-82-7275
伊万里JC	0955-23-3616	陶都田有JC	0955-42-2097
鹿島JC	0954-62-5656	佐賀ブロック協議会	0952-32-1565
唐津JC	0955-73-7205	九州地区協議会	092-411-9936
武雄JC	0954-23-4333	日本JC	03-3234-5601



(行政関係機関)

氏名	電話	氏名	電話
佐賀市役所(災害対策本部)	0952-24-3151	佐賀市東与賀支所	0952-45-1021
佐賀市諸富支所	0952-47-2131	佐賀市久保田支所	0952-68-2111
佐賀市大和支所	0952-51-2426	佐賀市三瀬支所	0952-56-2111
佐賀市富士支所	0952-58-2111	佐賀市川副支所	0952-45-1111

## 災害時対応フローチャート



# 一般社団法人佐賀青年会議所の ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン

ツイッターやフェイスブックやブログに代表されるいわゆるソーシャルメディアは、今や生活において欠かすことのできない重要な情報手段となりつつあります。

(一社) 佐賀青年会議所活動においても、これらソーシャルメディアを有効に活用することで、LOM内外への情報を効果的に伝えられるだけでなく、それらを通じ会員間の交流の促進や、市民の意見を聴取することが可能となっており、今後ますます会員同士また市民・行政との相互関係の構築に当たっては重要な手段となることが見込まれます。

一方で、ソーシャルメディアには、匿名性や一方的な記述が可能であるといった特性もあり、不正確な情報や不用意な記述が意図しない問題を引き起こし、社会に対し多大な影響を及ぼした企業の例など、リスク対策をしっかり行わなければならない面もあります。そのため、ソーシャルメディアを使いこなすためには、その利用者がソーシャルメディアの特性や自らに関わる社会的規範などを十分理解する必要があります。

そこで、(一社) 佐賀青年会議所会員各位（以下「LOMメンバー」といいます。）において、ソーシャルメディアが適切に利用され、その有用性を十分に活用できるよう、LOMメンバーがソーシャルメディアを利用する際の基本的な考え方や留意点を明らかにする「(一社) 佐賀青年会議所のソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」といいます。）を策定することとしました。

## 1 ソーシャルメディアの定義

フェイスブック、ブログ、ツイッター、電子掲示板、ホームページ等に代表される、インターネットを利用してユーザーが情報を発信し、あるいは相互に情報をやりとりする情報の伝達手段をいいます。

## 2 ガイドラインの必要性及び目的

ソーシャルメディアは有効な情報伝達手段である一方、その情報が不正確であったり、法令や公序良俗に反したり、さらには意図せずして特定又は不特定の人たちの感情を害した場合には、想定しない影響を及ぼす場合もあることから、事前にそれらリスクを回避するため、LOMメンバーが留意すべき事項を明らかにしたもののがこのガイドラインです。

## 3 ガイドラインの適用範囲

このガイドラインは、(一社) 佐賀青年会議所の会員（LOMメンバーと）としての身分を有する者に対して適用されます。

#### 4 ソーシャルメディア利用に当たっての基本原則

- (1) LOMメンバーがソーシャルメディアを利用して情報を発信する場合には、(一社)佐賀青年会議所の会員であることの自覚と責任を持たなければなりません。
- (2) 関係法令および佐賀青年会議所の定款をはじめとする各種規定等を遵守しなければなりません。
- (3) 基本的人権、肖像権、プライバシー権、著作権等に関して十分留意しなければなりません。
- (4) 発信する情報は正確に記述するとともに、その内容について誤解を招かぬよう留意する必要があります。一度ネットワーク上に公開された情報は完全には削除できないことを理解しておく必要があります。
- (5) 意図せずして自らが発信した情報により他者を傷つけたり、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるよう努めなければなりません。  
また、自らが発信した情報に関し攻撃的な反応があった場合には、冷静に対応し無用な議論となることは避けなければなりません。
- (6) 次に掲げる情報は発信してはなりません。
  - ① 不敬な言い方を含む情報
  - ② 人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
  - ③ 違法行為又は違法行為を煽る情報
  - ④ 単なる噂や噂を助長させる情報
  - ⑤ わいせつな内容を含むホームページへのリンク
  - ⑥ その他公序良俗に反する一切の情報

#### 5 ソーシャルメディアを利用して、(一社)佐賀青年会議所活動に関する情報を発信する際の留意事項

- (1) (一社)佐賀青年会議所及び佐賀青年会議所に利害関係にある者は、団体の秘密に関する情報を発信してはなりません。
- (2) (一社)佐賀青年会議所及び他者の権利を侵害する情報を発信してはなりません。
- (3) (一社)佐賀青年会議所のセキュリティを脅かすおそれのある情報を発信してはなりません。
- (4) (一社)佐賀青年会議所の活動に関する情報を発信する場合は、守秘義務を遵守するとともに、意思形成過程における情報の取扱いに十分留意する必要があります。
- (5) 自らは直接関わらない事項であっても、(一社)佐賀青年会議所に関する情報を発信する場合にあっては、読み手側では(一社)佐賀青年会議所の会員として一定の関係者として理解し、その記述が不正確な場合には誤解される場合があることについて十分留意する必要があります。

# **2021年度 事業報告**



## 2021年度 一般社団法人 佐賀青年会議所 理事長報告



第66代理事長 吉川健太郎  
副理事長 島内 陽輔  
副理事長 松永 公助  
副理事長 渡邊 雅夫  
副理事長 園田耕太郎  
副理事長 吉村 篤  
専務理事 川上 大輔

### 2021年度スローガン

**闘志** | 志を同じく闘う  
～いま生き抜き次代へつなぐ～

2021年も昨年に引き続き、コロナ禍の中での活動となりました。しかし、この状況は昨年経験していたこともあり、今私たちができる最高の形で事業を展開していく事ができたのではないかと思っております。この一年を振り返ると、皆様に対しての感謝しかございません。私どもの事業に関わって頂いた市民の皆様、そして佐賀青年会議所のメンバーには心から感謝しております。

一年間の活動報告を各委員会の職務に沿って報告します。

#### 【総務委員会】

総務委員会に対しては、一年間通しての各種会議の運営をして頂きました。今年は、理事会も一部、ハイブリッドでの開催を試みました。また、各委員会に対してもWeb会議用の機材のレクチャーを致しました。各委員会の事業の発信や、ホームページの運用も改めて考えました。新型コロナにより、会議はおろか、事業の在り方が大きく変わつていております。今後も、こういった変化にもいち早く対応し、各委員会がスムーズな運営ができるように縁の下の力持ちとしての動きが必要とされます。

#### 【65周年委員会】

2021年、佐賀青年会議所は65周年を迎えました。本来であれば周年式典・懇親

会とシニアの先輩方と共に祝いをしたかったのですが、コロナ禍で大人数での会食、集会が制限されている中でしたので、会場に来場いただくのは、歴代理事長のみとさせて頂きました。式典の模様を Y o u t u b e にて L i v e 配信をし、会場に来ることができないシニアメンバーには W e b にて視聴頂きました。式典の開催自体も困難かと検討しましたが、冒頭にも記載したように、私どもが今できる精一杯の形での開催をさせて頂きました。会場でお会いできました歴理事長の皆様からは、「式典を開催してくれてありがとう」とお褒めの言葉を頂き、感無量でした。また、70周年に向けた提言も掲げまして、また新たな次代へと志をつなげていくことが求められます。

#### 【未来に繋がるまちづくり委員会】

新型コロナ感染症の影響により、昨年に続き、今年も佐賀城下栄の国まつりは中止となりました。まつりに限らず、世間でも様々な催し物が中止となっていく中で、市民の皆様に少しでも元気を届けたい、笑顔を届けたいと思い、私どもで花火を打ち上げたいと模索しました。打ち上げは一箇所よりも三箇所、二箇所よりも三箇所と。結果としては、打ち上げ場所非公開での同時二箇所による打ち上げを行いました。開催日も65周年式典と合わせ、心に残る一日となりました。この「佐賀に笑顔を咲かせる大花火」により、一人でも多くの市民の皆様に元気が届けられていることを願っております。

今年は新たなる試みで、まちづくり運動を致しましたが、今後も様々な視点でまちづくりを考えしていく必要があります。

#### 【青少年・環境委員会】

長年、取り組まれている青少年事業ですが、今年は I T を絡めた手法で企画を致しました。今や大人も子どもも、I T は切り離されません。どう共存していくかだと考えます。そして、様々なツールがある今ならではの手法で、佐賀大学を舞台にクエストを用いて青少年事業を開催しました。こちらもコロナ禍の開催で、一度は延期をし、再調整して何とか開催することができました。一般の参加者は50人を超え、i P a d 片手に事業を楽しむ子ども達が非常に印象的でした。子どもは地域の宝でございます。今後も様々な視点で、多角的に青少年事業を考えていく必要があります。

#### 【国際・災害対策委員会】

毎年のように発災する自然災害。事前に対策ができるのか、起きてしまった時に私どもに何ができるかといった事を構築段階で、今年も豪雨災害が起きました。災害対策で動き出していた事もあり、社協、S P F らと連携を図り、被害にあわれた企業のボランティア活動を行いました。各団体で考え方方が違えば、活動の色も違う。今回の災害ボランティアを通じて、課題も見えてきましたし、今後に向けては、S P F および

インパルス（佐賀北、佐賀南、神埼）と公式に災害協定も結ばせて頂きました。

また、新營國際青年商會との交流は今年もWebとなりました。この形もお互いに慣れてきて、改めて今後の交流の在り方など、熱い議論をさせて頂きました。Web形式もいいですが、やはり新營國際青年商會との交流は、リアル開催に尽くるなどと思えた次第でした。

入会歴が浅いメンバーが多いので、来年こそはリアル開催ができればと願います。

### 【会員研修・ビジネス委員会】

佐賀青年会議所では、入会歴が3年未満のメンバーの割合が非常に多くなっております。今年もコロナ禍で、各種大会がほぼ中止となり、仮会員研修でも、オブザーブの呼びかけも出来ず、仕方ないとはいえ、新入会員がメンバーと触れ合う機会が少ないよう感じました。

また、今年は佐賀市長選挙の年もありました。長年全うされた現職が退く中の選挙で、7名の候補者を対象に公開討論会を実施しました。こちらも会場への入場制限やYouTubeによるLive配信をさせて頂きました。4年に一度しかできない事業という事を噛みしめ、残るメンバーに対しての引継ぎもしっかりと致しました。

ビジネス面では、起業を考えている、夢見ている若者を支援しようという趣旨での事業を致しました。こちらは、SDGsさがい基金さんと引き続き起業に向けて動いていきますので次年度にいい報告ができるように進めていきます。

### 結びに

この一年間、理事長として活動させて頂き、本当にありがとうございました。私にとってもかけがえのない一年となりました。多くの先輩方、地域の皆様に支えられ、現在の佐賀青年会議所がある事を再確認致しました。私ども現役メンバーはその思いを絶やすことなく次代へとつないでいかなければなりません。多くの仲間と出会い、共に成長し喜びを分かち合える、この佐賀青年会議所を誇りに思いますし、これかも期待しております。

また、西九州大学様とも包括的連携を結ぶ協定も結ばせて頂いております。これから協働事業なども楽しみです。

最後になりますが、私どもの活動、運動を支えてくださったすべての皆様に感謝し、2021年度の報告と致します。

## 総務委員会 事業報告



委員長 高橋佑輔  
副委員長 森公照  
副委員長 横尾伸一郎  
運営幹事 鶴田翔  
運営幹事 宮原陵

2021年度総務委員会では、佐賀青年会議所の屋台骨として、諸会議のスムーズな企画・運営を行いました。また常任理事会や理事会がしっかりと円滑に進められるように5・2システムに基づき各委員会より提出された議案の精査を図ることで、各委員会の事業成功を間接的に支援できたと感じます。

まず今年度も昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症の影響から、例年とは違う会の企画・運営を余儀なくされました。本来であれば多くの会員が集合した会の開催を行いたかったというのが本音ではありますが、感染リスクは減らしつつも会議を進めていかなければならないという矛盾する点について、総会、常任理事会、理事会など数回に渡りWeb会議を用いることで開催しました。昨年度からのWeb会議を用いた会の企画・運営における確かなノウハウ集積も行うことができ、その新しいノウハウを佐賀青年会議所へ普及させることができました。

4月に開催したゆめタウン佐賀での献血推進活動では、総務委員会のみならず多くのメンバーに参加・協力いただくことができ、過去最高の献血者数を更新することができました。新型コロナウイルス感染症が猛威を振ったことで、全国的に輸血用の血液が不足していた中、多くの献血者を募ることができ、我々が暮らす地域・社会に貢献することができました。

広報活動においては多種多様なSNSを活用することで、佐賀青年会議所の活動・事業を多くの皆さんに広めていきたいと考えておりましたが、新しい仕組みや方法を用いた広報活動を行うことができず反省しております。その中でも各種例会や事業開催などの活動については、FacebookやHPを用いて情報を発信してきました。

最後に、当初他の委員会がまぶしく見え、また総務委員会が地味で日の当たらない感じがし、途中の段階では正直辞めたくなったりもありました。しかし何事にもどっしりと構え寛容に受け止めてくださった古川理事長、飴と鞭で支えて下さった川上専務と松並室長、また多くのご指導やアドバイスやご指摘をいただき成長をさせていただいた理事メンバーの皆様、そして何よりも佐賀青年会議所の屋台骨となる総務委員会と委員長を1年間しっかりと支えてくれた総務委員会メンバーの皆さんのおかげで、何とか1年間委員長を務めさせていただくことができました。今となっては諦めることなくやり切れたことで、大きな達成感を感じるとともに、自分自身の能力を上げることができ、辞めなくて本当によかったと感じております。この場を借りて感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

この経験を次に繋げ、残りのJC活動に対して更に楽しみ、更に学び、そして佐賀青年会議所と一緒に活動する皆様との良き縁に感謝しながら活動してまいりたいと思います。

改めて一年間、本当にありがとうございました！



## 65周年委員会 事業報告

委員長 菱岡英貴  
副委員長 関春光  
副委員長 古賀久達  
運営幹事 西田満梨絵  
運営幹事 山本光一郎

まず初めに私を65周年委員長に選出して頂きました。古川理事長を初めとする皆さんには心より感謝申し上げます。若干30歳という若さで何もわからないなかではありましたが貴重な経験をさせて頂きましてありがとうございました。この経験は私の人生の中でもかけがえのない経験となり、自信にもつながりました。

さて、話はこの一年間の思い出に移らせていただきます。一言でいうならば『苦行』この言葉に尽きるかと思います。

本当に何もかもがうまくいきませんでした。

新年会から始まり記念式典・祝賀会とすべての事業で新型コロナ感染症ウイルスの影響もあり計画通りに事が運ばず躊躇ばかりでした。

しかし諸先輩や現役メンバーの協力もあり、なんとか形にしていきながら構築し一年間やり切ることが出来ました。そして、佐賀青年会議所の歴史を紐解いていく中で我々が住み暮らす佐賀の発展の為に活動してきた諸先輩の想いを感じることが出来ました、そこで感じたことは、自分自身もちろんのことですが、メンバー一人一人がそのことを自覚し責任を持って活動していくかなくてはいけないと、それが今まで与え続けてくださっている先輩方への恩返しにも繋がるのでないかと感じました。

2021年度は、昨年同様で新型コロナ感染症ウイルス感染症に振り回された一年でした。しかしながら、我々佐賀青年会議所という青年団体は、どんな壁にもしっかりと向き合い、仲間と共に乗り越え、次世代の希望に満ちた子供たちの為に挑戦し続けなければいけません。そしてこれからも佐賀青年会議所は自分自身の為、佐賀の発展の為、力を合わせ70周年に向け活動していかなければいけません。と、そのような気持ちになりました。

今までの人生のなかでこのように思ったことはありませんでした。それも委員会メンバーや副理事長、室長がいたからこそだと思いますし、この縁は一生大切にしていきたいです。

さらには、この経験を活かし自分自身の社業に対しても、どんな壁も従業員全員で乗り越えていき、社会の為、会社の為、一緒に働いてくれている仲間の為に率先して引っ張っていく事を改めて誓いました。

初めに『苦行』と申しましたが、それは表面上のもので、その苦行を紐解いてみると、感謝、感動、成長、仲間の大切さを身に染みて感じができる幸せな苦しい一年間だったなど、本当に感謝でしかありません。そして小さな目標をコツコツと挑戦し続け大きな目標をこれから達成し続けていきます。

この一年間本当にありがとうございました。

## 未来に繋がるまちづくり委員会 事業報告

委員長 久保 隆佳  
副委員長 陣内 宏樹  
副委員長 黒田 育人  
運営幹事 今泉 直人  
運営幹事 大島 推仙

2021年度未来に繋がるまちづくり委員会では、「第50回記念佐賀城下栄の国祭り」を大きな柱とし、スポーツを通したまちづくりをやると決め、取り組んで参りました。しかしながら、新型コロナウィルス感染症の影響もあり楽しみにしていた「第50回記念佐賀城下栄の国祭り」が中止を余儀なくされました。しかしながら「シニア総会の参加者支援」「全国大会宇都宮大会参加者への支援」、「2月・7月例会の企画・運営」、「九州地区野球大会の企画・運営」などの様々な担いを頂き、活発化した新型コロナウィルスの影響により実施できなかった担いもある中で感染予防対策を徹底し、今年1年私たちに何ができるか考え事業に取り組んで参りました。まずは2月例会において佐賀市が取り組んでおられるスポーツ推進のなかで、スポーツを通じた地域住民が主体となったまちづくりについて講演していただくために佐賀市地域振興部スポーツ振興課の馬郡様に講師にきていただきました。佐賀青年会議所メンバーがニュースポーツについて学び地域の方々に発信していくけるように佐賀市のスポーツの現状を講演して頂き、その後佐賀青年会議所メンバーにニュースポーツを体験して頂きました。2024年にはSAGA2024国スポ全障スポも開催される予定でスポーツに対する機運も高まっており、佐賀青年会議所メンバーにも伝えることができたのではと思います。次に7月例会では佐賀市地域振興部スポーツ推進課の方とスポーツ界の方々を講師としてお呼びしました。行政の取り組み、各競技のトップ選手の方々の取り組み、考え方をお話していただき『スポーツを通してのまちづくり』というテーマなどをもとに講演していただきました。スポーツを通してどのようなまちづくりをされているかを知り、佐賀青年会議所メンバーが感じて頂くことで意識付けができ、まちづくりとスポーツとの関係性を知るための良いきっかけになればなと思い開催いたしました。そして9月にメイン事業『佐賀に笑顔を咲かせる大花火2021』を開催いたしました。通常は佐賀城下栄の国祭りと一緒に花火をし、行政の方たちが書類・申請等を行ってくれるのでですが、今回は佐賀青年会議所独自で花火大会をし、一から企画しようと計画をたてました。新型コロナウィルス感染症の影響で第50回目の佐賀城下栄の国まつりが中止となり一大イベントでもあった花火も中止せざるを得ない状況となりました。市民が楽しみにしている花火をどうしてもあげたい、市民や佐賀青年会議所の皆さんにも元気や希望、前向きな日々を送っていただくためには花火をあげることがメッセージに繋がると思ったのと、市民の楽しみが失われつつある今、事態の一時も早い終息を願い、市民が上に向いて未来に向け明るく元気になる機会を提供していきたいと思い、本事業の実施に至りました。何から始めてよいのかもわからず松永副理事長や光吉室長と花火業者や行政、他の花火大会を企画・運営された方々へ連絡し情報をたくさん集めることにしました。申請に50日かかるという情報を入手しまちづくりメンバーにも平日にもかかわらず動いてもらいました。本来なら3・4カ所で同時に打ち上げを企画し開催したかったのですが、近隣の住民の方々や警察との現場検証で厳しいと判断された場所があり最終的には2ヶ所で開催することに決めました。当日も晴天に恵まれ、花火が上がった際は自分自身感動しましたし、半年間動いてきてよかったです本当に思いました。シーカレットでの開催でしたが近隣の方々など周辺には観覧者がいてくれて

嬉しかったです。花火終了後、近隣の自治会長様からお話をあり『各イベントが中止になる中、花火を打ち上げてくれてありがとうございます。1か月前の災害でこの地区は多大な被害を受けた中で、このような形でこの地区で花火をあげてくれて本当に感動・勇気をもらいました。』や子供たちからも『また来年もよろしくお願ひいたします。』など本当に嬉しい言葉をいただきましたし、私みたいな人間でも準備し、みんなに協力をしてもらえばいろいろな方に感動を与える事が出来るんだと実感しました。また花火大会を行うにあたりまちづくり委員会のメンバーを中心とし他のメンバーの方にも警備から掃除、また翌日早朝からの掃除までたくさんの方々に協力していただけたことが本当に嬉しかったです。そして9月に本来開催であった「2021年公益社団法人日本青年会議所九州地区～親善野球大会～」も新型コロナウイルス感染症の影響で会場が使用出来ない為大会を延期し、11月28日（日）に開催を変更いたしました。委員長兼野球部主将として昨年度も中止でしたし他のLOMに連絡しお話をしたところ是非参加したい、今年卒業の方もいるので野球をしたい、という声があったので開催することに決めました。怪我もなく色々な方やサッカー部の他のLOMメンバーも協力してくれて本当に感謝しています。佐賀青年会議所は残念ながら準優勝でしたので来年はリベンジできるように練習し王座奪還します。

結びに私を委員長に誘っていただき色々な所にも一緒に足を運んでいただいた光吉室長には本当に感謝しかありません。松永副理事長も困ったときは一番に動いてくれてサポートして頂きありがとうございました。また委員会メンバーにも恵まれ本当に感謝していますし支えてもらいました。また古川理事長には委員長の事を一番に思ってくれて支えてくださり、古川理事長のもとで委員長を出来たことを誇りに思います。最後に同期委員長の高橋委員長・畠中委員長・船津委員長・菱岡委員長・松尾委員長とは毎月懇親会を行い、お互いの情報交換を出来たことがなによりよかったですし、みんなと一緒に委員長ができたことが本当に最高の一年に繋げることが出来たと思います。自分自身も今年、とてもスキルアップできましたし普段できないような経験をでき良い一年でした。また次年度も今年経験したことをしっかりと伝達できればと思います。

以上で2021年度未来に繋がるまちづくり委員会の事業報告とさせていただきます。一年間ありがとうございました。

## 青少年・環境委員会 事業報告

委員長 畠中 隆嘉  
副委員長 水町 範広  
副委員長 久米 雄大  
運営幹事 古賀 修平  
運営幹事 堤 雄史

2021年度青少年・環境委員会では、「青少年事業の企画・運営」をメイン事業とし、「春季秋季の河川清掃」、「5月・12月例会の企画・運営」、「卒業生を送る会の企画・運営」の担いをいただき1年間活動をさせていただきました。

まずは4月の川を愛する習慣の発祥でもあります佐賀青年会議所メンバーで河川清掃を行ない諸先輩から受け継いできた佐賀青年会議所としての地域活動の発信が出来たと考えます。

そして5月例会では「ネットのトラブルから子ども達を守る大人の役割」と題し時代の流れとコロナ禍の中で、ネット社会と関わる年齢が低年齢化してオンラインによるコミュニケーションが日常化している情勢となりネット社会で子どもたちの置かれている現状やICT環境のメリットや課題について学んでいただき意識を高めることも目的とし開催させていただきました。ITサポートさがの浴元先生をお招きして講師例会開催の予定でしたがハイブリッド開催までは開催できるように手配をしていましたが新型コロナウイルス感染拡大の影響を受け、佐賀青年会議所として初めてWEB配信のみ例会となりました。WEB配信のみでしたが、ネット社会における子ども達の現状や問題、大人自身も知識をつけて子ども達を守ることなどメンバー皆さまの学びになったのではないかと感じました。

また8月には青少年育成メイン事業、IT×遊び×学びをテーマに佐賀大学本庄キャンパス内において、みんなで学ぼうIT共育～スマホを使って遊んで学ぶ謎解きクエスト！！サーガ大学トレジャーハドベンチャーを開催する方向で準備等を進めて参りましたが、またしても新型コロナウイルス拡大の影響で佐賀県下にも初のまん延防止等重点措置が発令され、子ども達を感染のリスクから守る責任があると判断し一旦中止と判断をさせていただきました。延期開催が出来るように佐賀大学とスケジュール等の話し合いを進めていきました。

そして10月には秋季の河川清掃を開催し諸先輩から受け継いできた地域環境の美化の大切さを継承できたのではないかと感じました。

また延期開催予定でした青少年育成メイン事業が佐賀大学と折り合いがつき11月3日に開催させていただいたことができました。応募方法から全ての内容に至るまでメンバー全員で話し合い決めました。テーマにITを掲げて今まで応募から説明や注意事項、質問等すべてを公式LINEアカウントで対応させていただきました。中止になった時や延期開催が決まった時や問い合わせ等とてもスムーズに行なうことが出来たので次年度以降も対外の方の呼ぶ事業の時には活用は必須だと感じました。コロナ禍でもありネット社会でもあったせいか初めは名前も知らない初対面の子と馴染むのに苦手意識があったように見えましたが、ゲームを通して協力することで「自然と仲良くなれた」「知らない子とゲームを解けたことが楽しかった」「また参加したい」などと成功体験を得られたチームが多く見受けられました。ITはツールだと理解しITの良し悪しを学ぶきっかけづくりと目には見えない心の部分が生まれるリアルコミュニケーションの大きく2つの目的を掲げておりました。タブレットと頭や体を使って遊び感覚でIT学び、人と人とのふれあいリアル体験の大切さ学ぶきっかけになったと思います。

そして12月例会と卒業生を送る会を開催し、2021年度1年間の総括を理事長にいただき1年間を振り返り次年度へ繋げることが出来ました。1年間活動・運動してきた事を飾るスペースを設けQRコードを設置して各委員会の活動の動画を観れるように工夫しました。卒業生を送る会では、地域発展の為に第一線でご尽力された卒業生に、精一杯の恭敬の心を込めて笑いあり涙ありで全メンバー一丸となって送り出すことが出来たと思います。

結びに、担当していただきました江崎特別顧問、渡邊副理事長、西村室長、1年間ご指導、ご協力をいただきまして本当にありがとうございました。古川理事長の下で6人の最高の委員長達と共にやり遂げることができた事を心から嬉しく思います。そして委員長という貴重な経験をさせていただき1年間を通して一緒に活動してくれたスタッフはじめ委員会メンバー全員には、本当に心から感謝しています。皆が居てくれたから頑張ることが出来たし、やり遂げることができました。最高の仲間です。関わってくださった全ての皆様に感謝を申し上げて2021年度青少年・環境委員会の事業報告とさせていただきます。

## 【青少年メイン事業】

みんなで学ぼうIT共育

～スマホを使って遊んで学ぶ謎解きクエスト！！サーガ大学トレジャーアドベンチャー



## 【12月例会・卒業生を送る会】



## 国際・災害対策委員会 事業報告

委員長 船津和彌  
副委員長 蒲原伸矢  
副委員長 糸山税  
運営幹事 水崎隆志  
運営幹事 坂井輝孝

まず始めに、今年1年間委員長の職を任命して頂いた理事長はじめ担当副理事長、担当室長、そして支えて頂いた委員会の皆様、本当にありがとうございました。委員長の話を頂いた時は、私の中ではいつか委員長をやりたいという気持ちはあったものの、いざその話が実際に舞い込んで来た時は、本当にやれるのか？また、自分が思ってもいない国際の委員会。しかも災害がセットになった委員会で私のしたいことなんてあるのか？そこからスタートでした。しかし、委員長を受けたからには最後までしっかりやり遂げたいという気持ちは強かつたことを覚えております。ただしかし、私の中で国際交流という点については、この委員会のメインになってくる所であるという認識はありました。私自身今までに新營JCとの交流になかなか参加できていなかったこともあり、思い入れという点ではあまりありませんでしたし、コロナ禍ということもあります。実際に会えることは厳しいのではないかという気持ちもありました。そういう点でいくと、災害がセットになっていた点は非常に助かった部分も大きいと思います。実際に私の店舗が水害被害にあったこともあり、近年の九州の水害事情を見ていくと、その頻度は確実に増えている現状があり、その対策を考える事は急務であることは誰もが解る事がありました。そういう背景の中、委員長として私に何ができるのだろうか？この佐賀青年会議所に何ができるのだろうか？行きついた私の考えは、佐賀県にある経済青年団体と言われる友好5団体と災害支援を連携して行えないかという考えに至り、災害支援に対して「連携」にフォーカスを当てるということを選択致しました。それからというもの、数々の諸会議に参加し災害に対しての知識を詰め込み、見えてきたものは平時にいかに各関係団体との連携構築を行っているか？ということが重要だと解りました。また、行政・社協・CSO団体とのネットワーク構築も含めた動きが必要という事もあったことで、多くの方々との出会いの場があり、そして多くの方々を佐賀JCメンバーや青年団体の方々との人繋ぎが出来たと思います。その動きがあったことで8月の豪雨災害では行政・社協・CSO団体・佐賀JC・インパルスとの災害支援が実際に協働できたのだと思いましたし、その後の連携協定もスムーズに話が進み、この循環を今後も継続していくことが今後の私の使命であるのかなとも思います。

国際交流については、やはりコロナ禍の中で実際に会う事はできませんでしたが、Webでの会務交流会議ができ、打ち合わせ等でWebを使い新營JCメンバーと会話ができたことは非常に良い経験をさせて頂きましたし、多言語の習得へも意欲が湧きました。また言葉の壁を越えて気持ちや想いを伝えることができるということを経験させて頂きました。今後の交流には必ず参加したいと思います。

この1年間多くの方々との出会いがあり、支えがあり、学びがあり、苦労があり、そして成長がありました。家族と社業とJC活動。多くの皆様の支え無しでは委員長の責務を全うすることはできなかったでしょう。本当に感謝の気持ちでいっぱいです。1年間という有限の時間の中で、成長の機会を頂き温かく見守って頂いた理事メンバーの皆様、委員会の皆様、そして佐賀JCメンバーの皆様、誠にありがとうございました。

## 会員研修・ビジネス委員会 事業報告

委員長 松尾陽介  
副委員長 飯筐壽久  
副委員長 宮原巧  
運営幹事 武田星弥  
運営幹事 山田慎也

2021年度の会員研修・ビジネス委員会では、会員の研修・交流とビジネス事業をメインとし、活動を行って行きました。昨年より続く新型コロナウイルスの影響もありましたが「厄入厄晴祈願」「4月、11月例会の実施」「佐賀市長選挙公開討論会」等を実施することができました。

まずは、4月例会にて会員同士の交流を目的としたワールドカフェ形式の事業を行いました。昨年から続く新型コロナ感染症の影響により、入会から1,2年程のメンバーは直接顔を合わせる機会も少なく、この例会がきっかけになればという思いで開催しました。当日は参加メンバー全員が積極的にディスカッションに参加していただき、青年会議所メンバー同士の理解を深めることができたのではと思います。

そして、メインであるビジネス事業を9月に行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症によるまん延防止重点措置発令等による影響などにより延期となりましたが、11月に開催することができました。内容としては佐賀市の新規事業を志す若者のアイデア創出を目的とした講演会、グループワークを行い、応募者も少ないながらも個性ある方たちが参加され、様々な意見交換が行われました。今回の応募者の案はさがあい基金主催の審査会へ、次年度以降となりますが新規事業発足への一歩となるよう引継ぎをおこなって行きます。

さらに、10月には佐賀市長選挙公開討論会が行われました。8年ぶりの佐賀市長選挙であり、7名の立候補予定者が参加、佐賀新聞と報道協力をおこない、YouTube配信を行うなど過去の公開討論会とは色々と異なる形での開催となりました。当日は様々なトラブルもありましたが理事メンバーをはじめ、多くのメンバーが当日参加し協力していただきました。YouTubeの動画も市長選挙開催までに12000以上の再生回数となり、佐賀市長選挙立候補予定者の政策や主張を、市民に正確に伝えられる機会を設けることが出来たと思います。

また、11月例会では出向者報告を行いましたが、江崎特別顧問の取り計らいにより日本青年会議所専務理事であり、次年度会頭予定者である中島土君に訪問・講演して頂けることになりました。当日はタイムスケジュールが大幅に伸びてしまい、後半駆け足の進行となりましたが、非常に熱のある例会になったと思います。次年度出向予定者も例年より多くの方が参加されるとの事で、出向に多くのメンバーが興味を持って頂く切掛けとなったと思います。

最後に、担当していただいた岩永室長、吉村副理事長にご指導、そして最後までフォローをしていただきありがとうございました。そして、古川理事長をはじめとする理事の皆様には貴重な経験をさせていただく機会を与えてくださり、感謝申し上げます。さらに、スタッフをはじめとする委員会メンバーには今年最後までついてきてくれたことが非常に嬉しかったです。ついてきてくれたからこそ最後まで頑張ることが出来たと思います。1年間本当にありがとうございました。

# 公益社団法人 日本青年会議所

## 2021年度 九州地区協議会

### 出向者報告

九州地区協議会  
運営専務 江崎正徳

まずは公益社団法人日本青年会議所九州地区協議会2021年度運営専務として様々な面で皆さまにご理解ご協力いただいたことを感謝申し上げます。2021年度はこれまで青年会議所で培ってきたすべてのことを発揮し、故郷、九州、そして日本へ向けて自分たちができる精一杯の運動を発信しよう。そしてそれをLOM持ち帰るという気概を持って職務に向き合ってまいりました。

2016年度のことになりますが、当時九州地区協議会の議長として出向させていただいた私は、自らが進める運動の方向性をなかなか決めることが出来ずスムーズなスタートを切ることができませんでした。それでも何とか職務を全うした際には多くの学びと繋がりを得ることはできましたが、運営面、運動面において反省すべき点も多々あったことを覚えております。それから月日は流れ、2019年度、2020年度にLOMの理事長、佐賀ブロック協議会の会長をさせていただきましたが、やはりその時々で多くの気付きをいただくことができました。これまでの多くの出会いや学びにより、これまで以上に俯瞰的に地区協議会という組織と向き合うことができたのではないかと思います。

肝心な運動面はコロナウィルスの感染拡大に伴い多々制限されることもありましたが、その環境下でできる最大限の運動を役員が一丸となって取り組むことができたと考えております。中でも都城市をモデル地区としたデジタルを活用した地域通貨の促進事業、ご当地佐賀市から生まれた九州防災減災対策協議会との連携は、これまでの考え方やネットワークを生かすことができて職務を全うし、形として残してくれた各委員長の皆さんには感謝の念を禁じえません。

その他にも九州コンファレンスでは、様々なドラマが発生しながらも地区協議会の運動を発信できましたし、私の担当である会員会議所会議や地区ファイナルにおきましても色々と不備はありましたでしたが本年の運動を次年度へと引き継ぐことができました。まさしく柴崎会長を筆頭に素晴らしいチームが出来上がったのではないかと思っております。

青年会議所は、単年度制ということもあります。ですが、その年々で培ったもの、出会った人たちとの縁を大切にしていくことで点と点が繋がりいつしか面白い化学反応を起こせる組織だと思っております。

私自身の現役生活も残り1年となりました。最終年度はこれまで学んだ一つでも多くの経験と出会いをメンバーに伝え、今後の青年会議所の発展に貢献して参ります。

# 公益社団法人 日本青年会議所 九州地区 佐賀ブロック協議会 出向者報告

2021年度 佐賀ブロック協議会  
防災支援グループ 副会長 木原 典克

日頃より佐賀ブロック協議会の運動にご理解を賜り、誠にありがとうございます。2021年度の公益社団法人日本青年会議所の基本理念である「輝く個が切り拓く 真に持続可能な国 日本の創造」を佐賀の地から力強く推進するために、「新しい時代に立ち向かい 人と人を紡いでいく 持続可能な佐賀の実現」を基本理念とし、県内JAYCEEメンバーや市民の皆様お一人お一人や各地域の持つ個性が輝き、あらゆるカウンターパートと共に、新たな価値を共創し、共感の輪を描く運動を未来に紡いでいけるように、一年間運動を展開してまいりました。

まずは、SDGs推進委員会では、中高生を中心とした若年層と共に、持続可能な社会に向け、SDGsの理解を広く県内に浸透させることを目的とした、学生とのフォーラムを行いました。多くの方々にSDGsへの理解を深めていただくとともに、県民やメンバーにSDGsを身近に感じていただき、SDGsへの理解を深めていただくとともに、県民やメンバーの意識醸成を図ること、また、SDGsの理解を深めることも、もちろんですが、SDGsの実践に繋がる運動を起こすことができたと感じております。

そして、年も豪雨災害による被害が発生しましたが、防災プラットフォーム委員会では、各LOMメンバーによって県内の災害へ対応するための体制をより整備し、災害に関する情報の収集力を強化し、災害復旧のためのボランティアスタッフの派遣や、県内各LOMのマンパワーと情報発信力をより活用できる体制をつくり、災害への対応を行いました。

なお、今回の衆議院議員選挙公開討論会はJCが、一般市民に先駆けて国政選挙の重要性を正しく理解し、地域を担うリーダーとして投票の必要性を伝播する必要がありました。佐賀ブロック協議会会長に参画して頂いたことで、JCの意義を発信することは出来たと思います。今後も時代に合わせた、新しい手法による公開討論会を早い段階から模索し環境を整える事で、より多くの県民に発信し、質の高い事業が出来ると確信しました。

また、アカデミー・LOM支援委員会では、3回のアカデミー事業、会員拡大セミナーを行い、実際に参加されたアカデミー生からは全体的に前向きな意見を頂き、十分に今回の事業目的を達成できた事はセミナーを開催する価値があったと感じ、LOMの垣根を超えた交流事業を行うことが出来ました。

さらに、ブロック大会運営委員会では、今年もコロナウイルスの影響を鑑み、Webを中心とした発信を行いました。これからもブロック大会はブロック協議会の運動の発信の場であり、そこで何をするのか、誰に向けた事業を行うのか、開催の是非や開催方法などこれらのブロック大会の在り方を議論すべき時だと感じています。

結びに、今後とも当協議会へのご理解、ご協力をお願いすると共に、佐賀JCメンバーが、九州地区、本会、JCで存在感を示して行けることを記念して、報告に代えさせて頂きます。

## 2021年 LOM内褒賞及び皆勤賞受賞者

### 〈個人褒賞〉

委員会名	氏 名
総務委員会	森 公照
65周年委員会	山本光一郎
未来に繋がるまちづくり委員会	今泉 直人
青少年・環境委員会	久米 雄大
国際・災害対策委員会	蒲原 伸矢
会員研修・ビジネス委員会	武田 星弥

### 〈委員会褒賞〉

委員会名	国際・災害対策委員会
------	------------

### 〈理事長特別褒賞〉

役職	氏名
事務局長	古賀 久達

### 〈皆勤賞〉

【4年】	
園田 耕太郎	
【3年】	
西村 祐二郎	古川 健太郎
島内 陽輔	
【2年】	
川上 大輔	船津 貴之
光吉 勝助	菱岡 英貴
高橋 佑輔	

【1年】	
江崎 正徳	松永 公助
吉村 篤	渡邊 雅夫
音成 信介	溝口 貴将
岩永 清邦	久保 隆佳
畠中 隆嘉	古賀 修平
渡辺 満	船津 和弥
蒲原 伸矢	松尾 陽介
山田 慎也	



## J C ソング

J C J C J C  
世界を結ぶ 若き團結  
新しき世紀の 希望となりて  
永遠に栄繁ん 我等の集い

J C J C J C  
奉仕の理想 探求めつつ  
祖国の進歩の 力となりて  
先駆けゆかん我等の集い

## あした 明日のために

1. 若さと若さが 手を結び  
明日にいつも 向かうのだ  
豊かな未来 めざしつつ  
日本の道を 創ろうよ  
行こう J A Y C E E  
明日のために

2. 心と心を つなぎ合い  
大きな虹を かけるのだ  
生きてることの 喜びを  
すべての人に 投げかけて  
行こう J A Y C E E  
明日のために

3. 命と命が 満ちあふれ  
光りとなって 燃えるのだ  
世界の窓に いつの日も  
希望の夢は はばたくよ  
行こう J A Y C E E  
明日のために

## 若い我等

1. 若い我等が 手を取り合って  
進む行く手の 青い空に  
輝く J C 明るい希望  
足なみをそろえて 行こうじゃないか

2. 世界を結ぶ 若さの力  
互いに尽くす 楽しさこそ  
J Cの理想だ 新しい日だ  
足なみをそろえて  
行こうじゃないか

3. 若い我等の 心を集め  
つくる集いに 未来をかけて  
J Cの仲間は 皆信じあう  
足なみをそろえて 行こうじゃないか

## 一般社団法人 佐賀青年会議所事務局

〒840-0805 佐賀市神野西4丁目3番18号  
TEL (0952) 32-1565 FAX (0952) 30-6964  
URL <http://www.sagajc.or.jp/>  
Email [info@sagajc.or.jp](mailto:info@sagajc.or.jp)

発行 2022年4月

発行者 一般社団法人 佐賀青年会議所

編集者 一般社団法人 佐賀青年会議所 総務委員会

# 2022



**Junior Chamber International Japan/SAGA**

Worldwide Federation of Young Leaders and Entrepreneurs

一般社団法人 佐賀青年会議所  
<http://www.sagajc.or.jp/>